全体版

「災害への整備状況等に関する調査」報告書

ー福祉関係者における相互の連携をめざしてー

平成 26 年 7 月
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

○本報告書の「災害への整備状況等に関する調査」は、「平成 24 年度共同募金配分金」により実施し、また「『災害時要援護者支援に関する課題』に係る座談会」は、「平成 25 年度共同募金配分金」により開催しました。寄附者の皆さまにお礼申し上げます。

災害時における要援護者支援については、社会福祉協議会、社会福祉施設、当事者団体等の各主体の相互理解と連携が大切とされています。
本会では平成 24 年度に、これら各主体における災害に対する整備状況や、地域との平常時からの関わりについて把握することを目的に、本会会員を対象としたアンケート調査を行うとともに、平成 25 年度には調査内容を基に、地域で取り組まれている災害時要援護者支援の事例を共有するため、関係者による座談会を開催しました。
この度、調査結果概要と座談会の内容について「災害への整備状況等に関する調査」報告書としてまとめました。
調査実施以降、各地域での取り組みがより一層進んでいることが推測されますが、本報告書が災害時に備えた活動が促進されるだけでなく、発災時の有機的な連携へとつながる機会となれば幸いです。
最後になりますが、業務多忙の中、調査及び座談会にご協力いただいた関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

＜ 目 次 ＞

Ⅰ．調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ１

Ⅱ．調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ２
　１．共通項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ２
　２．各調査から見えた特徴的な課題・・・・・・・・・・・・・ｐ３
　　（１）社会福祉協議会編・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ３
　　（２）社会福祉施設編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ４
　　（３）第２種正会員連絡会構成団体編・・・・・・・・・・ｐ６
　３．調査から見えた災害時要援護者支援の課題と整理・・・ｐ８

【調査へのコメント】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ10
「『災害への整備状況等に関する調査』から見えるものと今後への生かし方」

Ⅲ.「災害時要援護者支援に関する課題」に係る座談会・・・・・・・・ｐ12

【各調査編】

Ⅰ．社会福祉協議会編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ33
Ⅱ．社会福祉施設編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ58
Ⅲ．第２種正会員連絡会構成団体編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ95

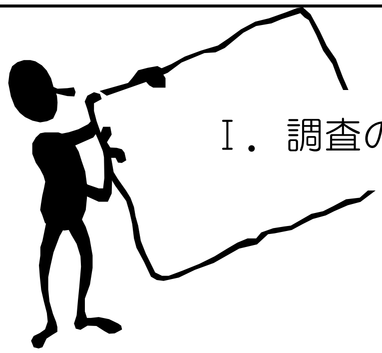

Ⅰ．調査の内容

１．ねらい

　災害時における要援護者支援については、社会福祉協議会、社会福祉施設、民生委員児童委員、当事者団体、職能団体等福祉関係者など各主体の相互理解と連携が大切とされている。それぞれが、平常時から災害時どのように備えており、これら地域の関係者と具体的にどのように関わっているのか把握するため調査を行った。

２．調査内容

１．災害への整備状況（地域防災計画位置づけ、災害対応マニュアル整備、研修の有無等）
２．平常時からの地域（自治会、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等）との取り組み
３．東日本大震災関連の取り組み

３．調査期間　平成 24 年 12 月 6 日から 26 日

４．調査対象

調査対象	調査数	回答(回収率)
１．市町村社会福祉協議会	33	25（76%）
２．社会福祉施設（※1）	451	172（38%）
①　特別養護老人ホーム、老人デイサービス	83	30（36%）
②　障害施設入所支援、生活介護・療養介護、障害就労移行支援・継続支援事業所	198	86（43%）
③　更生保護施設等	15	9（60%）
④　母子生活支援施設	13	6（46%）
⑤　児童養護施設・乳児院	42	22（52%）
⑥　介護老人保健施設	20	7（35%）
⑦　保育所	80	12（15%）
３．当事者団体・職能団体等（第２種正会員連絡会構成団体）（※2）	41	12（29%）
合計	525	209（40%）

（※1）社会社会福祉施設について原則的に本会施設部会種別協議会会員を対象とし、会員数が多い種別協議会（高齢系、障害系、保育系）は無作為抽出とした。
（※2）第２種正会員連絡会は、社会福祉を直接的に推進する全県的な団体であって、当事者（親の会含む）の組織、ボランティア組織、職能別従事者組織、その他社会福祉関係団体等を持って組織している本会会員組織である（構成団体数は 41）。

５．調査方法

・調査対象に調査票を送付し、ＦＡＸもしくはE-mailにて回答を得た。
・本調査は、災害に備えた具体的な取り組みを把握することのねらいから、一部統計的項目を含んでいるが、記述調査を主として実施した。

Ⅱ．調査結果の概要

１．共通項目

本調査で社会福祉協議会、社会福祉施設、当事者団体・職能団体の調査対象ごとで、「地域防災計画の位置づけ」「災害時支援協定」「災害時行動指針やマニュアルの整備」「職員研修の実施」「自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み」を共通項目とした。

以下は各項目での結果を示す。

（１）地域防災計画の位置づけ

地域防災計画における位置づけについて、回答のあった社会福祉協議会 96%、社会福祉施設 58%、当事者団体・職能団体 17%（構成団体含む）が、具体的に位置づけられていた。

社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの設置・運営、社会福祉施設は福祉避難所の指定とする内容だった

（２）災害時支援協定

災害時支援協定の有無については、回答のあった社会福祉協議会 40%、社会福祉施設 18%、当事者団体・職能団体 17%（構成団体含む）が関係団体と協定を締結していた。

協定先として社会福祉協議会は「行政」が主であり、社会福祉施設では「行政」「他施設」「町内会・自治会・消防団体等の地域の団体」、当事者団体・職能団体では「全国組織」であることがわかった。

（３）災害時行動指針やマニュアルの整備

災害時行動指針やマニュアルについて、回答のあった社会福祉協議会 68%、社会福祉施設 50%、当事者団体・職能団体 42%で整備していた。

（４）災害対応訓練や職員研修の実施（社会福祉協議会、社会福祉施設のみ）

災害対応訓練や職員研修について、回答のあった社会福祉協議会 72%、社会福祉施設 75%で実施していた。

実施上の課題について把握したところ、社会福祉協議会ではマニュアルの見直しが必要であること、社会福祉施設では勤務体制がさまざまで統一した訓練や研修が困難、職員不足による訓練及び研修を行う時間を設けられない等が挙げられた。

（５）自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み

自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組みについて、回答のあった社会福祉協議会 80%、社会福祉施設 72%、当事者団体・職能団体 25%（構成団体含む）で進めている。

社会福祉協議会では災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催、災害ボランティアネットワークとの情報交換、自主防災組織に向け要援護者の支援方法等について啓発活動に取り組んでいた。

社会福祉施設では行政との協定について協議、自治会の災害時要援護者支援の検討会に参加、防災拠点と併せて地域交流室を開設、他法人他事業所との情報交換・災害に備えた防災マニュアルの作成等に取り組んでいた。

当事者団体・職能団体では、自治会が行う防災訓練へ参加、市要援護者災害に関する行動マニュアル作成の協力等に取り組んでいた。

２．各調査から見えた特徴的な課題

（１）社会福祉協議会編

①地域防災計画に位置付けられ役割「災害ボランティアセンター」

○多くの市町村社会福祉協議会が地域防災計画上に、災害ボランティアの受入調整の役割が位置づいていることがわかり、それに伴って災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備がそれぞれにて進んでいる。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

【協定内容】

・市が行う避難及び応急対策への協力・り災者の保護及び救援物資の支給・ボランティア受入における協力

・災害ボランティアセンターの設置・運営と平常時からの市、ボランティア団体等との連携、環境条件の整備

・災害時において、市内外からの災害ボランティアを受け入れるため、行政、市町村社会福祉協議会、災害ボランティアネットワークにより保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。

②要援護者のニーズ把握とコーディネート

○市町村社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの役割として、「災害時要援護者への支援」「住民活動、当事者活動への支援」などを位置づけているところもあり、ボランティアの受入調整は、地域住民のニーズ対応を基本としていることは、これまでと変わらない。

○しかし、東日本大震災においては、災害ボランティアセンターが瓦礫撤去等の作業に追われ、障害者や高齢者など、平常時においても生活課題を抱えている方の災害時のニーズについて活動することが難しかったことも反省点としてあがっている。

○要援護者のニーズ把握と支援活動の創出をどのように進めることができるのか、平常時からの活動を含めて、検討する必要がある。

③運営体制をどう構築していくか。

○これまで設置されてきた多くの災害ボランティアセンターは、被災地の社会福祉協議会や行政を中心にしつつも、青年会議所や災害ボランティアセンター立上経験者、被災地県社会福祉協議会など、外部の関係者が関わりを持ちながら運営されてきた。

○本調査でも、県内の社会福祉協議会の多くが、協定により行政、社会福祉協議会、災害ボランティア等が協力して運営することが基本となっていることがわかった。

○しかしその一方で、「常勤職員が少ないなかで、職員自身も被災や負傷した場合を想定すると、現状業務の継続と災害対応に対する職員配置がどこまで可能か」「災害ボラセンの運営と日常業務、避難所（福祉会館）と通常業務にどのように対応するか」といった課題がみられた。

○限られた職員体制で、災害ボランティアセンター運営も含めた社会福祉協議会業務全体に対応できる体制をどのように構築するか、課題がある。
○また、災害時の活動財源の裏付けなど、資金をどのように確保するのかも課題となっている。

④災害に備えた福祉関係者との平常時からの取り組み

○災害ボランティアセンターについては、センター設置・運営訓練を行政や災害ボランティアなどと実施し、また、地域住民が災害ボランティアセンターの運営協力者になれるよう、ボランティアコーディネーター養成講座の開催も行われるなど、日頃から体制整備を地域と共に取り組んでいる。本調査でも、地域の関係団体との取り組みの多くは、災害ボランティアコーディネーターの養成が多くを占めた。
○一方で、災害時において、一般避難所での災害時要援護者の避難生活の困難性が明らかとなった。一時避難所の多くは、住民が運営することから、災害時要援護者の受入れ体制等をどのように構築していくのか、平常時からの備えが注目されている。社会福祉協議会としても災害ボランティアセンターの運営に目が行きやすいが､取り組みを進めることができるのではないか。
○本調査では、災害時要援護者に対して、行政や自治会と連携して、災害時要援護者登録制度を推進しているところや、社会福祉協議会から自治会に働きかけ、要援護者となりそうな人を見守るしくみづくりをモデル的に進めている地域もあり、地道な地域の支え合いづくりを改めて見直す必要があるのではないか。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【平常時からの取り組み】
・単位自治会をモデルとして、平常時から災害時に備えた見守り･支え合いのしくみづくりに向け、研修会等を開催している。モデル地区となる地区自治会及び民生委員児童委員に向け、見守りを強化するための「～地域活動に携わる方のための～個人情報取り扱い講座」を実施した。

（２）社会福祉施設編

①災害時要援護者の受入先としての役割

○回答した施設の多くが、行政と協定を締結しているか否かを問わず、地域に所在する社会福祉施設として、災害がおきたときに支援が必要となる要援護者へ、自施設サービスの提供を考えている。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【災害時における役割】
・地域の障害者の避難所として、居場所、生活支援／住民の受入　等

②地域防災計画に位置づけと課題

○地域防災計画上、要援護者の受入について位置づけられ、協定を締結しているが、協定締結が進んでも、資機材、備蓄品の財源の担保がされていないところ、利用者だけでない避難者に対し、受け入れるための人材や資金が担保されていないこと等が課題としてあがっている。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【地域防災計画に位置づけられている場合、行政からの提供内容について】
・市と、緊急時における身体障害者受入にかかる協定を締結（毎年、市サポート事業にて資金面の提供を受け、備蓄食糧、防災備品等を整備している。）
・市の防災計画において、「災害時における障害者の緊急受け入れに関する協定」を結ぶ。この協定における整備費を受け、災害時用の毛布を購入し備蓄。

・「災害時等における障害者の緊急受入に関する協定書」を結んでいるが、実行性のある内容の検討はまだ行われていない。
・協定受入人数分の食料と水及び簡易トイレが提供されているが、人材と資金他はない。
・福祉避難所の指定を受けているが、自治体から事業所への人材、備品、資金等の提供は受けていない。

③地域からの避難想定が難しく、施設内整備が進みにくい

○しかし、自施設に地域からどのくらい避難してくるのか、要援護者がどのくらい地域にいるのかわからないなどを理由に、体制作りが具体的に進まないことが、課題としてあがっている。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【災害に備えた地域との関わりでの課題】
・知的障害者の事業所を知らない住民の方も多い。避難できる場所であることの周知が必要
・地域にどのくらい支援が必要な方がいるのかわからない。
・災害受入窓口であることを知らない住民が多い。
・地域住民の受け入れや、その為の支援や関わりが具体的に見えない。
・福祉避難所的な機能となることを想定しているが、具体的にどのくらいの要援護者が避難してくるかわからないため、備蓄食糧などの量が適切なのか否かの判断がつかない。

④お祭りや会議室の貸出等、地域との関係作り

○地域にある社会福祉施設として、自治会等の地域の関係団体と協力関係作りは丁寧に取り組んでいる経過がある。防災訓練や会合に参加し、災害時にも相互で協力を呼びかける関係性を意識的に作っていた。地域の行事に参加すること、社会福祉施設の行事に参加してもらうこと、こうした日常のやりとりが、社会福祉施設自体を知ってもらうことにつながっている様子がうかがえた。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【平常時からの関わり】
・自治会、商店会の会合に出席し、協力要請している。自治会、町内会と相互応援協定締結
・近隣地区に防災拠点を整備し、同スペースに地域交流室を設ける計画を策定。この地域交流室では、日頃から地域住民が知り合い、つながりが維持できるよう集える場を想定。
・施設の各種行事をとおして自治会や民生委員児童委員、ボランティアの協力・参加を得る中で、地域の行事の際に、法人・施設が持っている会議室や臼の貸し出しをするなど、連携の取れる関係性を築いてきている。園庭を自治会の防災訓練の場として使用している。

⑤災害時にもサービスを継続する

○さらに、地域内・市町村にある他施設、県外施設との協定により、職員派遣・資機材の提供などを迅速に行う体制を作っている。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【施設間協力体制づくり】
・地区災害対策における福祉の種別を超えたネットワークづくり
・区障がい福祉支援協議会 IH ネット
・地域災害弱者防災支援連絡会議
・災害時要援護者支援を考える会
・県外社会福祉施設と災害時相互応援協定を締結

⑥外部支援者の受入とその課題

○施設間同士の協定、施設と自治会との協定等で体制作りが図られ、災害時に社会福祉施設に対して外部支援者が入ることが想定されている。受入れる側の社会福祉施設が外部支援者に対して期待する役割として、他施設などからの福祉・医療専門職へは直接介助・医療措置などを、地域住民やボランティアなどには、調理要員、清掃業務、食事の配下膳、利用者の見守りなどを考えていることがわかった。

○しかし、受入コーディネート業務・受入マニュアルの整備が無いことや、外部支援者への食事・宿舎提供、安全管理等をどのように確保していくのかなど、課題も見えてきた。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

【外部支援者の役割】

・高齢者への生活支援全般、調理要員、清掃業務、在宅高齢者の安否確認

・瓦礫の撤去作業などハード面の復旧、物資の運搬作業、利用者の見守り、介助

・福祉･医療専門職の場合、直接介助や医療処置について、当施設職員と組んでいただく。地域住民などその他の場合、食事の配下膳や瓦礫、散乱物の撤去及び整理

・衛生管理･物品の調整等

【外部支援者の受入課題】

・外部支援者受入に関わる業務、宿泊希望者への場所等提供、安全管理

・重度知的障害を有する方が多いためコミュニケーションや安全。

・食糧の提供、外部資源の受入窓口の設置が可能であるか不安

・受入マニュアルを整備していないため、その都度の判断となること。

・直接支援内容の伝達･情報共有

○災害時において、利用者への継続したサービス提供、要援護者の緊急受入れ、近隣住民の受入れの姿勢が持っていることがうかがえ､そのための基盤整備に取り組んでいることがわかった。

○課題として、緊急受入れの備品確保、コーディネーターとなる人材育成・確保、さらには、障害・高齢等の利用者理解があげられた。

○地域との相互支援ができるよう、日頃から行事への参加、会議室の貸出等を通じた関係作りが行われている。地域住民と社会福祉施設との関係作りは、障害への理解が進むことや、普及啓発を事業所側からの働きかけも必要であることがわかった。

（３）第２種正会員連絡会構成団体編

①会員向けの研修・訓練・研修の取り組み

○構成団体は､各団体自体の多くが会員組織であったことから会員向け研修会や訓練の実施事業、会員に向けた災害に備えた啓発事業の取り組みを把握したところ、67％で取り組んでいた。地域自治会への訓練への参加、東日本大震災を経験しての意識・行動の変化の調査、当事者の視点から災害時の備えを盛り込んだハンドブックの作成などの活動が見られた。

②医療的ケアなど配慮が必要な特徴的な課題

○調査から「人工透析の継続」「精神疾患や内部疾患のための服薬」「自閉症等の環境的配慮」「障害特性での避難誘導、避難生活の困難さ」が課題に挙げられた。

○しかし災害時に自宅での生活が難しく、近隣の一時避難所での生活となった場合、福祉的配慮のある環境が必要といえるが、平常時から障害理解をどのように広めていくか。当事者参加をどのように進めていけるのかが課題となっている。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【災害時における特徴的な課題】
・身体・視覚障害者への誘導介助や、盲ろう者・聴覚障害者への手話通訳者等の確保、情報の伝達。内部障害者（人工透析）等における、定期的な医療行為が必要。
・意思の疎通が難しく、感覚過敏、独特な物事の捉え方があるので、体育館などの集団での避難生活は難しい。避難所に福祉的配慮がないので、避難所に入れない。
・集団の中に長時間居る事が出来ない人が多いため別の部屋が必要となる。
・週に3日の人工透析で命を保っている。透析施設の災害対策にとどまらず自治体単位の透析施設救済計画、県外透析施設への患者の移送等が必要。
・障害の理解が支援者に難しい。地域で障害理解が進まない。
・医療的ケアが必要な方の電源確保や医薬品・経管栄養剤・常備薬の確保
・自ら精神障害と名乗り出ることができない、守秘義務を守ってもらえない可能性が大きい。

③平常時から災害に備えた福祉関係者との取り組み

○身体障害のある当事者団体が行政と協議し災害時用トイレを開発していることや、当事者親の会では、積極的に防災訓練に参加していること、障害の理解啓発ハンドブックを作成・配布するなど、地域によりさまざまな活動が行われている。

○課題に、「要支援者について「手挙げ方式」になかなか手を挙げる人がすくない」「要援護者支援への協力を望みたいが、自ら名乗り出ることができない」「地域での障害理解が進まない」などが把握された。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
【平常時からの取り組み】
・自閉症の避難所での支援方法を申し入れ。災害時要援護者理解・支援DVD作成協力。防災ハンドブックを自治会や民生委員児童委員に配布
・市総合防災訓練に要援護者として参加
・災害時要救助者、災害時要援護者に登録
・防災勉強会の開催、防災に関する講演会
・避難訓練に参加、防災マニュアルの見直し
・自治会、町内会主催の防災訓練へ参加
【取り組む上での課題】
・要支援者については、希望者は「手上げ方式」によって要支援者となるが、手をあげる人が少ない。
・自閉症のある本人が訓練に参加しづらい。
・県内自治体別下部組織での災害対策の歩調を合わせること。

○当事者・家族が持つ特徴的な課題を把握した。当事者の立場から、障害に関する理解・普及活動に取り組んでいた。また、会員間で災害への備えを進めていく啓発活動にも取り組んでいた。

○行政が進めている災害時要援護者に登録をしているも、手を上げにくい人もいることがわかった。

３．調査から見えた災害時要援護者支援の課題と整理

高齢の方、障害のある方、子ども、外国につながる方など平常時においても、さまざまなサポートが必要な方々は、災害時においては一層のサポートが必要となる。

国では災害対策基本法の一部改正（平成 25 年６月公布）により、「高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成」することを義務付けること等が規定された。

また、国ではこの改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が平成 25 年８月に策定・公表され、さらなる避難行動支援のために取り組む事項として、地域の共助力の向上を指摘している。

各自治体においては、こうした国の動きに合わせ、地域の状況に応じて、避難行動要支援者支援の取り組みが進んでいるものと考えられる。

①内閣府「災害対対策基本法等の一部を改正する法律の概要」より抜粋

●住民等の円滑かつ安全な避難の確保

・　市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

②内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要」より抜粋

●第５　避難行動支援にかかる地域の共助力の向上

地域の特性や実状を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

・高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと

・民間団体等との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること　など適切に取り組むこと

一方、本調査では、社会福祉協議会、社会福祉施設、当事者団体において、避難行動から避難生活、その後の生活再建も含めて災害時要援護者支援を考え、関連した活動に取り組んでいることがわかった。

その内容からは、災害時要支援者支援をより広げ、また深めていく課題として、「災害時における障害理解の広がり」と「災害に備えた住民との関係作り」というテーマが明らかとなり、これらは災害時にすぐに対応できるものでなく、平常時から関係者における地道な取り組みが、災害時にも身を結ぶという結果で解決でき得るものでないだろうか。

以下、本調査での概要を示すこととする。

（１）災害時における障害等の特徴的な課題の理解

○当事者団体からは、災害時において「人工透析の継続」「精神疾患や内部疾患のための服薬」「自閉症等の環境的配慮」「障害特性での避難誘導、避難生活の困難さ」が課題に挙げられた。

○災害時に自宅での生活が難しく、近隣の一時避難所での生活となった場合、福祉的配慮のある環境が必要だが、一時避難所の多くは、住民が運営することから、災害時要援護者の受入れ体制等は十分ではない。

○また、「要援護者支援への協力を望みたいが、自ら名乗り出ることができない」などの不安があった。

○社会福祉施設では、災害時要援護者の受入れを役割と考えられているが、実際に地域からどのくらい避難してくるのか、要援護者がどのくらい地域にいるのかわからないなどを理由に、施設内での体制作りが具体的に進まないことが課題としてあった。

○市町村社会福祉協議会からは、高齢者のみならず知的障害等の障害者支援がどこまで確保できるか課題として挙げていた。

（２）平常時における地域との関係作り

○障害理解を広めるため、身体障害のある当事者団体が主体となって行政と協議し災害時用トイレを開発していることや、障害当事者の親の会では積極的に防災訓練に参加していること、障害の理解啓発ハンドブックを作成・配布するなど、地域によりさまざまな普及啓発活動に取り組んでいた。

○社会福祉施設では、自治会等の地域の関係団体と協力関係作りは丁寧に取り組んでいた。防災訓練や自治会の会合に参加し、地域の行事に参加すること、社会福祉施設の行事に参加してもらうこと、災害時にも相互で協力を呼びかける関係性を意識的に作るといった、日常のやりとりは地域の災害時要援護者の把握にもつながると考えられる。

○市町村社会福祉協議会では､災害ボランティアセンターの役割として､「災害時要援護者への支援」「住民活動、当事者活動への支援」などを位置づけているところもあり、災害時において、ボランティアの受入調整は、地域住民のニーズ対応を基本としていた。

○しかし、災害ボランティアセンターが瓦礫撤去等の作業に追われ、障害者や高齢者など、平常時においても生活課題を抱えている方の災害時のニーズについて活動することが難しかったこともこれまでの災害時活動の反省点としてあがっている。災害時要援護者のニーズ把握と支援活動のコーディネートを平常時からの活動を含めて、検討する必要がある。

○具体的に、社会福祉協議会が行政や自治会と連携して、災害時要援護者登録制度を推進しているところや、社会福祉協議会から自治会に働きかけ、要援護者となりそうな人を見守るしくみづくりをモデル的に進めている地域もあり、住民と災害時要援護者の関係作りを進めている事例が見られた。

○一方で、社会福祉施設、福祉関係事業所、当事者団体等との連携が進んでいないとの課題が見られた。

調査へのコメント

「災害への整備状況等に関する調査」から見えるものと今後への生かし方

法政大学　大原社会問題研究所　客員研究員　大島隆代

この「災害への整備状況等に関する調査」は、県社会福祉協議会というマクロな圏域を対象とする組織が実施したからこそ、現場の各実践主体の現状を整理しつつ、今後どのように連携していくべきか、或いは、どのような部分で相互理解が必要かということを示唆できるものとなったといえよう。今までは、例えば社会福祉施設の種別ごとや職能団体ごとの状況把握はなされてきていたが、“地域”の中にあるさまざまな主体が持つ課題や発信事項を共有する機会は決して多くなかったからである。

調査結果の特徴から見えるものをあげてみたい。まず、調査対象となった社会福祉実践主体の調査票回収率の高さである。一部、回収作業が難しい施設もあったようであるが、総じて、災害への備えや災害時のサービス利用者を含む要援護者の対応というテーマへの関心が高いということが理解できる。地域防災計画の中での実践主体の位置づけが明確化されているという回答は、全体の 6 割近くであり、職員やメンバーへの研修を実施しているのは約 7 割にのぼっている。

また、地域防災計画への位置づけや災害時支援協定締結、行動指針やマニュアルの整備、職員研修等といったしくみを整える作業を、それぞれの組織の特徴を生かしつつ進めていっているということも分かる。特に、自治会等の地域の団体や民生委員・児童委員の皆さんといった関係者と一緒に、平常時からの取り組みを工夫しながら進めているなど、新しい資源やシステムを作るだけではなく、既にあるハード・ソフト両面の資源を生かして、支援方法や住民向け啓発活動などを開拓している事例も多い。災害への予備的対応は、得てして、予算等の財源や人材不足という問題を抱えがちだが、地域という現場で実践している主体であるからこそ、既存のさまざまな要素が貴重な資源にもなり得るということに気づいたり、それらを生かしていくことができるのだということを教えてくれる調査結果となった。わが国で多発してきた災害という過酷な経験の中で、社会福祉実践の領域での実践知の積み重ねの厚みを感じざるを得ない。

次に、社会福祉協議会、社会福祉施設、第 2 種正会員連絡構成団体という三つの領域の現状と課題の特徴をまとめてみる。

社会福祉協議会では、過去における大災害の実践事例を参考にして、自身の社会福祉協議会ではどのようなことが起こるのかをシュミレーションしているが、災害ボランティアセンターでのコーディネート業務と社会福祉協議会の役割としての地域福祉推進との兼ね合いに課題が生じるのではないかとの回答も多い。そして、災害時という混乱期に、動ける地域住民や外部から支援に来てくれた関係者の力をどれだけ生かしていけるかを、平常時からの地道な活動を振り返りつつ見直していく必要があると述べられている。

社会福祉施設では、自治体からの福祉避難所指定を受けていても、実際に避難所として運営する際の備品や資金が未だ整備されていないなど、実行性の面で課題を抱えている。

また、特に周辺住民をはじめとして、災害時という状況下での福祉避難所や要援護者の状態の理解に不安を示す声もある。“災害への備えや整え”を考える時に、物質的なものだけでない、“人”であるからこそ発揮できる想像力といったようなものが重要であるということも示している。

物質的な備えもさることながら、特に、地域の人たちの理解のうえで取りこぼされがちになるような視点をあげてくれたのが、第２種正会員連絡構成団体の皆さんからの回答であった。当事者団体などは、さまざまな生活のしづらさを抱えるサービス利用者の代弁機能も担っており、他機関や他団体との連携の必要性を日頃から感じておられるのであろう。緊急時に医療的ケアが必須となる要援護者もいれば、長期化する避難所生活などでの配慮を求める要援護者もいる。当事者団体の強みというのは、東日本大震災といった大災害での教訓を、いち早く全国の関係団体同士で共有しているといった状況をみれば理解できる。

しかしながら、いくら備えたと思っていても備え尽くせない状況に直面してしまうのが災害というものである。東日本大震災後の新聞記事によると、例えば以下のような問題が、震災後に新たに持ち上がってきたということが分かる。「高齢者 200 キロ移送、広域連携、手探り続く」「福祉避難所満杯、対処後の受け皿が課題」「要介護申請、被災地急増、通常の２倍から５倍」。これら以外にも多くの問題が噴出したり、また、複雑化したりした。災害の種類や規模、発生した場所や時間などによって、当初予想していなかった状況に陥ることもあるだろう。災害への備えには、“これで万全”という到達地点がないのかもしれない。

私たちは、立ちふさがる課題に対して、どうにも手を尽くせないという気持ちになりがちである。しかし、だからこそ、一つひとつの不安や懸念となる材料を整理しながら、それに対して何ができるかを少しずつでも考えていくことから始めるしかないのであろう。地域を成り立たせている個人や集団、組織といったさまざまなファクターがひとつの場に集まって、まずは語り合うこと、対話を重ねていくことから、備えや整えにつながる何かを見つけていかれたらいいと思う。また、災害への予備的対応を考えることやハード・ソフトといった資源を具体的に整えていくという作業は、日常・平常といった時間での実践と切り離して独立させるべきものではないだろう。各実践主体が活動の理念としていること、また、描いている理想の社会なり地域を目指すための確実な一歩につながっていくはずである。

今回の「災害への整備状況等に関する調査」が、私たちが目指す社会なり地域をつくっていくことのきっかけ、或いは一助になってくれることを期したい。

Ⅲ.「災害時要援護者支援に関する課題」に係る座談会

「災害への整備状況等への調査」において、当事者団体から災害時要援護者の訓練等への参加の推進や、一時避難所で避難生活を送らざるを得ない場合の工夫などの検討の必要性が挙げられ、また、本会が会員に対して取り組んだ政策提言に向けた課題把握調査においても、災害時要援護者支援の充実について継続した声として挙げられてきた。

そこで、「災害への整備状況等に関する調査」結果も踏まえながら、福祉関係者や当事者団体における災害時要援護者支援の事例を共有し、その取り組みについて広く発信することを目的に座談会を開催した。

日　時	平成 26 年 1 月 16 日（木）13 時 30 分から 16 時 30 分	
会　場	神奈川県社会福祉会館２階　第２会議室	
参加者	**＜コーディネーター＞**	
	・法政大学大原社会問題研究所客員研究員	大島　隆代　氏
	＜発表者＞	
	・横須賀地区自閉症児・者親の会　たんぽぽの会	浅羽　昭子　氏
	・湘南の凪もやい　施設長	染谷ひろみ　氏
	・(N)チャレンジドサポートプロジェクト　副理事長	今泉　修一　氏
	・民生委員児童委員(南永田山王台地区副会長)	内田　日彦　氏
	・葉山町社会福祉協議会	倉本　泰孝　氏
	・小田原市障害者サポートセンター所長	毛利　佳子　氏
	（毛利氏については当日所用により欠席のためご寄稿いただいた。）	

大 島 氏　法政大学大原社会問題研究所の客員研究員　大島と申します。進行役のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。私自身の研究のテーマの１つに、仮設住宅とかでの生活支援、地域で生活をしていくこと、その中にはいろいろな方いらっしゃいますけど、そういう方々をどう支えていくかというところを考えてきました。新潟県中越地震災害、あるいはそのあと大きな四川省の地震があって、そちらにも関係者や研修者の方々とご一緒させてもらい、その後は東日本大震災の時に現場を見させていただきました。

災害が起きてから大分経ってからの地域での生活支援というのは、その災害が起きる前からのこととまったく切り離されていることではなくて、つながっているということ。そこでどんなことをそれぞれの住人なり、それから団体の方たちなり、専門家の方たちが考えてきたか準備してきたかということが、「その後」にも大きく影響しているなという事を、私自身も学ばせていただきました。

浅羽氏　横須賀地区自閉症児・者親の会たんぽぽの会の会長をしています。横須賀地区のほかに県域では、あと 10 地区ある神奈川県自閉症児者親の会連合会としても防災に取り組んでおり、神奈川県社会福祉協議会とはそちらとのご縁でいろいろお世話になっています。親の会ですので、息子は 36 歳で自閉症です。一般就労をしております。うちの息子が就労して 10 年以上、仕事を続けられているということは奇跡に近いかなと。奇跡というのはいろいろな人との巡り合いがうまくいったなと、いろいろなことがあったので今があるのかなと思っております。

染谷氏　社会福祉法人湘南の凪もやいという社会福祉施設から来ました、施設長の染谷ひろみと申します。私どもの施設は逗子マリーナというリゾート地にありまして、後ろが山で三方、海という、そもそも「もやい」という名前が船と船をつなぐ、人と人をつなぐ、つながるという意味で付けられた、ほんとにいつも津波の危険と向き合っている所から参りました。

今泉氏　今の所属は NPO 法人チャレンジドサポートプロジェクトです。知的障害のグループホームを運営しています。昨年３月に特別支援学校の教員を退職して、そのあとすぐ学校の保護者の方と一緒にこの法人を作りました。地域生活をよりよいものにできればという思いから始めました。運営は、行政からの支援などがありますから、事務手続きさえやっていけば何とかできるのですが、一方で、障害のある方たちの余暇活動というか、会社から帰ってからとか、あるいは土曜日、日曜日の生活というのが、なかなかうまくいかない…というか、やることがなくてブラブラしているか、ということで、余暇活動がいろいろ楽しめたらいいかなというところで、スポーツ活動とか創作活動、文化的な活動、そういったものを休日にやっています。

個人的には東日本大震災がありまして、被災地のほうに延べ 80 日間ぐらい、支援に行って、向こうの障害者施設とか障害者自身の非常に大変な状況というのを垣間見て、ぜひ若い人たちに行って、一緒に行ってもらいたいということで、延べ 400 人ぐらいの方を連れて現地にボランティアに行ってきました。

内田氏　内田と申します。60 歳まで横浜市役所に勤務しておりました。辞めてまもなく「民生委員やらないか」と。それを受けてから、民生委員児童委員、保護司、地域防災拠点の事務局長をさせていただいておりますが、本日のテーマの中で私に関係するのは民生委員児童委員、地域防災拠点、南区災害救援ボランティアネットワーク副会長、横浜市防災ライセンス資機材取り扱い指導員の立場かと思われます。

倉本氏　社会福祉協議会は、日本全国の各都道府県・市区町村にそれぞれ設置され、地域福祉の推進を目的にした民間団体です。地域ごとに地域性が異なるように、各社会福祉協議会の取り組みもそれぞれです。本日は、社会福祉協議会の中でも葉山町社会福祉協議会の取り組みをご紹介させていただきながら、災害時や復興時期における要援護者支援について、皆さんの取り組みから学ばせていただきたいと思っております。

私は、新潟中越地震では小千谷市、東日本大震災では釜石市の被災地支援として、それぞれの災害ボランティアセンターで短期間ですが活動させていただきました。個人的にも災害に関しては強い関心を持っております。特に、要援護者支援に対しましては、日頃の備えがとても重要だと考えています。

◆「災害への整備状況等に関する調査」報告説明（県社会福祉協議会）

本調査は、災害時における要援護者支援について、社会福祉協議会、社会福祉施設、民生委員児童委員、当事者団体、職能団体の福祉関係者など、各主体の相互理解と連携が大切とされる中で、それぞれが平常時から災害時にどのように備えており、これら地域の関係者と具体的にどのようにかかわっているのか把握するために取り組みました。

高齢の方、障害のある方、子ども、外国につながる方など、平常時においてさまざまなサポートが必要な方々は、災害時においても一層のサポートが必要となります。災害対策基本法の改正を受けて、「高齢者・障害者等の災害時の避難に特に配慮を要するものについて名簿を作成すること」とされ、避難行動要支援者については関係者に予め情報提供をするなど支援対策も進んでいるところかと思われます。

本調査結果をみると、社会福祉協議会、社会福祉施設、当事者団体、それぞれにおいて、災害時要援護者支援に関連した取り組みが行われていることが分かりました。その内容から、「災害時における障害理解の広がり」と、「災害に備えた住民との関係づくり」というテーマが、災害時要援護者支援をより広げて、また、深めていくための課題として見えてきました。

災害時における障害等の特徴的な課題の理解

まず一つ目の「災害時における障害等の特徴的な課題の理解」についてです。

この調査で当事者団体からは、「災害時において、人工透析の継続、精神疾患や内部疾患のための服薬、自閉症等の環境的配慮、障害特性への避難誘導、避難生活の困難さ」が課題に上げ

られていました。
災害時に自宅での生活が難しく近隣の一時避難所での生活となった場合、福祉的配慮のある環境が必要となりますが、一時避難所の多くは住民が運営するということもあり、災害時要援護者の受け入れ態勢がなかなか十分には進んでいないというのが見えています。また、要援護者支援への協力を望みたいのだが、自ら障害を名乗り出ることができない、などの不安も挙がっていました。
社会福祉施設からは、災害時要援護者の受け入れを役割と考えてはいますが、実際に地域からどのくらい避難してくるのか、また、要援護者がどのくらい地域にいるのか分からないなどを理由に、なかなか施設内での体制づくりが具体的に進まないことも課題として挙がっています。市町村社会福祉協議会からは、高齢者のみならず知的障害等の障害者支援がどこまで確保できるか、課題として挙がっているところも見られました。

平常時における地域との関係づくり

次に、「平常時における地域との関係づくり」についてです。
障害理解を広めるため、身体障害のある当事者団体が主体となって行政と協議し、災害時トイレを開発しているところ、障害当事者親の会では、積極的に防災訓練に参加していること、「障害の理解・啓発ハンドブック」を作成・配布するなど、地域によりさまざまな普及啓発活動に取り組んでいました。社会福祉施設では、自治会等の地域の関係団体との協力関係づくりは丁寧に取り組んでいたかと思います。
防災訓練や自治会の会合に参加し地域の行事に参加すること、社会福祉施設の行事に参加してもらうこと、災害時にも相互に協力を呼びかける関係性を意識的に作るといった日常のやり取りは、地域の災害時要援護者の把握にもつながると考えられます。
市町村社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの役割として、災害時要援護者への支援・住民活動・当事者活動への支援などが位置づけられているところもあり、災害時においてボランティアの受け入れ調整は、地域住民のニーズ対応を基本としておりました。
しかし、東日本大震災での支援活動でも見られましたが、災害ボランティアセンターががれき撤去などの作業に追われて、障害者・高齢者など、平常時においても生活課題を抱えている方の災害のニーズについて活動することが難しかったのも、これまでの災害活動の反省点として挙がっています。災害時要援護者支援のニーズ把握と支援活動のコーディネートを、平常時から、どう活動を含めて検討する必要があるのではないのか、となっています。
また、社会福祉協議会が行政や自治会と連携して災害時要援護者登録制度を推進しているところや、社会福祉協議会から自治会に働きかけ、要援護者となりそうな人を見守る仕組みづくりをモデル的に進めている地域も県内にはあり、住民と災害時要援護者の関係づくりを進めている事例が見られます。一方で、社会福祉施設、福祉関係事業所、当事者団体等の連携が進んでいないとの課題も挙がっています。

大島氏

県社会福祉協議会でまとめた課題というのは、災害時における理解、当事者理解、障害者理解が広がると、災害に備えた住民同士の関係づくりにも影響していくと、それぞれ実践した組織の方々が感じているものといえます。
これはお金や仕組みや人というのが整備されるだけでは難しい課題を上げてもらったと思います。ただ、そうした障害への理解や地域での関係づくりは、ある程度進んでいるんだけど、かといって仕組みやお金がもう少し整備もされてほしい、その両輪の兼ね合いがなかなか難しいところだと思います。こういう形で調査結果を作成されたのは貴重だなというふうに拝見させていただきました。

◆横須賀地区自閉症児・者親の会　たんぽぽの会　　浅羽　昭子　氏

今日は横須賀地区自閉症児・者親の会・たんぽぽの会として参加させていただいておりますが、横須賀の知的障害に関係する団体、つくしの会と横須賀市の福祉を進める会という２つの団体の方たちとネットワークを作りまして「知的障害者地域支援ネットワーク」という名前で、数年前より、親の会の活動とは別に、独自の活動を行っています。もともとは、災害に取り組んでいたわけではなくて、権利擁護・障害者の人たちをどう守ったらいいのかというようなことで､講演会とか勉強会とかを進めてきました。

紙芝居を使った出前講座

こういう活動を進める中で、本当に知っていただきたい方たちは “隣のおじさんおばさん”のような近隣の方々。自分たちの子どもが日頃活動している所で、何かしら関わったり見ていて下さっている方たちとか、支援してくださっている方とかに、私たちの子どもたちのことをどう分かっていただいたらいいのかなということを、ずっと思っていました。

そのときに、横浜に「セーフティネットプロジェクト横浜」という会があるのですが、そこの紙芝居を使った出前講座の取り組み、地域に出向いて行って、そこで、障害の説明や災害時での関わり方をテーマとしていました。この活動を参考に、私たちの子どものことを理解してもらおうということで、紙芝居での活動を始めました。

この活動の良いところは、誰もが関係するテーマであるということです。実際の活動は、数年経って地域を 5、6 カ所しかまだ回ることができていません。なかなかこちらから地域に働きかけることが難しかったのです。難しかったので、横須賀市社会福祉協議会に話をして、会報に取り上げてもらったところ、地区社会福祉協議会の会長さんが集まる会で、出前講座をすることができました。

横須賀市社会福祉協議会のほうは、次年度も違う形で同じように、このような活動をしてもらいたいというふうに期待されていますので、引き続き一緒に協働していきたいなと考えています。紙芝居は、絵を多く使って、現実感を出すために東日本大震災の新聞記事を載せて､「私たちが訴えていることは事実なのですよ」ということを強調しています。

自閉症の特徴的なところとしては、障害説明を詳しくしないと分かっていただけないところなので、知的障害とは、ダウン症とは、発達障害とはというのを、説明を入れています。それも、子どもたちが実際に、こんなことで困りました、ご迷惑をかけました、とかという事例を入れまして分かりやすくお伝えするような内容が、出前講座の内容となっています。

また､「神奈川県自閉症児・者親の会連合会」のその上に「神奈川県自閉症協会」があり、さらに日本自閉症協会というのがあります｡「神奈川県自閉症児・者親の会連合会」は「神奈川県自閉症協会」の親部会です。日本自閉症協会では、冊子「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」を作っており、ぜひ参考にしていただければと思います。

災害時要援護者支援プラン　進みにくい課題

横須賀市の要援護者支援プランで、非常に残念に思うのは、災害時要援護者の登録者数が少ないということです。登録したメリットが明確でないところが課題と思っています。また、名

簿を実際に受け取らない町内会があったり、支援者が見つからないということも課題としてあります。支援者については強制的に探すものではないので、見つからないのはしょうがないのかなと思っています。支援者を見つけるためにも、具体的な役割や活動内容を明確にしておき、要援護者に対しても、支援者の方がいればこういう支援があるということを示さないと、プランが具体的に進まないだろうなと考えています。

支援者にとっては、要援護者を「助け出す」ところまで役割であると受け止められたことがあって、それでは負担が重過ぎると感じました。一次避難所に集まったときに要援護者の人たちが無事に避難してきているかどうか、避難所にそのままいるのか、要援護者の方の自宅が大丈夫なので帰りますという事を、記録に残しておくとか、支援者の役割は多様にあると思うのです。命を助け出すというよりも、少し敷居を低くするような活動内容の方が多分、支援者の方を探せるのじゃないかなという風には思っています。

そんな状況の中でも、実はすごくありがたいなと思ったのは、私の子どもがグループホームに入居しているのですが、そこの地域では、支援者の方で、元消防官という方が、たまたまその地域にいらっしゃって、その方が支援者になって下さっています。顔見知りになっていたので、東日本大震災が起きたときには、グループホームまで安否確認に来てくれました。そういうシステムがあるということは、すごく心強いです。

◆　湘南の凪もやい　　施設長　染谷　ひろみ　氏

「もやい」ができたのは阪神淡路大震災のあった 1995 年で、その年の 12 月にできています。当初はそれなりに防災意識を強く持っていたのですが、それから 15 年過ぎて、東日本大震災の時にはすっかり忘れていました。それで、当日は 200 名余りの方が当施設に避難しました。当施設は、大津波警報が解除される翌日昼まで、職員が泊まり込んで開放しました。

建物は３階建てで、１階が身体障害者を支援するデイサービスです。毎日、10 数名の方が利用しています。２階は知的障害者を主に対象とする生活介助事業所です。だいたい 41、42 名の方が利用します。３階は障害児の放課後保育「日中一時支援」で、６歳から 18 歳までの小中高の生徒が５人から 10 人程度利用しています。施設全体で６歳から最高齢 84 歳まで、60 名程度の方が毎日利用しています。

当施設の隣に保育園があります。保育園は０歳から６歳までですので、合わせて０歳から 84 歳までの方が、津波避難ビルである、もやいに避難しました。当施設だけで職員もあわせて 100 名、隣の保育園から当日 100 名ぐらいの園児と職員さんが、保育士さんが園児をおんぶにだっこして手を引いて、防災頭巾を被って、避難してきました。

当施設の半数の利用者が、知的障害と身体障害を重複していらっしゃるので、車いす全部捨てて、とにかく夢中で担ぎ上げて屋上に避難する経験をしました。それから当施設の前にあるマンション等近所の方や高齢の方も避難して来られました。

福祉避難所・津波避難所の指定

当施設では、行政と福祉避難所の協定を結んでいます。改めて福祉避難所の協定を読み返してみると「30 日間開設」となっており、「３階部分を開放する」として「100 名」を受け入れる。家族単位で、

実際 4 人家族だと 26 世帯収容になると思いますが、そういう指定を受けているけど、物資がないという状態でした。津波避難所の指定もあわせて受けていますが屋上にバスケットコートや庭園があるのですが 500 名の受入れ人数、1 平米に 1 人、500 平米なので 500 人と記載がありました。

東日本大震災の際に、指示したのは障害によりコミュニケーションがとりにくい方については庭園側に個別に避難し、集団での避難が大丈夫な方はなるべくバスケットコートに集めました。そういう指定はあるけれど何もないという状況があらためて分かりました。

それで、まず食料を確保しました。それから水も止まりトイレが使えませんでしたので、トイレの確保とか、それから、3 日分の薬を常に常備して、救護室を設けて、それに薬も備蓄するようになりました。何よりも連絡がつかなくて困ったので、個人情報ですが、メールアドレスを家族職員全部集めて、それを運用できるようにしました。

それから 2 年、3 年経って、自治体としての防災倉庫が設置され、防災課から５日分のトイレ、食料、毛布が運び込まれました。備蓄量は 100 人が３日間、滞在できるようにしました。

それから一番困ったのは、当日、防災無線が鳴っていても、施設内には聞こえてこなかったことです。ドアを開けてもよく聞こえず、100 メートル離れた消防署まで走って情報を取りに行ったりしました。その後、当施設内に防災無線が設置されました。また、防災課と直接つながるＭＣＡ無線も整備されました。

障害者自立支援協議会で議論　要援護者とは誰か

平成 24 年度から逗子市障害者自立支援協議会の防災部門に入っていて、参加メンバーは、当事者団体、知的障害者施設、精神障害者作業所、相談事業所、保健福祉事務所、市の防災課、障害福祉課とともに会議を重ねています。

今課題となっているのは、要援護者の支援ということで、「要援護者とは何か」ということからはじめて、逗子市が定めた避難行動要支援者の基準があるのですが、これに対して知的障害については、療育手帳がＡとＢがあるのですが、Ａの手帳は重度だから大変で、Ｂの手帳の方は大変でないとは必ずしもならない。Ｂの手帳を持つ方は、一人で行動するだけにそれはそれで危険があって､Ａの手帳を持つ方のみを要援護者として名簿作成を行うということではなく、手帳のＡ、Ｂの区別をなくしていこうと話をしていました。結果としてＡの手帳を持つ方は全員、Ｂの手帳を持つ方は従来通り手あげ方式となりました。

次には、避難所でどういう支援が必要なのかという個別プランを作っていく。では、誰が作るのか、そういうところの検討を進めています。

もともと東日本大震災の以前にも、地区の避難所開設訓練があって、訓練が始まってから継続して参加していました。なぜかというと、この地区に障害のある方がいるということを分かっていただくために、利用者の家族に了解をとって、ご本人にも協力してもらい、避難所訓練に車いすの人とか自閉症の人とか、誘い合って、訓練に参加していました。そこで車いすの段差の問題とかがうまくいかなかったことを、自分が体験するだけでなく、地域の人に知ってもらうことを繰り返して行ってきました。

課題については、民生委員のように地区の支援者といかにつながっていくか、いかに普段から障害のある私たちのことを知ってもらうかだと思います。

◆　(N)チャレンジドサポートプロジェクト　副理事長　今泉　修一　氏

教員の頃、養護学校で防災訓練に取り組んできました。防災訓練について、学校は義務化されているので、避難訓練は必ずやることになっていますが、非常に定型化していました。

きっかけは、新潟県で起きた中越地震と中越沖地震です。ある新聞で、エコノミークラス症候群で、車の中に避難している人が亡くなったという話がありました。亡くなったのは障害のある方ではなく、障害のある方のお母さんです。一般の避難所に避難できなかったお子さんと一緒にずっと車の中に避難生活をしていたということです。併せて、避難所に入れないという方が、そういう障害のある方がたくさん出て、注目されたのがこの中越沖地震かなと思っています。

特別支援学校での避難所開設訓練

これは学校としてもいろいろ学ぶ必要があると思い、そのあとに被災地のほうに行ってきました。特別支援学校の状況を聞いたわけですが、現在もそうですけが、特別支援学校は避難所でない所が多いです。なぜかというと、学校は県が持ってるんですよね。しかし、避難所の設置義務は市町村です。設置運営者が避難所を運営するということはないですから、県立の学校はほとんど避難所になっていない。それはこんどの東日本大震災でも同じでした。

こうした経過から、学校で避難所設営訓練をやった方が良いだろうと思いました。聞き取りでは、実際に、避難所であろうとなかろうと多くの人が避難してくる現実があるわけです。学校側が避難所じゃないから、校門の所で押し問答をするというような状況も生まれてきます。さらには、中越地震のとき、土曜日の５時半頃ということで学校に誰もいない時間に震災が起き、夕方暗くなって近隣の方が避難して来る。近隣の方はガラスを割って入って避難したという話もあります。

学校の中を誘導する人も仕切る人もいない状況の中で、校舎の中で、ベッドのついた保健室とか、校長室、あるいは会議室とかの良い場所に、最初に避難してきた人たちが占有してしまって、そこの学校の卒業生や在校生、高齢者の方は最後に学校に避難してきたようで、スペースはなく廊下や軒下にいたという話を聞いてきました。

もう１つの理由は、私がいた学校は政令指定都市の中にある県立学校です。生徒が横浜の北部と川崎ということで非常に広範囲からスクールバスで通ってくるので、地域に非常に馴染みがないのです。私が赴任してから、登校時に毎朝校門の所に立っていて、毎日挨拶するようになっていくと、地域の人たちは養護学校ということをわからず、「ここは何なんでしょう」と聞かれました。毎日散歩しているような人でも知らないということです。残念なことに近隣に知られてない学校でした。これは課題というふうに思い、地域の民生委員児童委員に呼びかけをして、学校の説明や障がいの理解、子どもたちの様子を知ってもらいたくて訓練への参加も呼びかけました。併せて、民生委員児童委員が町会自治会に関係している人が大部分なため、そういう方々も呼んで、避難所設営訓練を行いました。自治会で行われていた防災訓練は、消火訓練とか避難訓練の内容になります。

要援護者に配慮した訓練内容

ですので、避難所設営ってやったことない方は多く、訓練やるにあたっては研修会や保護者向けに防災に関する学習会、子どもたち向けに防災キャンプをやりました。暗くなってテント生活を経験するような防災教育、災害時に要援護者を支援しているボランティアの養成講座、シミュレーション訓練をやったわけです。

多くの人が集まり、地域の方 150 人くらいが参加しました。すぐ隣が 35 年から 40 年近く経過した学校よりも古い県営団地であり、住んでいる方は非常に高齢化をしてしまっていました。その高齢の方々にぜひ参加してほしいということを民生委員児童委員にお願いして、参加いただきました。訓練の内容は、養護学校らしさを出しました。ただの訓練ではなく、要援護者に配慮した避難所運営ということを、自治会の防災担当者、それと、地域の区役所の災害担当の方に仕切りをお願いするなど、訓練内容に養護学校らしさを出しました。

訓練内容の工夫点としては、視覚障害の方は初めて時は、やはり壁があると安心するので、避難所を作るのですが壁は使わないようにし、壁沿いに歩けるようにして壁が通路になるようにします。

また、発達障害のある子たちは音や光とか外部刺激が苦手な方もいますから個室を提供する。子どもたちが楽しんで参加できるということも一つの手段でしたので、パーテーションを使って、両親と一緒に家に見立てた仕切り作り、自分たちで個室を作りました。パーテーションで、回りを囲ってるだけですが、上に屋根乗せたりと、子どもたちが楽しみながら訓練をしていました。ほかにペットボトルのふたを通路に敷き詰めて歩く訓練なんかもしました。ペットボトルのふたは、大人が乗ると非常に痛いんです。子どもは平気なんですが、「裸足は危ないですよ」という体験をしてもらおうというねらいがあります。これが同時に、ペットボトルのふたが敷き詰められたジャラジャラした物は、子どもたちには良い遊び場にもなりました。

さらに訓練では、一家族一個を目標に、段ボールで簡易トイレを作ってもらいました。具体的にどうやったら匂いを防げるかとか、「男の人はここはおしっこしちゃだめですよ」とか、そんな具体的な事例を挙げながらの取り組みました。

音に敏感な子どもも多いですから、音を出さない、静かな避難所作りをしました。拡声器は一切使わない。具体的にどうするかというと、これも子どもたちの活躍の場なんですが、子どもたちが掲示板を肩にかけ、そこに掲示物が貼ってある。それで子どもたちに避難所の中を歩いてもらう。「食料を配布しますよ」「足湯を始めますよ」そういう案内が表示されています。

また、養護学校には、専門性が高い職員も多くいるので、高齢者への聞き取り調査の訓練もあわせて行いました。

そういう訓練をやって、今年で８回目になります。今年は、校内ではなく近隣の小学校を利用して行うことになりました。学校は避難所にはなるかもしれないが、在校の生徒が来る可能性というのは非常に少ないです。子どもが学校にいる時間というのは 365 日の内の、時間数にすると１割ちょっとの時間と思います。作業所等に通ってる場合も同じだと思うんです。子どもの多くは家庭にいる時間が多くなります。そうすると、学校で避難所訓練を多くやっても、実際の家の近くの避難所に逃げたときに役に立たないと考えられます。ということで、今回は近くの小学校を活用した避難所設置訓練を行い、子どもにとってもイメージトレーニングとなるようにしたいです。

学校や福祉サービスをいかに再開させるか

東日本大震災の被災地では、障害者施設の再開までに１年かかった地域もあります。また、多くの学校は震災２カ月後に再開できたようですが、ある地域の特別支援学校は３カ月後まで再開できなかった。学校や施設に通えないということは子どもたちにとっても親にとっても、

非常に大変な状況にあったと思います。障害者施設とか学校は、一般の避難所にはなっても、なるべく早く復興できるような計画を今のうちからしておき、災害発生後、いかに早く利用者が普通に利用できるように、あるいは学校の児童、生徒が通えるようになるかというふうに感じています。

◆　民生委員児童委員（南永田山王台地区副会長）、南区災害救援ボランティアネットワーク副会長（広報・ハンディキャップ班）　　内田　日彦　氏

地域防災拠点援護班としての取り組み

地域防災拠点についてですが、横浜市では横浜市立の小学校と中学校が地域防災拠点に指定されています。南中学校地域防災拠点では８班体制となっています。庶務班、情報班、食料物資班、救水班、衛生班、援護班、救護班、警備班などがあり、今日のテーマではそのうち援護班の担当分ということになります。これまで地域防災拠点の事務局長と援護班長を兼務してきましたが、援護班として災害時要援護者の方々や地域作業所等と連携して取り組みを進めてきました。

地域防災拠点の訓練への参加ということで、知的障がい等のある方あるいは保護者、そのほか要援護者というと、先ほどから皆さんのお話に出ていますように、一人暮らしの高齢者であったり、自閉症の方、あるいは妊産婦とかいろいろとおられます。障がいといってもいろいろ種類、程度があり、それに合った訓練をしていこうということで、毎年訓練を続けています。

実質的な訓練内容としては、私の拠点の範囲の中に、知的障がいのある方が通所する作業所があり､その作業所ではケーキやクッキーを作ったりお茶を出したりする喫茶店を行っていて、日頃から関わりを保つように心がけています。障害のある方、保護者の方々が組織している、区障連という団体があり、そことタイアップして防災拠点等の連携の打ち合わせや、民生委員との連携の打ち合わせや、実践的には段ボールで体育館の中に仮設の自分の部屋を作ってみる避難所体験、車いすをどのように階段から下ろしたり上ったりなど、それから障害のある方の立場に立った疑似体験も行っています。例えば、目の不自由な方とか、耳の不自由な方とか、あるいは妊娠中の方の体験グッズも活用しながら、その人の立場になって、どのような支援が必要かを勉強しています。

避難所生活では、基本的に１人２平米が標準・最低限と言われています。災害時にその２平米を確保できるかどうかというのが非常に大きな問題です

支援するために自分の身を守る大切さ（自助）

いざ発災した、その時に自分自身の身の安全をはかるということが一番大切なことです。自分が助からないことには支援はできない、ということで、今この場所で地震が発生したら、どこが一番安全かと、絶えずそういうことを考える、そういう訓練をしています。

地震は１時間も２時間も続きませんが、余震はあります。最初の一回目の揺れが収まったときに何をするか。家が倒壊したり火災を起こしたり、そういうシミュレーシ

ョンを日頃から実施します。その場合にやみくもに避難するのは良くないことです。「どこの地区で、どこの街で火事が起きている」、火災が起きている方向に避難したら、いくら広域避難場所があったとしても危険です。また、地域防災拠点に何十人も連れて避難して、拠点が火事になっていることもあり得ます。まずは広域避難場所に一旦避難した方々の代表者とか防災拠点の運営委員が確認し、防災拠点が開設できるか。防災拠点を開設するためには、建物が安全かどうか、そういうチェックをします。そのチェックは横浜市では 2 級建築士以上の資格を持った方がチェックすることとしています。ただ、そこに建築士の方がいるとは限りませんので、そういうことに知識を持った方が観て、概ねよしとすれば、拠点を開設させる場合も有ろうかと思います。拠点が開設できて初めて中に避難者を誘導することができるわけです。

先ほどもお話がありましたように、すでに拠点に、窓ガラスを割って入ってしまって居座っている人がいるかもしれません。そういうことも想定の中に入れています。平常時から発災時における要援護者の教室は概ね決められていますが、災害時要援護者といってもいろいろな方がいらっしゃるので、それに見合った部屋を用意する必要があります。

実際に大切なことは、まずは「自助」です。自分が助かること。自分が助かることというと「自分だけ助かればいいんですか」と質問する方もいますが、そうではありません。自分が助からないと人の支援をすることができません。自分が助かるためには日頃からどういう準備をしたらいいのか、「KY」といわれる「危機を予知する心」が大切です。ですから私は 24 時間、懐中電灯、レスキューツール、無線機を持ち歩いています。

防災用備蓄品については、横浜市内ではほぼ同じですが市町村によって違いはあると思います。基本的には食料と水、毛布とか、生活資機材として、お米を 20 分で炊ける自動炊飯器、トイレがあります。トイレは非常に大事です。下水管が詰まってしまうとトイレは使えなくなります。その場合は、各家庭でトイレパックが必要となります。１人一日、平均すると５回と言われていますので、１日分×家族数分を用意しておくことが必要だと思います。

災害時要援護者名簿は、私の町会では、町内会長、自治会長、私共が中心になって平成 22 年に作成しました。今回の災害対策基本法の一部改正でのポイントは、個人情報をもっと細かい所まで入れたらどうかという点かと思います。

災害時要援護者の援護してほしい部分は何なのかとか、日頃どういう病院にかかっているのか、かかりつけ医はどこなのか、できるだけ本人が教えてくれる範囲内で聞き取り調査をしてリストに載せます。

私は民生委員児童委員として安否確認ということで月に１度以上は、災害時要援護者も含めて高齢者の一人暮らしのお宅等を訪問していて、普段から情報を持っています。また、私の携帯電話が 24 時間安心電話になっていますので、登録している高齢者の方が病気になったり、緊急の場合に 119 番を忘れてしまったりするかもしれないので、電話機側の大きなボタンを押せば、すぐ私の携帯電話にかかってくる仕組みです。これは、私が 15 秒以内で出ないと自動的に 119 番に回るということになっています。

それから、訓練のマニュアルを作るということは非常に大切だと思うのですが、訓練が何のために訓練やるかというと、やってみて初めて分かる、不備だったことが発見できる、その発見をするための訓練が必要だと思うのです。私たちは何回も訓練やるたびに、ここがまずかったという反省のレポートを作って、それを次回に活かせばいいということで、「訓練は、やって、やり過ぎはない」ということです。

（＊ご本人の意向で「障害」を「障がい」と表記しています。）

◆　葉山町社会福祉協議会　　倉本　泰孝　氏

ご存知の通り各社会福祉協議会は“安心して暮らせる福祉のまちづくり”を共通の目的として、各地域性に応じた地域福祉を推進する中核的役割を担っております。

要援護者支援や災害・減災に関する取り組みも地域によって多種多様です。まずは葉山町社会福祉協議会の取り組みをいくつかご紹介をさせていただきます。

まず最初に、葉山町行政が取り組んでおります要援護者支援プランでは、要援護者に対して事前登録を呼びかけ、有事の際のスムーズな安否確認や避難誘導などをできるようにするための計画で、同様に取り組まれている市区町村は多いと思います。葉山町では平成 24 年４月から登録制度を始めています。具体的には、災害時要援護者になり得る可能性の高い地域住民の方々が行政に登録申請をし、行政が 28 町内会・自治会（葉山では全町内会・自治会は自主防災組織に位置づけられている）や民生委員・児童委員、消防署や消防団などの地域支援者へ登録された情報を提供するなど、予め定められた範囲の中で共有化する取り組みです。いざ緊急事態が発生した際には事前登録されている近隣支援者が対応することになっております。

先程、近隣支援者がなかなか確保できないという話がありましたが、葉山町も同様の課題があると聞いています。事前登録を呼びかけてもなかなか浸透しにくい、事前登録する利点の実感が湧かないというような声も耳にします。事前登録しても普段から顔の見える関係が希薄では誰が助けに来てくれるのかとても不安だと思います。こうした背景もあって、葉山町社会福祉協議会では、昨年度から災害時要援護者ネットワークづくり事業を始めました。

防災備品の配布を通じた身近な関係づくり

災害時要援護者ネットワークづくり事業は、葉山町に事前登録した災害時要支援者の方々に加えて、町内会・自治会や小地域福祉活動推進組織が必要性を感じる高齢者や障害者なども対象にして、それら地域団体が対象者名簿を社会福祉協議会へ提出・登録し、社会福祉協議会が準備する防災用品を町内会・自治会の役員や班長・組長、小地域福祉活動推進組織関係者、民生委員児童委員などの協力を得て配布する取り組みです。町民の方からいただいた多額のご寄附を財源にして、地域還元をしていく意味もあります。防災用品の配布に目が行きがちですが、社会福祉協議会としては、防災用品を町内会・自治会、小地域福祉活動推進組織、民生委員児童委員などの協力を得て要援護者に配ることで、地域のキーマンとなる方々と要援護者が身近につながり、また今まで把握していなかった要援護者を発見し、継続的に関係性を持ってもらう狙いがあります。

耐久品と消耗品を配布しますが、消耗品を敢えて入れています。消耗品は定期的に交換しないといざという時に役に立ちません。交換するために定期的に町内会・自治会の役員や班長、民生委員の方々などが訪問するわけです。一回配って終わりというものではなく、定期的に訪問できる仕掛けがあるということです。

社会福祉協議会に登録している要援護者は本年度の上半期で 477 名。各地区のカギとなる団体の力で要援護者を 477 名把握していることになります。

年２回配布と交換をしますので、心配な要援護者の把握数は今後も増えていくと考えられます。

福祉関係団体のネットワークづくりと自助の意識化

平成 19 年度には福祉的な視点から防災活動を考えるグループ「はやま防災ネットワーク」の組織化を行いました。福祉関係のボランティアグループや当事者団体に呼びかけて、立ち上げました。組織化当初は社会福祉協議会が事務局を担っていましたが、現在は自立運営しています。

災害が起きた際に、支援がとかく後回しや遅れがちにされやすい要援護者の日頃の備え（防災・減災の知恵など）の必要性やささいなことでも災害時をイメージした日常生活の過ごし方などを啓発する目的が一つにあります。そうなるといろいろな疑問が出てきます。福祉の視点から、避難所運営は要援護者にどれだけ配慮される計画になっているのか、障害者などへの緊急時の情報保障や伝達手段は障害特性に応じて発信する側も受信する側も工夫できているのかなどなど。疑問に感じたことは調べて、実情を発信していくことも主な活動の一つになっています。

この団体（ネットワーク）には、知的障害児者とその家族や支援者の会などの当事者団体も加入しています。その団体の話では「障害のある方や当事者団体は、自分たちは助けてもらう対象だと考えがちだが、いろいろな問題がありながらも自分の身は自分自身で守る！という自助の意識をもっと持つべきだ」とおっしゃっています。9団体程度しか加入しておりませんが、取り組みの一つに、団体ごとに1年の中で防災・減災に関する取り組みを必ず1つはやる決まりになっています。自助・互助の意識を高め、実践する必要性からです。この点もこの団体（ネットワーク）の特徴の一つだと思います。自分たちで小さなことでも良いから、各加入団体の特徴を生かして、防災・減災を年に1度は意識してみる、できることはないかと実践してみることを大事にしています。

災害ボランティアセンター運営に向けた基盤づくり

有事の際には、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げることはトレンドとなり、各市区町村行政の地域防災計画の中で位置付けられ、センター立上げに関する協定を締結する社会福祉協議会が増えています。葉山町社会福祉協議会については、町地域防災計画で災害ボランティアセンターの設置について明文化がされていませんでしたが、昨年度、地域住民の方々と一緒に葉山災害ボランティアネットワークを組織化し、葉山災害ボランティアネットワークのメンバーを中心に、災害に関する活動を行う住民主体の団体や関係行政課の参画を得て、定期的な災害ボランティアセンター連携会議をはじめとしたいろいろな場面で議論やアクションを起こす雰囲気が芽生えてきました。住民だけの議論や活動だけではなかなか進みづらい。関係団体・行政・社会福祉協議会の共通認識に立った役割分担が必要となることから、災害ボランティアセンター連携会議を定期的に開催しています。この会議では、町地域防災計画の改訂年度であることから計画上に災害ボランティアセンターの役割や位置づけを明確にしてもらう方向で議論を進め、今年度中に明文化される見通しです。

また､先行して昨年度末には葉山災害ボランティアセンター設置･運営指針を策定しました。災害ボランティアセンターは社会福祉協議会職員全員で運営するものだと思われがちですが、社会福祉協議会は日頃、総務、在宅サービス、介護保険事業、地域包括支援センターなどさまざまな部署があり、それぞれの業務に従事しております。災害時に全職員が災害ボランティアセンターのスタッフを担うことはできません。そのため、社会福祉協議会内部で災害時対応マニュアルを一昨年に作りました。初動体制を整理し、災害ボランティアセンターの運営には地域福祉部門の職員があたること、各部署が日常業務の延長線上で災害時の業務もあたることなどを定めたり、職員の防災・減災の意識啓発、各職員がそれぞれに何ができるのかを考える機会を設けています。

そのようなことから、災害時要援護者支援という同じ目標に向かいながらも、皆さんの団体の取り組みと社会福祉協議会の取り組みの特長や役割は異なる部分が多いと感じます。

社会福祉協議会の「強み」を生かして

例えば、皆さんは要援護者となる方々と直接関わる機会が多いと思います。当事者団体は当然ですが、サービス事業所は利用者の方々と日々顔を合わせる直接的な関わりを持っていることから、顔が浮かび易いと言えます。具体的に要援護者一人ひとりをイメージしながら要援護者支援や防災・減災の取り組みを考え易いのではないかと思います。それは皆さんが要援護者支援を実践する上でとても大きな“強み”だと言えます。

一方で、社会福祉協議会は日頃、要援護者に直接接するというよりも、コミュニティワークや住民活動の組織化や支援など間接的な関わりが多い。例えば、先ほどの防災用品の配布も、要援護者と直接関係を持つのは町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアグループなどであり、どのような接点づくりを進めていけるかという間接的なかかわりを社会福祉協議会が事業化して取り組んでいます。直接的か間接的かの日々の関係性の違いは、要援護者支援のアプローチ方法や実践の場面で大きな違いが出てきます。個人の顔が見えづらい点は社会福祉協議会の“弱み”でありますが、町内会・自治会、老人クラブ、婦人会などの地縁型組織、ボランティアグループ、NPO、障害者等の生活支援団体、移送活動団体などのテーマ型組織、関係行政部局等とのつながりを広く持っている点は社会福祉協議会の“強み”だと言えます。そういう意味で、地縁型組織とテーマ型組織等をどのようにつないでいくかという広い視点と大きな動きは、社会福祉協議会の頑張りどころだと感じます。それが社会福祉協議会の大きな役割でもあると思います。

社会福祉協議会には、小地域福祉活動を通じた向こう三軒両隣という地域づくりが期待されていますし、日頃の地域福祉を推進する上での重要なポイントです。災害時に向けた備えとして、小地域での身近なつながりづくりが、結果として被災時に生きてくると思います。

日常生活に密接な関係団体等のネットワークや日常的な当事者団体等とのつながりが社会福祉協議会の強みであり、そこを伸ばしていかなければいけない課題だとあると思います。

◆小田原市障害者サポートセンター　　毛利　佳子　氏（寄稿）

私どもは小田原市内の５つの障害当事者団体で作る NPO 法人で、１２年前から主に身体障害の相談支援事業を市より受託しています。日頃接している視覚、聴覚に障害のある役員さんたち、重度の障害のお子さんを持つ親である役員さんなどが『大地震が起きてもどうせ私たちは助からないから避難しないで家にいると思う』と当たり前のように会話が交わされていたことをきっかけに、平成１７年県西地域の当事者団体・地域関係者・行政に声をかけ「防災について話そう障害者としてできること望むこと」という研修会を開いたことから障害と防災についての取り組みが始まっています。

防災ふれあいキャラバン隊（一歩前へ：知ってもらうことから）

翌年私ども法人の会員向けに防災アンケートをとり、具体的な声として当事者の思いを受け止めるとともに、自分たちにできることがあることに気づきまた望むことを声にして解決方法をともに探りながら、少しずつ不安を減らしていくきっかけとしたいと思いました。この結果からとりわけ注目されたのは、地域防災訓練への参加率の低さでした。参加経験者からは、地域の人や民生委員さんと顔見知りになれてよかったと感想がある一方で、参加しにくい雰囲気や、あまり意味のない内容だったとの感想を上げる声が目立ちました。身近な支

援者である民生委員児童委員、地区ボランティアからよく「障がいのある人たちにどう声かけしていいかわからない」と戸惑いの声を聴きますが、地域防災訓練は双方の心の垣根が取り払える絶好の機会になるので要援護者も含めた参加体験型の訓練が重要である点をアンケートのまとめとして行政への報告や広報で提案しました。

また当事者としては自分たちのことを周りに知ってもらう努力も大事なことと考えられたことから、障がいをわかりやすいイラストとお願いとして表紙にした『あんしん手帳』(中頁には連絡先や通院先、障がい疾病などの重要事項を記入)を作成提案するとともに、平成２２年１月「防災ふれあいキャラバン隊」と名づけて地域に障がい当事者や職員が出向き、災害時の避難誘導を一緒に体験してもらうことを始めました。これまで中学校や地区・連合自治会防災訓練へ何回か呼んでいただいています。今年度で３回目となるある連合自治会では、要援護者担当の方たちがリーダーとなって見事に参加住民全員（４８０名）の車いす誘導訓練を実施されました。障害当事者の人たちと一緒に避難してみる、また実際に障がいの擬似体験から得られるものは大きいと感じています。

つながる（行政担当間・関係機関・当事者団体・地域団体同士）・広める

地域で要援護者も含めた参加型防災訓練などをきっかけに地域交流を進めていくには、地域自立支援協議会など市レベルで関係機関が横につながる場を作り、他市町で始まりつつある福祉避難所の運営訓練などにへの取り組みが進んだり、またさらには連合自治会ごとに地域の関係者が顔の見える場を作ることが大事だと認識されるようになり、小田原市でも始まっている各「まちづくり委員会」が活発に動き出す中での役割も期待します。

また災害対策基本法の大事な改正点が、まだ市民に十分周知されていないと思いますが、まずは「災害時要援護者登録」をいろいろな場面で関係者が繰り返しPRしていくこと。そして登録したことで地域からの対応がわかる流れができていくことで、登録することが当たり前となり、また地域住民のなかで支援の必要な人の顔が見える環境づくりにつながるのではないかと思います。

誰にでも等しく降りかかる自然災害−非常時への備えを身近な地域で、一方的な支援者・要援護者という立場から進んで、どうやって災害を乗り越えていくかを一緒に考える環境づくりが日常の関係づくりへとつながっていくのではと考えています。

<u>意　見　交　換</u>

大島氏　意見交換の取っ掛かりとして「改正災害対策基本法をうけての活動」「平常時からの災害時要援護者の理解を進めるために必要なこと」「関係者同士が平常時から顔の見える関係づくりにむけて」といった点から入っていこうと思います。このテーマだと議論が広がりがちではありますし、もちろんこれがうまくいけばいいという理想になりそうなので、これも意識していただきながら、自由に意見交換をしたいと思います。

防災備品について

浅羽氏　倉本さんにお伺いしたいのですが、防災用品を配布されたといいますが、その中身について教えていただけますか。

倉本氏　防災袋と書いた袋、その中身は乾電池、笛、マスク、ライト、歯ブラシ、飲料水、栄養補助食品、保温や断熱できるシートなどです。物品の配布が目的ではありません

し、今後配布対象者は増える見通しですので、コストは抑えながら工夫しています。個人特有の物品はそれぞれで備蓄していただくことになります。

内田氏　防災用品ですが、備蓄品は個人で備蓄するものと、拠点とかそういう組織や団体で備蓄するものとあります。個人で備蓄するものは、当然お水、トイレパック。平常時にトイレパックでトイレをするという訓練を、１年に１回くらいやってほしいです。

本人がパニックになっているときに、お父さん、お母さんがパニックにならないように、子どもに災害が起きたときの行動を伝えていただきたい。トイレパックの使い方を教えて、実際にやってみせることが大事です。

また熱を遮断できるシートの話がありました。そのシートは、アルミ箔、これは、非常に役に立ちます。雨よけ、風よけ、保温、日よけになります。非常用持ち出し袋を年に１度チェックするのではなく、夏と冬では必要品が全然違うことも意識してほしいです。夏は暑さ対策が必要で、そうすると先ほどのシートが、例えば、学校の校舎に避難して、校庭にあるフェンスの片方にかかげれば、赤ちゃんや子どもたちの日除けになるのです。そういう使い方もありますので、夏と冬で備えておく備品の種類が違うということを知ってもらいたい。

備蓄というと、物を備えることだけと思われがちですが、実はそうではなく、頭の中でのシミュレーションの備蓄が大事だと思います。

というのは、自分の拠点の場所を分かっていても、行きたい方向が火事だといけません。普段から通っている道が安全なのか、あの家の擁壁は大丈夫なのか。いつも避難訓練の最中に、地震の時に、ああいう家の下を通ってはいけませんと話します。下だけでなく上を見れば、電柱に大重量のトランスがのっかってあります。そのトランスの下は通らないほうがいいわけです。高いビルがあってガラスは真っ直ぐ下には落ちてきません。風に乗って、方向を変えて飛んでくるので、そこは避けるといいです。そういうことを普段から自分で危険予知をなるべく頭の中で、シミュレーションをすることが大事です。

今泉氏　私の学校では、避難する際は子どもの好きなおもちゃを持ってきてくださいと頼んでいます。電子ゲームなどは電池がないと意味なくなるのでそういう物ではなく、子どもが楽しめる物を教室の片隅にある避難袋に入れておくことをしています。

一時避難所での生活、福祉避難所の課題

大島氏　備蓄のお話になりましたが、もう少しソフト面のこと、例えば、人材のことでも何か、かかわることがあると思うのですけれども。

倉本氏　ある障害を持つ子どもの親御さんは、避難所運営マニュアルに障害のある方やその家族に対する具体的な対応策が記載されていないという不安感を訴えられていました。小中学校が避難所なっているので、まずはそこに避難するしかないが、他の避難者と、介助や特別な配慮が必要な要援護者や家族が、一律に押し込められ、対応されてしまう心配があ

るとのことでした。障害児・者に配慮された部屋で避難生活を送れる見通しが欲しいともおっしゃっていました。

避難後、どういった対応をしてくれるのかが分からないというのがとても強い不安感や不信感につながっているのだと思います。避難訓練は町内会・自治会や自主防災組織などが中心となって実施されていますが、防災訓練、避難訓練や避難所運営訓練等に当事者の参加があるかどうかがポイントだと思います。実際に当事者が参加して、具体的な配慮や工夫の必要性について、住民、町内会・自治会、避難所を運営する方々などに訴え、また感じ取ってもらうことが重要だと思います。

先ほど障害の理解をどう広げていくかで悩まれているというお話しがありましたが、災害・防災に関する取り組みの場面でも、当事者が参加することで障害の理解を広げていく一つの場になるのではないかと思います。

今泉氏 川崎市の北部の方でいろいろと聞いてみると、ようやく障害者の訓練が始まった段階ではないかと思います。一般の訓練に障害のある方が参加するのは、少ないのではないと思います。川崎市全体でやる大きな防災訓練では、それぞれの団体が代表として参加して、障害者の視点からで訓練を評価するということはありますが、個別的に一人ひとりが参加できるという訓練は、非常に少ないと思います。

特別支援学校の例で言えば、少しずつ始まっていて、いずれも近隣の方々をお招きして一緒に訓練をやろうという流れというのが少しずつ始まってきています。

社会福祉施設だと、なかり大規模に訓練をやっている事例があるようです。働いている人たち、利用者は多くいると思いますが、障害者自立支援協議会も参画してやっているようです。

話は変わりますが、東日本大震災で福祉避難所を指定していたのは仙台市だけのようです。確か 15 ヵ所ぐらいあると思うのです。そこに 150 人ぐらいの人が避難して福祉避難所として開設されました。ただそこは福祉避難所なのですが、いわゆる障害者の方は避難して来なかったようです。入口まで避難してきましたが、生活するには難しいということを判断し、自宅や車中で過ごした人が多かったようです。

実際に行政が作った福祉避難所が実際に機能した例は、あまりないのではなく、結果的に避難所になったところはたくさんあります。

大島氏 新聞では、事前に福祉避難所として自治体と協定を結んでいても開設できたのは 26 カ所、しかも協定数の半分だったようです。職員は入所者の安全確保で手いっぱいとなり、避難所としての運営はできなくて、マンパワーの問題が取り上げられていました。

染谷氏 福祉避難所としては逗子市小坪地域の避難所開設運営訓練の二次避難所としての開設運営訓練を行ったことがあります。津波避難所を開設して、地区での認知度を高めるために行いました。福祉避難所運営については災害ボランティアセンターとタイアップしないと運営できないと考えています。災害時に障害福祉サービスを止めるのではなく、サービスを継続しつつ福祉避難所を運営するということをやるために、福祉避難所の運営については、地区の民生委員などに協力していただいたりできないか考えています。

また、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置訓練の一環として、ボランティアセンターから派遣するボランティアの受入先として訓練を行う予定です。普段からこのような訓練を通じて施設を知ってもらおうと思っています。

地区民生委員児童協議会の障害福祉部会の方たちが、障害について教えてほしいということで勉強会を行う予定です。会場として施設を貸出し、見学してもらい、普段から立ち寄ってもらえるような関係を早く作っていきたいと思っています。

避難所での必要な支援とは

倉本氏 福祉避難所は、介護保険や障害者自立支援など入所・通所などを行っているサービス提供事業所であることが多いと思います。特別支援学校の場合、学校にいる時間より地域にいる時間のほうが多いので、避難する場合はまずは最寄りの一般避難所に避難する可能性が高いという先程の説明は私も同感です。そうすると一般避難所の中で避難所生活を障害のある方がどう過ごせるのだろうか、一般の避難所がどのように配慮が必要な避難者を受け入れることができるのだろうか。そういう視点からの基盤整備が重要だなと改めて思います。

今泉氏 そもそもが福祉避難所への直接の避難が認められていない現状です。

倉本氏 一般の避難所を運営するのは地元の町内会・自治会、地域の住民の方々になると思いますので、町内会・自治会の役員とか民生委員児童委員、地域のキーマンとなる方々に対して、障害者等も避難してくるということを理解してもらう必要があります。それ以前に身近な地域で配慮が必要な住民が実際に生活しているということに目を向けてもらう必要もあります。日々の顔と顔の見える関係づくりが大きな課題だと言えると思います。

内田氏 行政のマニュアルには災害時要援護者についてどう対応したらよいのかということが、本当に少ないという話ですが、私どもの拠点では、対応について具体的に書いています。福祉避難室を設け、どの教室に避難させるかは決まっています。それは、障がいの種類やニーズなどによって違いますので、複数の教室が必要です。福祉避難室は、できるだけ男女別に部屋を確保するとか、介護者や介護用の機資材のスペースを確保するとか、それから要援護者のニーズに対応するといったことをうたっています。

また、避難所の種類の一つに、特別避難場所というのを区内で設けられております。心身の健康状態や日頃の援護の種類などを勘案して特別避難場所での受け入れが望ましいという場合には、そのリストを作成して、区災害対策本部へ要請を行う。

その特別避難場所とは横浜市南区には 27 カ所あります。これはすでに横浜市南区と協定を結んでいて、各地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム、老人福祉センター、特別養護老人ホーム等が指定を受けています。これは他の方とは避難所生活ができにくい方々をそこに誘導することが、地域防災拠点のマニュアルでは決まっています。

染谷氏 地域防災拠点 1 拠点あたり、人口でいうと、どれくらいなのですか。

内田氏 南区は約 21 万人いまして、地区によって違いますが、地域防災拠点は、8000 人から 1 万 2000 人。しかし、住民だけが来るとは限りません。たまたまそこを通った観光バスの人も入るかもしれませんし、そんなこというとキリがありませんが。

染谷氏 小学校区 1 万から 1 万 2000 の拠点が必要かなと思います。

支援が必要な人の生活課題の理解をどう広めていくか

倉本氏　ハード面の整備もとても重要な課題だと思いますが、どのように受け入れるかという体制整備も大きい課題だと思います。要援護者に対する理解があるかどうかは、当事者や当事者の親御さんがそこに避難しようと思えるか、あきらめてしまうか、あえて危険を承知で半倒壊の危険な自宅に居続けようと思うのか、その差は大きいと思います。

東日本大震災の時も避難所生活が困難で車中で寝泊まりをした障害児者家族がいたと聞きます。私に疑問を投げかけてきた親御さんも同様の不安から、避難所内を走り回ったり、パニックで大声を張りあげたり、大泣きしてしまったり、という事態が容易に予想できる中で、避難されてきた周囲の理解を得ることで解決できる問題なのか、それとも別室を用意してくれることで解決できる問題なのかなど、いろいろ解決方法はあると思いますが、少なからず避難所にそういう配慮があるかないかで、避難生活というのは大きく左右されてしまいます。今日のテーマの平常時からどう理解を得ていくかが重要だと思います。

今泉氏　今回の東日本大震災だと、一般の人と障害者の被災率は、２倍違うと言われています。昔の伝統的な漁村とか、その辺の地域関係が良いと、障害者の被災率は少なく、都市化された地域は他に比べれば障害者の被災率は高いようです。

地方の都市というのは都心部の空洞化がすすんでいます。大きな商店が郊外に移ってしまって、そういう所にグループホームやケアホームが、土地が安い、建物の家賃が安い、交通の便も近くていいですから、建つことが少なくありません。他の施設と比べてもグループホームというのは、支援者も少ないです。そうしますと、支援者が少ないという点では、神奈川県のように都市化された地域というのも、施設と近隣の関係、地縁関係がないです。神奈川の場合でも大きな影響があるのではないかと思います。

先ほど出ました、日頃の関係をどう作っていくか、ということが非常に重要ではないかという気がします。

染谷氏　グループホーム、ケアホームで過ごされている時間が長くなります。夜間は、支援は１人のところが多いです。重度であるため、自分で避難できない、危険は避けられないという方が大勢いるので、どうやって支援していくのか。その場合は地域とつながっていくことが大切ではないかと思います。

個別支援プランの検討が始まってますが、プランを作っても、誰がそのプランで支援してくれるのか、というところにつながらないといけないと思います。

今泉氏　グループホームの中には、中古住宅の小さい建物で、しかも耐震とかそういう全然配慮してないような所が少なくないです。さらに家賃のなるべく安い所ということで、要するに地域移行を進めるのはいいですけども、大きい施設に入所していたほうが大きな地震対策には有効ではないかなと思ったりします。私もグループホームを運営する立場としては、そういう課題を感じています。

暮らしを知ってもらうこと

浅羽氏 ソフト面でいえば、やはり地域にそういう人たちが暮らしていることを知ってもらうことが最初だと思います。その次に（障害理解のために）いろいろな行動をしますけれども、（いるのかどうか）それは分からないのでなくて、知る機会がないのです。

私たちは説明したいと思うのですけど、そういう場が与えられていないのです。理解を広めていくことを当事者側から進めていくことは、すごい大変なことです。

障害について説明する場が必要だと思い、地域の防災訓練に参加しています。なにもない要援護者に対して受け入れしますという準備がないと、ほんとに大変なのということを身をもって体験できました。

横須賀の場合、一次避難所に２日ないし100人以上の避難者がいるときに、福祉避難所を別の場所に開所すると決まっています。別の場所というのは、他の教室を使っていいという意味で、そこではじめて分けてくれるとなります。

それから、拠点となる障害者を受け入れる福祉避難所に移って、そこでもだめだったら社会福祉施設へ行く仕組みになっています。

それを判断するのは保健師と聞いています。保健師のマンパワーの課題もあり、機能するかは課題です。そういうことで何が大事かというと、一番最初に行ったときに私たちにどういう対応をしてもらえるのかのという事が、一番大事です。

私の子どもは自閉症ですから、スペースが分かれていることが必要です。同じ部屋にいるということだけで、とても本人が辛い思いをしてしまって、それはなかなか説明しても分かってもらえない状況です。例えば、赤ちゃんの泣き声を聞いたら、大パニックになる方もいるので、そうすると体育館の外へ出るしかないと思います。スペースを分けてほしいということは、わがままではなくて障害特性のためと説明をさせていただいています。

その次のお願いは、支援してくれる人は、どなたなのですかという、目印をつけてくださいということです。されるほうももちろん最初の受付の段階で、目印を、ガムテープに書くだけでいいのですが、「自閉症」「知的障害」と書きます。ですので、特別な配慮の必要な要援護者ですと、皆さんに分かってもらえるような工夫をしています。

ですので、住民の方も、私が支援できますよ、とつけていただくと、「すいません、この子、こういうことで困っています」と言えます。例えば、トイレで、「和式はどうしても駄目なんです、どうしたらいいのですか。」と、どなたに相談しされたらいいのかも、分かるようにしていただきたいのです。

最後に何を訓練してもらいたいかというと、要援護者に対する防災訓練をしていただきたいと思います。

内田氏 要援護者に対して、地域防災拠点では「バンダナ」を付けることにしています。支援してほしい方は、黄色いバンダナで、支援する人は緑色のバンダナをしています。また、「お家に帰りたい」「水が欲しい」「トイレに行きたい」と絵で示せるようなコミュニケーションボードも準備しています。

それは日頃からそういうことができるようにしておくことが大事なので、例えば、南区障害者団体連絡会がありまして、そこで１年に１度、運動会みたいなものをやっています。そこに地域防災拠点の援護班や、民生委員も参加します。一緒になって色々な遊びを通して生活を共にします。そういうことで関係を持つと、私が外出した際に「おじさん、こんにちは」とか、手をあげて握手までしてくれるようになりました。

日頃からそういうことを、顔と顔が知れる間柄を作ることが、大事と思います。

染谷氏 障害への理解は遠回りかもしれませんが、施設では小学校５年生が毎年ボランティア実習をしています。実習の前に、福祉の出前授業を行い障害について伝えています。

中学生は、職場体験に来てもらっています。そういう取り組みを通じて、大人もそうですけれども、子どもたち知ってもらうことは、いざというときには、よいと思います。

内田氏 皆さんにご検討していただけたらな、という希望なのですが、私たちはいま支援する立場にいます。しかし実際には、私たちも被災者にもなります。被災者の内、半分は女性です。また、被災者であるのに防災拠点の運営委員だからといって、何日間も拠点の運営ができるか。一日８時間働いて、何日間続くのか。自分だって家族がケガをするかも分からない。そういうときに、誰が必要なのというときに、全国から、また世界から支援してくださるボランティアの方です。ですから先ほどから話に出ている、ボランティアネットワーク、ボランティアセンターの必要性は大切です。

被災者の内、半分は女性と言われていますが、防災拠点や支援をする側の男女の比としては、どうしても男の人が多くなりがちです。少なくても 30%以上は女性にかかわっていただきたいと思います。女性でないと分からないこと、女性だと分かること、そういう要望が非常に多くありますので、女性支援員を増やせないかと考えています。洗濯とか男性の援護班運営委員には言いにくい、そういうことが多くあると思います。

防災を横軸に普段の地域づくりを

大島氏 ありがとうございました。まとめがいらないくらい貴重な意見をいただきました。

内閣府が平成 25 年６月にまとめた調査報告によりますと、障害などで支援が必要な人のうち、震災２週間たっても、倒壊の恐れがあったり、ライフラインが止まったりしている自宅に留まった人が３割超いらしたということです。それは周囲への気兼ねとか不安から、避難所をさける傾向があったからだということです。

いざというときに対応できるように、避難訓練を普段から住民も参加して行ってみて、準備することや実際での動き方などといったいろいろなことを決めていくことが大事となります。

防災を横軸にしていけば、性別や世代、国籍などを越えてコミュニティづくりにむすびつけられるのではないかと内閣府の報告書にもまとめられています。

まさにいつもの、普通の地域づくりというのは、防災ということにむすびつけながら取り組みが進むのではないかと皆さんのお話を伺ってそう思いました。

今日の関係者が集まった座談会が、より小さな地域でもできるようになると、また少しずつ地域は変わっていくとも思います。

長時間にわたっていろいろなご意見、ありがとうございました。

各調査編

社会福祉協議会編

１．質問項目

Ⅰ．災害への整備状況

１．地域防災計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ34
２．災害ボランティアセンターの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ35
３．災害時支援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ38
４．災害時行動指針やマニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ39
５．職員研修の実施や、外部研修への参加機会の確保・・・・・・・・・・・・・・ｐ40
６．備蓄品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ41
７．財源確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ42
８．自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み・・ｐ43
９．災害対応の課題や展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ44

Ⅱ．東日本大震災関連

１．行動とその時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ48
２．支援活動に該当する項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ51
３．当該地域で東日本大震災を機に立ちあがった取り組み・・・・・・・・・・・ｐ55
４．通常業務と被災者支援の活動を並行して行ったことでの課題・・・・・・・ｐ56
５．今後の活動予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ57

２．回答数　25 社協

Ⅰ.災害への整備状況

1. 地域防災計画の位置づけ

○この項目では、地域防災計画での市町村社協の具体的な位置づけを把握するために聞いた。

○「位置づけられている」は24（96%）あり、具体的な内容として、災害ボランティアの受入れ体制の整備、ボランティアとの連絡調整、生活福祉資金の貸付等が挙げられる。

項目	回答数
①位置づけられている	24（96%）
②位置づけられていない	1（4%）

Ⅰ-1.行政の地域防災計画における貴社協の位置づけについて（n=25）

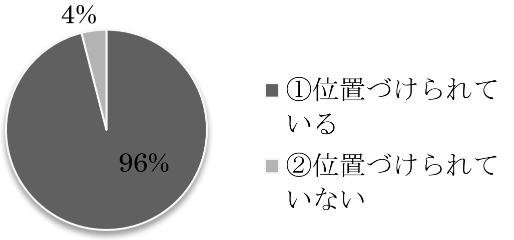

■位置づけられている場合の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・社協に関する部分については、災害ボランティアセンター等に位置付けをされている。
・市地域防災計画において。「民生安定のための緊急措置」中に生活福祉資金を取り扱う団体として位置づけがある。「ボランティアとの連携」中にボランティア活動支援の位置づけがある。
・災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティアの受入れ、活動支援など。
・市の協力要請により、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れる。
・市が行う被災者の応急救援活動への協力、市及び自主防災組織等が行う災害時要援護者対策への協力、ボランティア団体が行うボランティア活動の支援、その他被災者の援護が、市地域防災計画に位置付けられている。
・災害救援ボランティア活動体制等の拡充強化。社会福祉施設入所者、外国人の安全管理。災害救援ボランティアの受入れ体制。復興対策の実施
・災害救援ボランティア支援センターの要請に基づき、社協、NGO、NPO、ボーイスカウト等のボランティア団体の協力を得ながら災害救援ボランティアセンターを設置し、被災者（被災地）からの要請にボランティアの援助を適合させ効果的な災害救援活動を展開する。
・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル整備（研修・訓練）について、市と協働すると明記されている
・災害ボランティア受入れ体制整備の協力。災害ボランティア受入れ訓練実施の協力。災害ボランティア受入れのための資機材の備蓄。義援金等の申請。ボランティア組織との連絡調整。
・市の災害対策本部が災害ボランティアセンター開設について必要があると判断した場合、市民協働部長を通じて社協に対し開設の依頼を行う。社協が依頼を受けて社協事務局長と市民協働部長と協議し開設の決定をする。
・災害等において、市内外からの災害ボランティアを受け入れるため、行政、市町村社協、災害ボランティアネットワークにより、保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。
・ボランティア受入れ体制の整備（ボランティアの組織化、養成、リーダー育成など）、ボランティアの活動拠点の設置（市と設置）。生活再建支援。生活福祉資金の貸付。

・「ボランティアネットワークの整備」の中で、関係機関の連携・情報交換を通して、効果的にボランティア活動ができるように環境整備に努める団体として位置づけがある。「ボランティアに対する支援」の中で、被災後の行政との協力団体として位置づけがある。
・災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被害者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこと。関係団体等と協力を得ながら、①ボランティアコーディネーターの養成、②ボランティア受入れ拠点の整備、③災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備の準備、取り組みを行う。
・生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付。災害時ボランティア活動ができるよう平常時における登録、研修、災害時における活動の受入れ窓口、その活動の調査方法等の体制整備を図り、社協等との連携について具体化を進める。

2. 災害ボランティアセンターの運営について

（1）運営について

○この項目では、災害ボランティアセンターの運営形態を把握した。「その他」では、その運営方法を把握するため自由記述とした。また、共同運営の場合、その具体的な役割分担について自由記述で把握した。

○回答として、選択肢の「その他」の割合が 40%と最も高く、「設置主体・運営主=社協、社協職員とボランティアの共同運営」が 28%と続いた。その他の割合が高いことから、運営形態は市町村の状況により一概に言えないことが分かる。

項目	回答数
①設置主体・運営主体＝社協。行政・社協の共同運営	0（0%）
②設置主体＝行政、運営主体＝社協。行政・社協の共同運営	6（24%）
③設置主体・運営主体＝社協。社協職員のみで運営を行う。	0（0%）
④設置主体・運営主体＝社協。社協職員とボランティアの共同運営	7（28%）
⑤設置主体＝行政、運営主体＝社協。社協職員とボランティアの共同運営	2（8%）
⑥その他	10（40%）

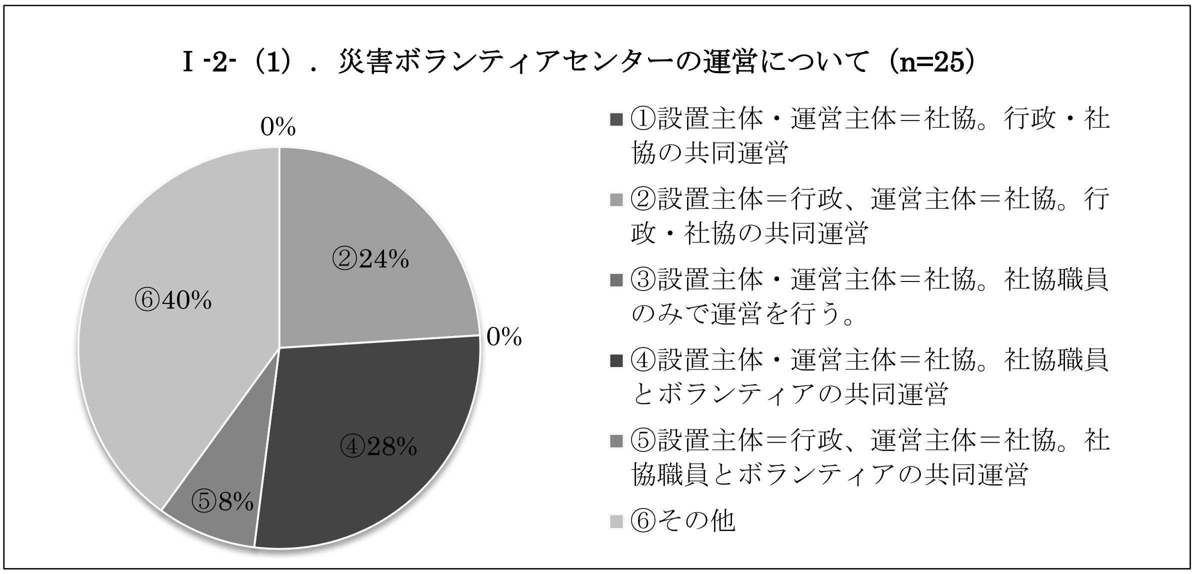

・その他の場合の運営方法の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・設置主体が行政、運営主体が社協・市民活動センターとなり、社協職員とボランティアが共同運営
・設置主体が行政、運営主体が社協となり、社協職員と青年会議所が共同運営
・設置主体が行政、運営主体がボランティアとなり、行政・ボランティア・社協が共同運営
・設置主体・運営主体が行政と社協、行政と社協とボランティアが共同運運営
・設置主体が行政及び社協、行政とボランティア団体等が運営。
・市災害時活動関連団体連絡会議（通称災ボ連）が運営
・設置主体・運営主体が社協、社協職員とボランティアの共同運営を行うことを検討中

・（１）の運営における具体的な役割分担について

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・市と災害ボランティアネットワーク会議にて、協定書を結び、市と市社協で覚書を結んでいる。協定書では、災害ボランティアセンターの設置運営に関する要請を市から災害ボランティアネットワーク会議に行うことになっている。覚書では、ネットワーク会議の事務局である市社協が市災害ボランティアセンターを主体的に関わるものとしている。主体的な運営を社協が行うが、行政と災害ボランティアネットワーク会議と市社協の3者が協力をして市災害ボランティアセンターの運営を行うことになる。
・素案の段階（調査時点）だが、「市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備（訓練実施後確定）。災害ボランティアセンター長は市社協事務局長があたり、副センター長には市及び青年会議所の会員が担うとしている。災害ボランティアセンターの中に、必要に応じ総務班、情報班、現地調査班、ボランティア支援班、避難所・物資班を設置し、市社協職員がそれぞれの班長となり、青年会議諸と共同で運営にあたる。
・行政は、主としてセンターの設置場所の確保及び資機材等の調達・提供に関すること。市社協は、主として関係団体との連絡調整及び資金管理業務に関すること。災害救援ボランティアネットワークは、主として災害ボランティアのコーディネート及び派遣に関することとしている。
・市と市社協は相互に連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関し必要な業務を行う。市社協は、災害ボランティアネットワークほか各種団体や個人等の協力を得て災害ボランティアセンターを運営する。市は、活動拠点として公共施設等の一部を確保し、必要な敷材の調達支援や情報提供、市災害対策本部との連絡調整など、運営に対する支援を行う。
・市社協は、災害ボランティアセンター内における一般ボランティアの受入れ（ニーズ受付含む）。市職員や各ボランティア団体との連絡調整。対外的な業務や金銭に係わる業務などの庶務全般を担う。
・行政は、ニーズの把握に関すること、被災情報の提供に関すること、運営の費用に関すること。市社協は、センター立上げに関すること、センター運営に関すること、県社協及び近隣市町村社協に協力依頼に関すること、コーディネートに関すること、ボランティアの要請・受入れに関すること、ニーズ受付に関すること、情報の収集・発信に関すること、生活福祉資金に関すること。
・市社協は、災害ボランティアセンターを開設し、一般のボランティアを受入れる。ただし、専門的なボランティアの受入れは、同センターにおいて議会対策部を中心に行う。
・本市の場合、平成 18 年 4 月に災害ボランティアネットワーク、市社協、市赤十字奉仕団、市ボランティア連絡会の 4 者で協定を結び隔週での定例会、災害ボラセン運営マニュアルの作成、設置運営訓練を行っている。役割分担についてはマニュアルにて明確化したが、有事の際にどの程度スタッフが確保できるか不明であるため、誰がどのような役割でも担えるようマニュアルの再編を行った。
・行政は、拠点の確保及び資機材調達の協力、災害対策本部との調整、情報の提供（被災状況、被災者のニーズ等）等を担う。社協は、災害対策本部総務班との連絡調整のほか、災害ボランティアセンターの中で、一般ボランティアの受入れ及び各ボランティア団体との連絡調整などの中心的な役割

を担う。また対外的な業務や金銭に係わる業務などの庶務全般を行う。ボランティアコーディネーターは、一般ボランティアの受入れ、コーディネートを行う。
・行政は、運営に適切な場所を確保し、社協へ設置を要請する。運営については町健康福祉課と連携を図りながら実施する。社協は実際的な運営を担う。

（２）災害ボランティアセンターの役割と活動内容について　【回答数 18（72%）】

○この項目では、災害ボランティアセンターの具体的な役割と活動内容を把握した。回答は自由記述にて得た。
○回答のあった社協は 18（72%）であり、自由記述で得た概要から災害ボランティアセンターの役割に被災者ニーズの把握、被災者支援、ボランティアの活動支援が挙げられる。
○少数ではあるが、災害時要援護者支援を役割として明確にしているところも見られた。

項目	回答数
回答あり	18（72%）
無回答	7（28%）

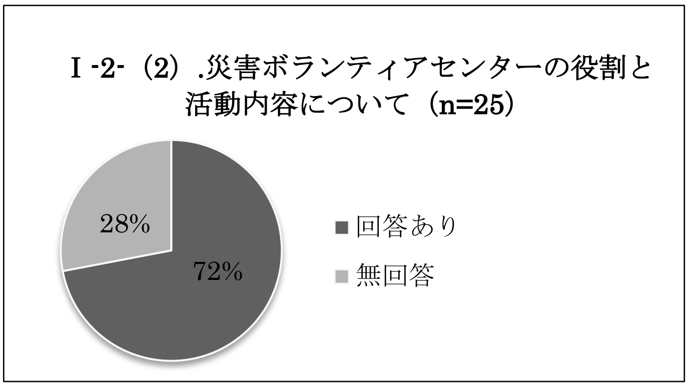

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
○災害ボランティアの受け付け、災害ボランティアの需要状況の把握及び提供、災害ボランティア活動に必要な物品等の調達。市災害対策本部との連携による災害情報の収集および市民等に対する情報の提供。その他、市センター及び区センターの運営にあたり必要と認められる事項を行う。
○災害時におけるボランティア活動に関する協定書では、（1）災害時のボランティア活動の希望者の受入れ及びボランティア活動の依頼に関すること、（2）災害時要援護者または自宅避難者に対する支援に関すること、（3）前項以外、災害応急及び災害復旧に関する支援に関することと規程している。
○災害救援ボランティアセンターは、災害救援ボランティア支援センター及び社協の要請に基づき、災害救援ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動の重複を回避するとともに、円滑な救援活動を進める。災害直後の被災者支援として、必要な支援活動を行う。災害時要援護者等への支援として、必要な支援活動を行う。その他、生活を維持するための、必要な支援活動を行う。
○役割として、①ボランティアニーズの相談・受付、被災者ニーズの把握、②ボランティアの受入れ及び紹介、③情報発信・連絡調整、④関係機関・団体との災害時対応ネットワークの形成、⑤住民組織・福祉団体への活動支援、⑥復興、新たなまちづくりへの提言。活動内容として、①物資の運搬、仕分け、配布、②屋内外の片づけ、③広域避難所等での手伝い、④要援護者等への対応、⑤被災者の訪問調査、健康状態や被害状況の確認、⑥引っ越しの手伝い、⑦暮らしに必要な情報の提供、⑧仮説住宅での支援活動、⑨コミュニティづくりへの支援。
○災害救援を目的とする活動や住民の立場に立った支援活動を希望するボランティアに対し、活動拠点を確保し、安全に活動が行うことができるよう支援する。また支援が必要とされる人や場所に対して支援とされる人をつなぎ、一日でも早く日常の生活が送れるように支援する。
○災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。災害ボランティア活動についての情報の収集および提供に関すること。災害

時の避難所内における避難者の支援に関すること。
〇被災地の復旧･復興に向け、被災住民が自主的に出来ない部分または、行政も取り組むことの出来ない部分の支援を原則として、被災住民の衣食住が確保され、仮説住宅での生活を営む事が出来るまで、自立のための支援を行うことを目的とする。
〇被災されたみなさんを支援したいという、ボランティアの思いと被災された方々や地域とをつなぐ役割を持ち、少しでも被災者の生活再建に役立つことを目的に、①総務班:全体的な連絡調整、情報収集および発信、ボランティアセンター設置の周知、ボランティアの募集。②資金･資材班:運営及び活動資金の調達、活動資材の確保･管理、活動資材の受け取り。③ボランティアニーズ班:被災者ニーズ収集、活動先地図作成、ニーズ面接相談。④ボランティア受入れ班:ボランティア受付、ボランティア活動保険、名札作成、付箋へ名前記入、活動報告書の受付、活動証明書。⑤ボランティアコーディネート班:ボランティアのマッチング、オリエンテーションの実施、注意事項の伝達

３．災害時支援協定

〇この項目では、市町村社協が他機関・団体と災害に関する協定内容を把握した。
〇なお、すでに協定としてある「神奈川県・市町村社会福祉協議会における災害時支援に関する協定」と「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会　災害時の相互支援に関する協定」を除いたもので回答を整理した。
〇県内社協による協定を除き、市町村行政やボランティア団体等と「締結している」と回答した社協は10（40%）だった。

項目	回答数
①締結している	10（40%）
②締結していない	15（60%）

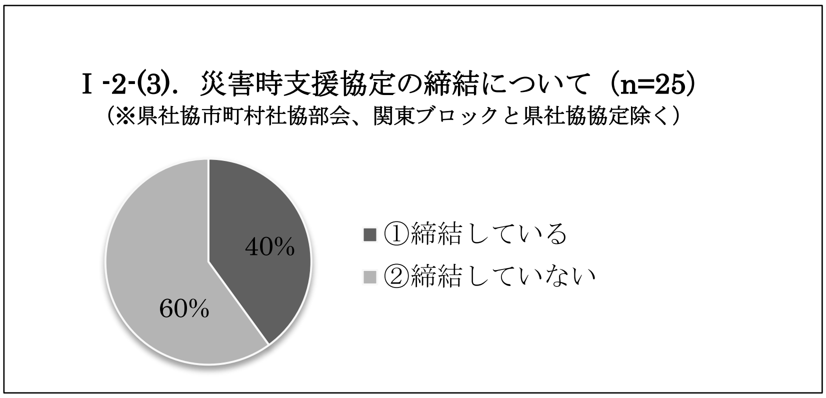

■「締結している」の概要

〇「締結している」では自由記述にて、その概要を把握した。自由記述から、「行政」「災害ボランティアネットワーク等ボランティア団体」「その他」にテーマ設定し、テーマごとに仕分けた。
〇一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「締結している」との合計は一致しない。
〇10の社協から締結先が「①行政」であった。その他としては、市民活動支援センターや青年会議所があげられた。

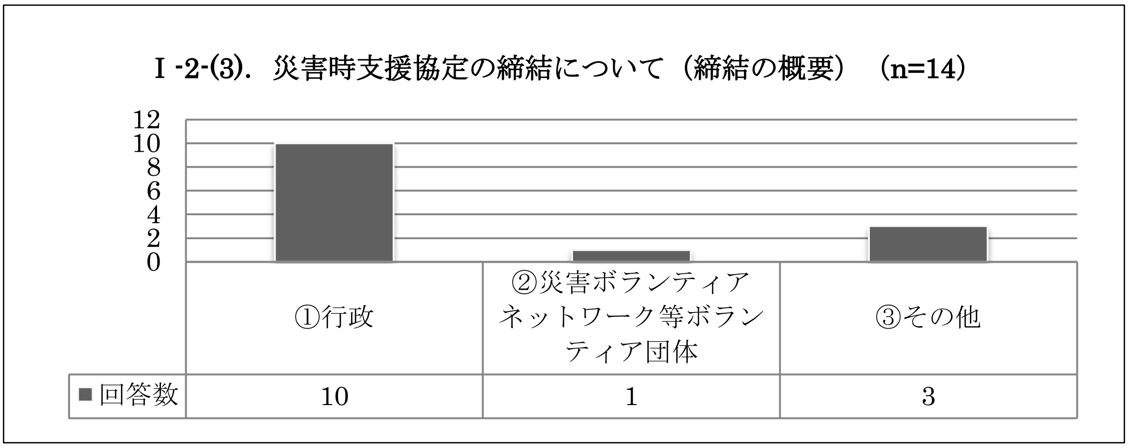

①行政【回答数 10】

<調査回答　自由記述からの抜粋>
・行政及び市民活動センターと災害に関する3者協定。
・市と災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結
・市、市社協、青年会議所の三者で、平成 19 年に災害時におけるボランティアセンター開設と運営に関する協定書を締結している
・災害時における高齢福祉施設等への避難者搬送に伴う乗用自動車使用に係る覚書(平成 20 年 3 月 17 日に町と締結、付帯する細目「寝たきり老人等への災害時対応について」)
・町と災害時における相互協力に関する協定

②災害ボランティアネットワーク等ボランティア団体【回答数１】

<調査回答　自由記述からの抜粋>
・災害ボランティアネットワーク、市赤十字奉仕団、市ボランティア連絡会

③その他【回答数 3】

<調査回答　自由記述からの抜粋>
・市民活動センター
・青年会議所

４．災害時行動指針やマニュアルの整備

○この項目では、社協における災害時の行動マニュアルの整備状況について把握した。
○「整備している」は 17（68%）だった。その概要は、職員の緊急連絡体制や災害ボランティアセンター運営マニュアルが多かった。

項目	回答数
①整備している	17（68%）
②整備していない	6（24%）
③無回答	2（8%）

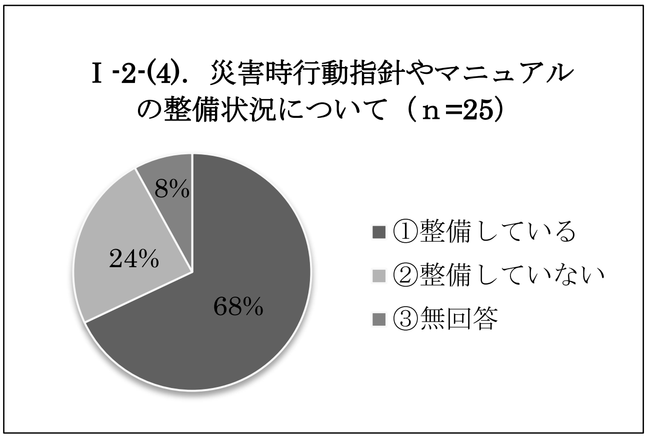

■「整備している」の概要

<調査回答　自由記述からの抜粋>
・災害発生時対応マニュアルとして、職員行動基準と災害ボランティアセンター設置に関する運営基準をマニュアル化している。
・災害発生時の職員の参集方法、および組織・役割等
・法人全体としての指針やマニュアルは未整備であるが、市と協働で策定した災害ボランティアセンター運営マニュアルでは一定の位置づけがされている。また、介護保険等の事業者としては、マニュアルは整備している。
・職員の危機管理、緊急連絡体制および職員の参集に関すること。
・市社協防災マニュアル(24 年度)。市地域福祉センター防災マニュアル。地震による混乱防止、発災

後の被害軽減を図ることを主な目的とする防災教育及び消防訓練を含むものとする。
・職員の招集（職員の行動基準、召集方法）、自主参集（負傷時、夜間発生時）、災害救援ボランティア支援センター設置、勤務時間内発生時の行動を整理している。
・市社協災害時初動マニュアル、災害ボランティア受入れマニュアル

５．職員研修の実施や、外部研修への参加機会の確保

○この項目では、平常時から職員研修の実施や外部研修への参加状況について把握した。
○「実施している」は 18（72%）だった。その概要は、災害関連の研修会への参加や災害ボランティアセンター設置運営訓練の内容が多かった。

項目	回答数
①実施している	18（72%）
②実施していない	6（24%）
③無回答	2（4%）

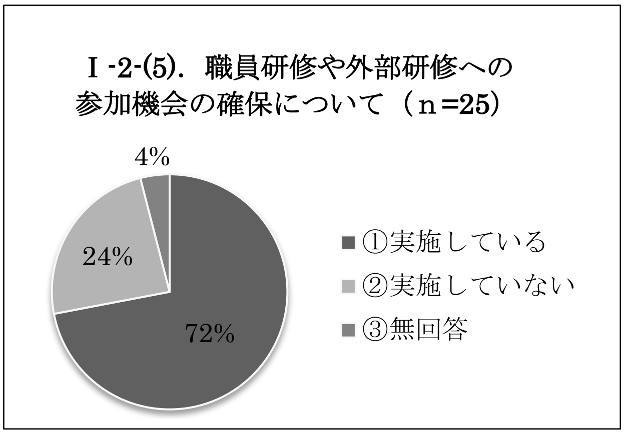

■「実施している」の概要

○「実施している」では自由記述で、その取り組みの概要を把握した。自由記述から「①災害ボランティアセンター設置運営訓練等」「②職員参集訓練」「③災害関連の研修会参加」「④その他」にテーマ設定し、それぞれに分類した。
○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「実施している」との合計は一致しない。
○「災害関連の研修会参加」「災害ボランティアセンター設置運営訓練等」の項目が多かった。

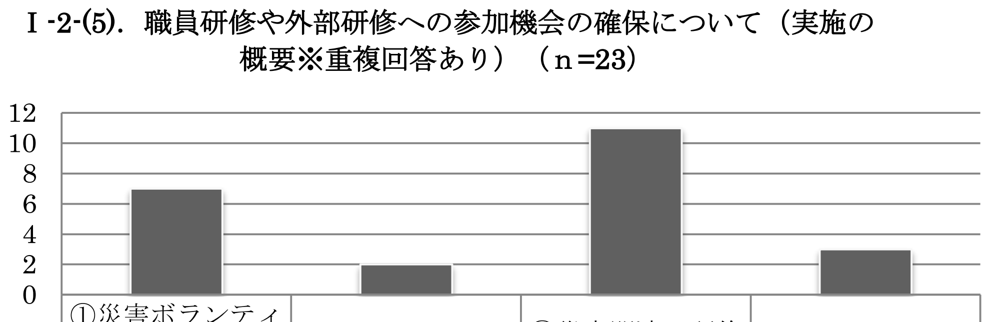

	①災害ボランティアセンター設置運営訓練等	②職員参集訓練	③災害関連の研修会参加	④その他
■回答数	7	2	11	3

①災害ボランティアセンター設置運営訓練等（回答数 7）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・年度ごとに市総合防災訓練を研修と位置付けて参加し、マニュアルに基づく行動基準の確認及び災害ボランティアセンター設置訓練を行っている。
・災害時行動マニュアルは未整備であるが、災害ボランティア開設訓練を市役所、災害ボランティア団

体と本会の三者で実施している。
・ブロック社協担当者会議での災害 VC 研修など、直接の担当者のみでなく、他の職員の参加も心がけている。

②職員参集訓練（回答数２）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・市総合防災訓練を研修と位置付けて参加し、マニュアルに基づく行動基準の確認
・職員参集訓練の実施

③災害関連の研修会参加（回答数 11）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・外部講師を招いての災害に関する講演会や、区の防災訓練などへの参加を業務として位置づけ、研鑽に努めています。
・災害救援ボランティア支援センター運営研修などに職員を派遣している。
・市保健福祉センター、消防計画による消防訓練に参加している。
・普通救命講習の実施
・災害における外部研修・情報交換会・被災地支援等の場に関係職員を積極的に参加させている。

④その他（回答数 3）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・消火通報、避難誘導、救出・救助、応急救護訓練（AED）
・月例事務局会議（全職員対象）において、災害時役職員対応マニュアルを説明・意見聴取等を実施するとともに、マニュアル内容等を点検・修正・更新している。災害備蓄品及び災害用物品の整備を年度事業計画に位置付け、随時購入・整備している。
・学校又は近隣社協との合同訓練

■実施の課題

・実施していくにあたっての課題を自由記述で把握した。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害時行動マニュアルを整備し、研修等を充実したい。
・マニュアルの見直しが必要なため

６．備蓄品の確保

○この項目では、市町村社協で災害時用に備蓄品を準備状況について把握した。
○「確保していない」が 14（56%）となった。「すでに確保している」が 7（28%）であったが、その中でも「防災備品等整備計画要領」を策定し、計画的な整備をしているところがあった。

項目	回答数
①すでに確保している	7（28%）
②まだ確保していないが、今後予定あり	2（8%）
③確保していない	14（56%）
④無回答	2（8%）

Ⅰ-2-(6)．備蓄品の確保について（n=25）

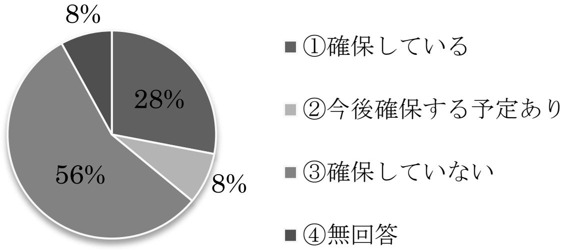

■整備している主な備蓄品

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・市災害ボランティアセンターの役割に伴い、災害ボランティアセンターの運営者用の水・食糧・毛布等を整備しています。
・スタッフ用の備蓄品として、食糧、寝袋、災害ボランティアセンター用の備蓄品として腕章・名札・ゼッケンほか
・市社会福祉協議会防災備品等整備計画要領を策定。
・食材料 3 日分×50 人分　水 3 日分×50 人分。医薬品、生活用品、救助・救出用機材、テント、発電機、燃料
・非常食セット・水・ヘルメット・寝袋・安全靴・マスク・救急セット・担架・ライト・簡易トイレ・使い捨て食器・鍋・電池・インバーター発電機・ガソリン・石油ストーブ・灯油・デジタル無線等
・災害救援ボランティア活動の資機材を行政より提供を受け確保している。備蓄品：発電機、スコップ、土のう袋、ポリ袋、ポリタンク、バーナー、センター運営関係書類・資料（地図等）等
・備蓄品については、社協実施計画の中で計画的に予算化し、整備することとなっているが、市防災計画の中で備蓄品については、行政が主として備蓄するとなっていることから、確保する備蓄品が限られてくるため、現在社協と行政と備蓄品の確認調整作業が行われている。

７．財源確保

○この項目では、災害時に備えた財源の確保状況について把握した。

○「取り組んでいない」が 13（52%）、「取り組んでいる」が 11（44%）となった。取り組んでいるところでは、基金による積立をしているところが見られた。

項目	回答数
①取り組んでいる	11（44%）
②取り組んでいない	13（52%）
③無回答	1（4%）

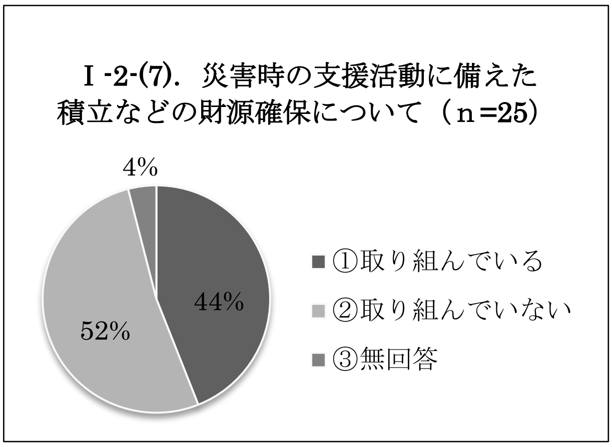

■「取り組んでいる」場合の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・東日本大震災以降、24 年度より取り組んでいる。
・財政調整基金による積立（財政難にて取り崩しの予定）
・被災地で活動をするボランティアの支援を目的に被災地支援ボランティア活動助成金を設置。（財源はボランティアセンター寄託金）
・災害時に活動できるよう、行政とボランティアと、支援活動基金について検討している。
・ふれあい基金。寄附金を基金として積み立、災害発生時のボランティア救援活動資金などに活用
・災害援護基金設置。見舞金の支給とボランティア活動の支援を目的とする。

・災害対策積立金
・収益事業の収益の一部で「災害支援」として経費を設けている。

8．自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み

○この項目では、災害時に備えて平常時から関係団体とどのような取り組みを進めているのか現状を把握した。

○「進めている」が 20（80%）だった。災害ボランティアセンターの運営を担うボランティアコーディネーター養成のほか、要援護者等当事者団体が参画した災害ボランティアネットワークの立上げや、自主防災組織に向けた要援護者の支援方法等について啓発活動を行っている事例も見られた。

○「課題がある」が 3（12%）であり、要援護者支援を進めるにあたっての個人情報保護の課題が挙げられた。

項目	回答数
①進めている	20（80%）
②課題がある	3（12%）
③無回答	2（8%）

Ⅰ-2-(8). 自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組みについて（n=25）

■「進めている」場合の概要

＜調査回答 自由記述からの抜粋＞
・①市社協（民児協事務局）としての取り組み「ひとり暮らし高齢者」「地域で見守り」推進事業」（在宅 75 歳以上の単身高齢者についての情報を行政から提供を受け、その対象世帯について地域包括と民生委員児童委員が訪問し、状況把握を行っていく。）の推進支援（行政と民生委員の間の連絡調整、情報提供）を通して災害時の要援護者の把握の推進。「災害時一人も見逃さない運動」（各区民児協が、地域状況に応じて自治会町内会や地区社協、警察・消防機関等と連携を進めている）の推進支援（毎月の理事会での情報提供）の実施。②区社協、地区社協、自治会、地域の社会福祉施設での合同防災訓練の実施③各部会活動での取り組み。高齢福祉部会において災害時の他施設、他団体との協力体制構築に向けた、災害対策プロジェクトを展開し始めている。会員全施設を対象とした「BCP（事業継続計画）の理解」研修の実施予定である。
・市民活動センター、市防災ボランティアネットワークとともに災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施している。災害時要援護者の把握方法、災害時の取り組み・連携について検討している。市民によるボランティアの組織的活動についての具体的な調整の場の設置を検討している。
・災害ボランティアネットワークとの連携。自治会が取り組む地域防災訓練への職員派遣ほか。
・災害ボランティアネットワークと共催で災害時ボランティアセンター設置運営訓練。災害ボランティアネットワーク主催の寒冷期避難所宿泊体験、災害時ボランティアセンターコーディネーター養成講座を事務局として協力している。
・市との協定により「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を実施した。
・市の総合防災訓練に毎年参加して、災害救援ボランティアセンターの設置訓練を行っている。
・行政、災害ボランティア等との協働による災害ボランティアセンター運営訓練を実施している。避難所

運営ゲームを活用し、小中学校の総合学習や避難所運営委員会に出向いて啓発に努めている。
・月１回程度、行政とボランティアグループと話し合いを行い、災害時のボランティア体制について話し合いを行っている。関係機関・団体と災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施している。
・行政、ボランティア団体、自治会等と協力し、災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施している。
・災害ボランティアネットワークとの情報交換や事業（防災教室）の推進を行っている。
・災害時要援護者支援制度の取り組みを、市、自治会、民協、地区社協と連携しすすめている。災害関係ボランティア団体等交流会に参加し、災害ボランティアセンター設置訓練などを行っている。
・主に福祉活動を行う団体及び当事者団体に呼び掛け、災害ボランティアネットワークを設立（平成 20 年度）。災害ボランティア設置運営訓練、災害ボランティア講座、普通救命講座などを毎年開催し、連携を強化している。／小学校の協力を得て、毎年、子ども防災講座を開催している。／単位自治会をモデルとして、平常時から災害時に備えた見守り・支え合いのしくみづくりに向け、研修会等を開催している。モデル地区となる地区自治会及び民生委員児童委員に向け、見守りを強化するための個人情報の取り扱いに関する講習会を実施した。／市介護支援専門員協会に対し、社協の災害時の役割等の情報提供を行い、理解を促進するとともに連携の強化を図っている。／障害者自立支援協議会災害時支援部会の協働により、市総合防災訓練や夜間避難訓練において、自主防災組織に向け、要援護者の支援方法等について啓発活動を行っている（当事者の参加あり）。／青年会議所と災害時の協力体制について、話合いの機会を設けている。
・行政主導で構成される市障害者自立支援協議会防災対策部会に参加し、障がい者避難所マニュアル等の策定に取り組んでいる。自衛消防組織を編成し、施設利用者も参加いただき、消防訓練（年 2 回実施）を行っている。
・社協出前講座として、住民向け防災講座や研修会を行っている。ブロック連絡会において講演会や災害ボラセン立上げ訓練を行っている。行政と連携し、災害時要援護者支援のための説明会等開催している。
・平成 23 年度より、災害ボランティアセンター設置運営訓練に地区社協の参加を得ている。将来的にはサテライト型のセンター設置構想を持っている。
・災害ボランティアセンター設置時に向け、町行政や関係団体等との協働及び役割分担、連携を図るための連携会議等を定期的に開催。
・行政、自治会、民生委員、消防、教育委員会、社協等で構成する避難所運営連絡会、及び災害時要援護者支援分科会に参加
・行政や民生委員児童委員と連携し、災害時要援護者支援として地域包括支援センター（受託事業）の機能を活かして見守り支援を行っている。
・災害ボランティアコーディネーター研修や合同訓練の実施
・災害時要援護者登録制度の取り組み

■「課題がある」場合の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・地区社協ごとに自治会や民生委員児童委員と共に、災害時の取り組みを検討しているが、個人情報が課題となっている。
・一部地区社協の中で災害時に備えた取り組みを進めようとしているが、要援護者の個人情報の取り扱いが課題となっている。
・町、社協ともに災害時の対応について地域住民と協議を始めたばかりで、団体同士の協働まで話が進んでいない。これまで各々の団体で独自に進めてきたため、足並みが揃っていない印象が強い。

９．災害対応の課題や展望

○この項目では、社協における災害対応の課題や展望について自由記述により把握した。
○回答があったのは 19（76%）の社協だった。自由記述から、災害対応マニュアルの策定等に関

することや、職員体制の確保（育成含む）について課題があることがわかった。

○「災害時要援護者支援」について、「高齢者のみならず知的障害も含めた障害者支援がどこまで確保できるか」「社会福祉施設、福祉関係事業所、当事者団体等との連携が進んでいない。ただし、災害ボランティアネットワークの組織化により、担い手の確保や情報の共有化を進めていければと考える」との課題が見られた。

項目	回答数
回答あり	19（76%）
無回答	6（24%）

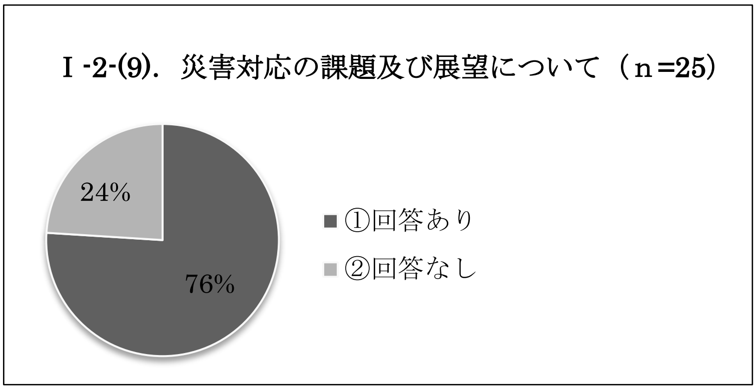

■概要

○「回答あり」では自由記述で、その取り組みの概要を把握した。自由記述から「①災害対応マニュアルの策定等に関すること」「②ボランティア養成」「③職員体制の確保（育成含む）」「④拠点」「⑤要援護者支援」「⑥行政との連携」「⑦その他」にテーマ設定し、それぞれに分類した。

○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」との合計は一致しない。

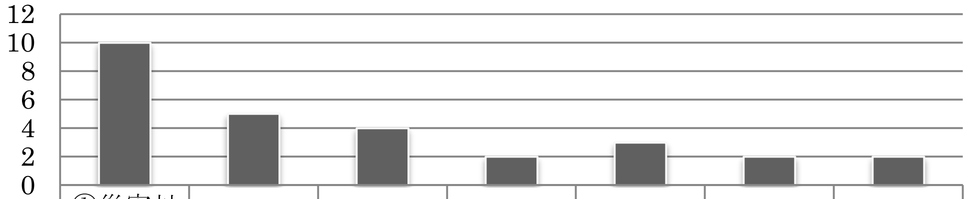

	①災害対応マニュアル等の策定に関すること	②職員体制の確保に関すること	③活動拠点に関すること	④行政との連携	⑤ボランティア養成	⑥要援護者支援に関すること	⑦その他
回答数	10	5	4	2	3	2	2

①災害対応マニュアルの策定等に関すること（回答数 10）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・政令市社協における区社協や運営施設との災害時の対応の調整

・事業継続計画(BCP)の策定

・市の地域防災計画が確定した上で、市・ボランティア団体・市社協で災害時における協定を結び、災害時行動指針やマニュアルを策定したい。

・災害ボランティアセンターの実際の運営に向けたマニュアル作り、訓練、行政との役割分担、近隣社協との相互支援体制の整備に向けた取り組み

・市防災計画の改定と、社協の事務所移転に伴い、災害時行動指針やマニュアルの見直しが必要である。

・本会災害時役職員対応マニュアルでは、「被災地社協＝災害ボランティアセンター機能」という限定機能的な捉え方ではなく、日常的（平常時）に担っているあらゆる機能（小地域福祉活動、ボランティアセンター事業、在宅福祉サービス事業、あんしんセンター事業、生活福祉資金貸付事業、地域包括支援センター事業など）を被災時にも発揮できるような意識付の必要性を強く打ち出したマニュアルづくりを目標に取り組んでいるが、それら各（部署や事業の）機能の発揮を支えるそもそもの法人事務所の基盤機能の確保等に向けた取り組み（備え）が大きな課題となっている。（例：現行事務所の倒壊による機能不全への対応、第二の事務所の確保等）
・大規模災害時の対応が不安。災害ボラセンの運営と日常業務。避難所（福祉会館）と社協業務
・災害時に社協に求められる役割を社協職員全体に理解してもらい、意識付けを図っていく必要があると考えている。社協内で業務優先計画について協議ができていないことが課題。
・職員マニュアルはあるが、詳細の記載はない。運用マニュアルを整備する必要がある。

②ボランティア養成（回答数３）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害ボランティアセンターサポーター養成講座の検討
・災害ボランティアコーディネーターなどの災害支援従事者の育成が必要である。

③職員体制の確保（育成含む）（回答数 5）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害が発生し交通手段がマヒした際の人員体制の確保。
・常勤の正規職員が１１名と少人数なため、通常の業務（日常生活や在宅福祉サービス）の災害対応と災害ボラセンに対応する職員を効率よく配置できるか、また市内居住者が2名と少なく業務時間外に発生した時に発生後すぐに参集できるか。
・災害時の職員配置（常勤職員が少ないなかで、職員自身も被災や負傷した場合を想定すると、現状業務の継続と災害対応に対する職員配置がどこまで可能か）。
・発災時、職員の参集やセンター立上げなどの対応がスムーズに進められるよう各職員へ具体的な実践訓練などを行いたい。
・社協職員として災害時や緊急時の職員行動を学ぶ機会があれば良いと考える。

④拠点（回答数 4）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・津波を想定した場合の災害ボランティアセンター設置場所。
・本会事務所が公共施設内にあるために備蓄場所の確保が困難である。
・市会館が災害ボラセンの拠点となるが、拠点機能を確実に確保できるか。
・防災計画上、ボラセンの設置場所が築 50 年の福祉会館となっていて、耐久や大型車の乗り入れが困難であるなど、ハード面で課題を抱えている。

⑤要援護者支援（回答数 2）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害の規模にもよるが、高齢者のみならず知的障害も含めた障害者支援がどこまで確保できるか。
・社会福祉施設、福祉関係事業所、当事者団体等との連携が進んでいない。ただし、災害ボランティアネットワークの組織化により、担い手の確保や情報の共有化を進めていければと考える。

⑥行政との連携（回答数２）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・行政との連携（災害対策本部との情報共有等）
・災害対策本部との連絡調整機能が確保できるか。

⑦その他（回答数２）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・通信連絡手段が遮断された際の情報共有・安否確認の方法の確立 ・データをサーバー管理しているため、停電時に対応できない。災害発生時の電源が確保されていない。 　職員マニュアルはあるが、詳細の記載はない。運用マニュアルを整備する必要がある。 ・日常生活自立支援事業や法人後見事業にかかる金融機関との連携。 　災害の規模にもよるが、高齢者のみならず知的障害も含めた障害者支援がどこまで確保できるか。

Ⅱ．東日本大震災関連

○この項目では、東日本大震災における具体的な行動内容の現状を把握した。

１．行動とその時期について

（1）概要

項目	回答
回答あり	25（100%）
無回答	0（0%）

○東日本大震災において、それぞれの時期について「発災当日」「2 日～3 日」「4～7 日」「7 日以降」と区分し、実際の行動について、選択肢より回答を得た。

○得られた回答については、各社協の行動を理解するため、一覧でまとめた。

社協	発災当日	2 日～3 日	4～7 日	7 日以降
A	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被災状況の把握 ・行政への連絡調整（福祉保健課） ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断 ・社協の災害対策本部の設置 ・社会福祉施設との連絡調整（市経由で間接的に被害状況を確認）			・事務所の修繕 ・ボランティアの受入れ体制整備 ・ボランティア団体等との連絡調整 ・支援活動備品の確保 ・支援活動資金の確保
B	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被災状況の把握 ・行政への連絡調整（地域福祉課） ・支所・事業所等への連絡 ・業務継続の判断			・ボランティアの受入れ体制整備
C	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・行政への連絡調整（地域福祉課） ・支所、事業所等への連絡		・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認 ・業務継続の判断 ・事務所の修繕 ・支援活動備蓄品の確保	
D	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（福祉総務課） ・業務継続の判断			
E	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・行政への連絡調整（福祉施策課） ・支所、事業所等への連絡 ・社協災害対策本部等の設置			
F	・行政への連絡調整（福祉総務課） ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断			

社協	発災当日	2日～3日	4～7日	7日以降
G	・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（保健医療福祉課） ・業務継続の判断	・職員の安否確認 ・行政への連絡調整	・行政への連絡調整	・行政への連絡調整
H	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（福祉政策課）	・行政への連絡調整		・支援活動資金の確保
I	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整 ・ボランティア団体等との連絡調整	・業務継続の判断	・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認	・ボランティアの受入れ体制整備
J	・社協サービス利用者等への安否確認 ・支所・事業所等への連絡 ・業務継続の判断	2日目 ・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・行政への連絡（危機管理課） 3日目 ・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の把握		
K	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（地域福祉課） ・業務継続の判断		・ボランティア団体等との連絡調整	・ボランティアの受入れ体制整備 ・支援活動備蓄品の確保 ・支援活動資金の確保
L	・ボランティアの受入体制整備	・社協サービス利用者等への安否確認 ・行政への連絡調整（福祉部）	・業務継続の判断	・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認
M	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整 ・支所、事業所等への連絡	・業務継続の判断 ・ボランティア受入体制整備 ・ボランティア団体等との連絡調整		
N	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・行政への連絡調整（福祉総務課、介護高齢福祉課（指定管理施設委託元） ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断	・業務継続の判断	・業務継続の判断 ・ボランティア団体等との連絡調整	・業務継続の判断 ・支援活動備蓄品の確保 ・支援活動資金の確保
O	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（市民協働課） ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断	・当該地域の被害状況の把握		・ボランティアの受入体制整備 ・ボランティア団体等との連絡調整 ・支援活動備蓄品の確保 ・支援活動資金の確保
P	・社協サービス利生や等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断 ・事務所の修繕 ・社会福祉施設との連絡調整		・行政への連絡調整（福祉長寿課） ・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認 ・社協の災害対策本部等の設置 ・支援活動備蓄品の確保	・ボランティアの受入れ体制整備 ・ボランティア団体等との連絡調整 ・支援活動資金の確保
Q	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（福祉課） ・業務継続の判断			・ボランティア団体等との連絡調整

社協	発災当日	2日～3日	4～7日	7日以降
R	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（災害対策本部） ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断	・（2 日目）当該地域の被害状況の把握 ・（3 日目）地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認		・ボランティアの受入体制整備
S	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・行政への連絡調整（福祉課）	・社協サービス利用者等への安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・業務継続の判断	・行政への連絡調整（福祉課） ・業務継続の判断	・ボランティアの受入体制整備 ・支援活動備蓄品の確保 ・支援活動資金の確保
T	・職員の安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断	・社協サービス利用者等への安否確認		・事務所の修繕 ・社会福祉施設との連絡調整 ・支援活動備蓄品の確保
U	・社協サービス利用者等への安否確認 ・職員の安否確認 ・当該地域の被災状況の把握 ・行政への連絡調整（福祉課、健康課） ・地区社協、民生委員児童委員等へ被害状況の確認 ・支所、事業所等への連絡 ・業務継続の判断			
V	・行政への連絡調整 ・業務継続の判断	・当該地域の被害状況の把握		事務所の修繕
W	・社協サービス利用者等への安否確認 ・行政への連絡調整	・社協サービス利用者等への安否確認 ・行政への連絡調整 ・地区社協、民生委員児童委員等へ被災状況の確認		
X	・職員の安否確認	・社協サービス利用者等への安否確認 ・当該地域の被害状況の把握 ・行政への連絡調整（健康福祉課） ・業務継続の判断		・ボランティアの受入れ体制整備 ・ボランティア団体等との連絡調整
Y	・社協サービス利用者等への安否確認		・社協サービス利用者等への安否確認	

（2）行動上で特徴的なもの

○（1）の行動の中で、特徴的な行動について、自由記述で把握した。

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・市内に避難された方の支援として、市民ボランティアの受け付け、登録、派遣調整。関東ブロックと県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定幹事県社協との連絡調整

・支援活動資金の確保。災害ボランティア・NPO 活動サポート募金の助成により、ボランティアバスの運行や仮説住宅におけるサロンの運営などを行った。

・市の要請を受けて、支援物資の受付を行った。

・本市の避難所への支援物資の配布

・福島県からの避難者の受入に関する行政との調整及び避難所運営

・災害に関する情報収集を総務に集約させ、掲示板を設け、職員が一目で確認できるようにした。

・行政が呼びかけた救援物品（毛布）の収集を地域福祉会へ依頼し回収を行った。

・被災地からのホームステイや支援物資の被災者支援プロジェクトを立ち上げた。被災地から一時的に避難してきた避難世帯への生活資金の貸付を行った。
・福島県からの避難者受入れ（町との連携）
・震災当日、社協事務局がある町地域福祉センターを帰宅困難者宿泊所としたので、町福祉課より対応等の依頼を受け、社協職員が待機

（3）行動上の課題、課題を踏まえて改善を図ったもの

○（1）の行動の中で課題となったこと、また課題を踏まえて改善に取り組んだ行動について、自由記述で把握した。

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・受付可能な物資を周知したが、実際には該当しない物資についてお断りするのが難しいこと、あるいは被災地において仕分けの負担を軽減するための梱包の仕方について
・発生時の停電や電話の混線で連絡調整や被害状況の把握ができず、利用者への帰宅・安否確認等が遅れた。
・通信の不通時間が長く、利用者に対し、日程変更するにも電話がつながらなかった。支援物資の受入れ体制
・【課題】①登録型のヘルパーが多いため、翌日の業務継続にあたり、職員の安否の確認及び代替者の調整に手間取った。電話が通じず、社協が運営する外部機関との連絡に手間取った。②マニュアル化が未整備であったため、災害対策本部を設置せず、現場を抱えている一部の職員に負担が偏った。③事業継続にあたり、ガソリンが不足した。④若干の非常食のみしか備蓄していなかった。⑤停電によりパソコンが使用できず、業務に支障が生じた。
【改善策】①個々が、災害伝言板に登録するなど、全職員に複数の連絡手段を周知した。外部機関との連絡手段については、デジタル無線機を整備した。②平成23年9月にマニュアルを整備した。③公用車は、常に満タンの状態を継続できるよう、こまめに給油することとした。④備蓄を整備した。⑤発電機の購入により電源の確保と、利用者一覧（緊急連絡先含む）を紙ベースで保管し、定期的に更新することとした。
・ガソリン供給が厳しい時期に、利用者宅等へ車やバイクで移動するために、燃料確保する連携が一部の職員に偏ってしまった。

２．貴会での支援活動に該当する項目

○この項目では、東日本大震災において取り組んだ支援活動の現状を把握した。

○支援活動について「①被災地への職員派遣」「②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した」「③ボランティアバスの運行」「④管内市町村に設置された避難所運営への職員・ボランティア派遣」「⑤管内市町村へ避難してこられた方へ支援活動」「⑥その他」の６項目から選択する形式で回答を得た。

○「①被災地への職員派遣」「③ボランティアバスの運行」「④管内市町村に設置された避難所運営への職員・ボランティア派遣」「「⑤管内市町村へ避難してこられた方へ支援活動」「⑥その他」については、その概要を自由記述とした。

Ⅱ-2.貴会での支援活動に該当する項目について（n=25）

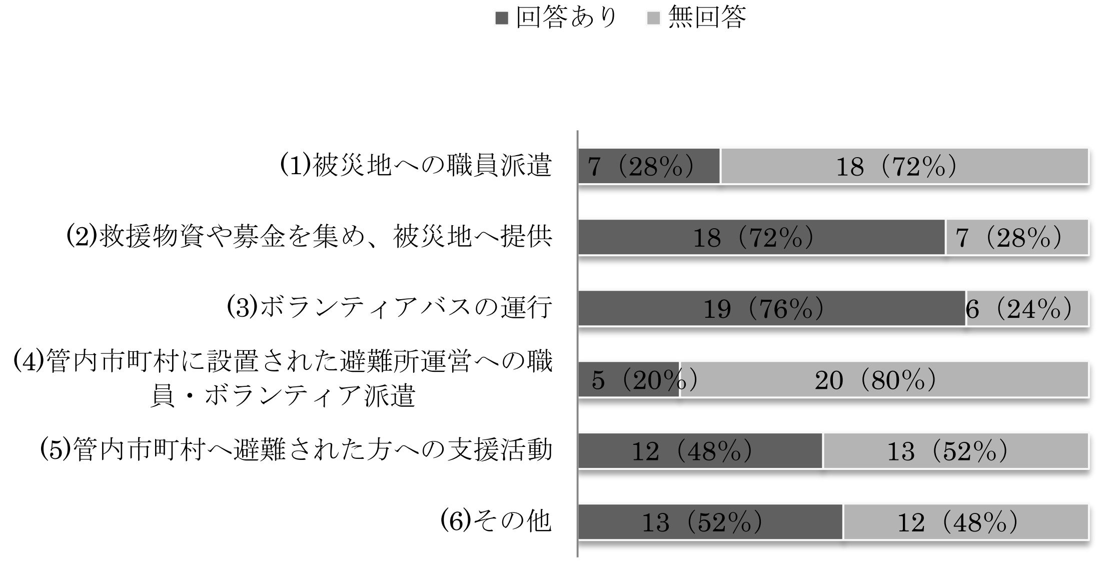

（１）被災地への職員派遣（県社協の調整による釜石市への職員派遣は除く）【回答数７】

■概要

派遣地	人数	内容	期間
岩手県釜石市社協	2 人	ブロック派遣終了後の岩手県釜石市社協への全社協個別調整による派遣。現地生活支援相談員への支援	①9 月 25 日～30 日の 16 日間 ②9 月 28 日～10 月 29 日の 32 日間
宮城県亘理町	3 名	被災された聴覚障害者宅への訪問、役場窓口での諸手続き対応･情報提供	平成 23 年 5 月 18 日～6 月 17 日
福島県いわき市社協	1名	災害支援ボランティア活動支援プロジェクト会議のメンバーとして	平成 23 年 4 月 4 日～9 日
福島県相馬市	2 名	災害ボランティアの派遣する上で必要な情報を収集	平成 23 年 4 月 19 日～21 日
岩手県陸前高田市	20 人延べ 40 人	要介護高齢者の介護。避難所で約 30 人	平成 23 年 6 月～7 月末
宮城県石巻市	1 名	神奈川県介護支援専門員協会の要請による職員派遣(避難所ニーズ調査業務)	平成 23 年 4 月 25 日～27 日
宮城県女川町	1名	神奈川県介護支援専門員協会。高齢者の生活状況の調査	平成 23 年 5 月 9 日～11 日

（２）救援物資や募金を集め、被災地へ提供【回答数 18】

（３）ボランティアバスの運行【回答数 19】

派遣先	活動内容	活動期間
岩手県釜石市	参加者：合計 210 名（横浜市民を対象）。計6回実施。活動内容：イベント運営支援、ガレキの撤去、泥だし、側溝の清掃、青空市の手伝い等	平成 23 年 6 月 29 日～7 月 2 日、7 月 6 日～9 日、7 月 13 日～16 日、7 月 20 日～23 日、9 月 2 日～5 日、9 月 9 日～12 日
岩手県釜石市	①一般市民対象。震災後数カ月は、ガレキ撤去・泥だしなどの環境整備が中心の作業、震災1年後は仮説住宅のサロン支援・引っ越し手伝い・草刈・海岸清掃などの生活支援が中心の作業を実施。 ②高校生対象。春休みを利用して、高校生が現地にて復興支援ボランティア体験、さらには現地高校生との交流を行うことにより、今後の学校生活等におけるボランティア活動の関わりや災害について考えるきっかけにつなげていくことを目的に実施した。	①平成 23 年 8 月 17 日～20 日、24 日～27 日、31 日～9 月 3 日、平成 24 年 8 月 17 日～20 日、24 日～27 日 ②平成 24 年 3 月 24 日～27 日
岩手県大船渡市	側溝土砂上げ、河川清掃、仮説住宅への引っ越しほか。	平成 23 年 7 月 14 日～10 月 2 日全5回（4 日間
・岩手県山田町、陸前高田市、釜石市 ・宮城県南三陸町	①平成 23 年度●市民公募（6 回）。山田町（7 月 8 日～10 日、8 月 5 日～7 日、26 日～28 日）。陸前高田市（10 月 7 日～9 日、21 日～23 日）。釜石市（11 月 11 日～13 日、談話サロン開設）●教育委員会実施（2 回）。石巻市（8 月 2 日～4 日、10 月 8 日～10 日） ②平成 24 年度（4 便、サロン 2 便）。宮城県南三陸町（6 月 29 日～7 月 1 日、8 月 24 日～26 日）、陸前高田市（7 月 20 日～22 日、8 月 31 日～9 月 2 日）、石巻市（8 月 4 日～6 日）、釜石市（10 月 12 日～14 日）	
宮城県石巻市	市と締結している災害相互応援に関する協定による派遣先を選定	平成 23 年 7 月 29 日～8 月 1 日、8 月 26 日～29 日
・宮城県山元町 ・宮城県石巻市 ・宮城県南三陸町	①平成 23 年度 第1期：宮城県山元町（6 月 17 日～19 日、6 月 24 日～26 日、7 月 1 日～3 日、7 月 8 日～10 日） 第2期：宮城県石巻市（9 月 29 日～10 月 1 日、10 月 13 日～15 日、10 月 27 日～29 日）、宮城県南三陸町（10 月 7 日～9 日、10 月 21 日～23 日、11 月 4 日～6 日） 第3期：宮城県山元町（平成 24 年 3 月 8 日～10 日、3 月 15 日～17 日、3 月 22 日～24 日） ②平成 24 年度 第1期：宮城県南三陸町「市内の高校生・大学生による農業再生支援」（7 月 26 日～29 日、7 月 30 日～8 月 2 日、8 月 3 日～6 日、8 月 7 日～10 日、8 月 23 日～26 日） 第 2 期：宮城県南三陸町「一般市民による漁業再生支援」（9 月 21 日～23 日、9 月 28 日～30 日、10 月 5 日～7 日、10 月 12 日～14 日）	
福島県相馬市	①災害復旧活動（瓦礫の撤去、土砂かき、家屋清掃等）。第 1 班～第7班（延べ 96 名） ②第二次災害ボランティアの派遣 一日お茶飲みサロンの開催。特産品を景品にした抽選会、抹茶や緑茶、綿菓子、ポップコーンの提供、炊出し（カレー等）の提供 ③第三次災害ボランティアの派遣 一日お茶飲みサロンの開催。	①平成 23 年 5 月 10 日～6 月 27 日 ②平成 23 年 9 月 17 日～20 日、10 月 21 日～24 日 ③平成 24 年 3 月 17 日～20 日
宮城県南三陸町	①平成 23 年度 南三陸町（6 月 17 日～19 日、24 日～26 日、7 月 1 日～3 日、8 日～10 日、8 月 5 日～7 日、9 月 17 日～19 日）。山田町（7 月 15 日～17 日、22 日～24 日）。釜石市（7 月 29 日～31 日、8 月 5 日～7 日） ②平成 24 年度 南三陸町（5 月 25 日～27 日、6 月 22 日～24 日、7 月 20 日～22 日、9 月 14 日～16 日、10 月 12 日～14 日、11 月 16 日～18 日）	
宮城県南三陸町	市民参加のもと被災地においてガレキの撤去、花植え、炊き出しを行った。	23 年 9 月 16 日～18 日。23 年 11 月 18 日～19 日。24 年 8 月 24 日～25 日。24 年 11 月 16 日～17 日
岩手県大船渡市	市と共催で、市民を対象とした「厚木市被災地支援ボランティア派遣」を全3回実施し、103 名の市民ボランティアの災害ボランティア活動を支援した。全3回に本会職員1名ずつ参加。	平成 23 年 6 月 24 日～26 日、7 月 1 日～3 日、10 日～12 日

派遣先	活動内容	活動期間
岩手県釜石市	被災地支援活動ミニ講座。第1回復興応援隊派遣事業(釜石市、)。第2回復興応援隊派遣事業(釜石市)。復興応援隊参加者交流会	平成 23 年 7 月 29 日～31 日、8 月 19 日～21 日
岩手県釜石市	がれき撤去・避難所支援	平成 23 年 6 月 10 日～12 日、17 日～19 日、24 日～26 日
岩手県釜石市	①仮設住宅の施設内で「すいとん」や「たい焼き」を作り配食しながら地域コミュニティ支援を行う。 ②海岸清掃ビーチプロジェクト	①平成 24 年 2 月 24 日～26 日 ②平成 24 年 8 月 24 日～26 日、10 月 26 日～28 日
岩手県大槌町、陸前高田市	ブロック社協連絡会事業で、東日本大震災ボランティアステーションのボランティアバス企画で、住民 40 名、社協職員 4 名の体制で、被災地支援活動(ガレキの撤去、泥だしなど)を実施した。	平成 23 年 9 月 16 日～19 日
岩手県釜石市	①釜石市ボランティアバスパック ②釜石応援プロジェクト	①平成 23 年 7 月 29 日～31 日、8 月 5 日～7 日 ②平成 24 年 6 月 29 日～7 月 1 日、9 月 28 日～30 日、12 月 14 日～16、平成 25 年 3 月 15 日～17 日
岩手県釜石市	ブロック社協連絡会事業として実施	3 泊 4 日
宮城県南三陸町	草刈、ガレキ撤去、1 日×4 回(平成 23 年度、平成 24 年度各2回)	
岩手県釜石市	ブロック社協連絡会事業として実施	3泊4日
岩手県陸前高田市	ガレキ撤去	平成 23 年 9 月 16 日～19 日、10 月 7 日～9 日、平成 24 年 7 月 27 日～7 月 29 日
岩手県釜石市	ブロック協連絡会事業として実施	平成 23 年 9 月 16 日～19 日

（4）管内市町村に設置された避難所運営への職員・ボランティア派遣【回答数５】

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・一時避難所である「たきがしら会館」内に社協ボランティアセンターの出張窓口を開設(平成 23 年 3 月 25 日～6 月 29 日)。ボランティアコーディネーターのほか、生活福祉資金貸付・ボランティア活動保健加入等の相談対応を行った。

・市内に開設された避難所に、職員が定期的に伺った。

・平成 23 年 3 月 23 日～4 月 1 日まで、市内柳島記念館に設置された、被災者受入施設で避難者の状況確認や情報提供を行った。

・指定管理を受けている老人福祉センターにおいて、避難所運営を行った。

（5）管内市町村へ避難してこられた方へ支援活動【回答数 12】

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・避難市民への生活福祉資金の緊急窓口を開設。市民ボランティアの受入、登録を行い、一時避難所(とどろきアリーナ)、支援物資受入施設へ派遣調整を行った。

・きもの姿での撮影会。無料できものの着付けとプロカメラマンによる写真撮影、アルバム贈呈

・市は避難所を開設したが利用がなかったため一定期間で閉鎖した。市内社会福祉施設が神奈川県に避難してきた施設入所者の分散受入れを実施した(独自に民間助成金を確保)

・避難所に避難された方を対象に、市の理美容組合の協力を得て無償で散髪等を提供した。市と調整の上、準備はしたが、具体的な活動には至らなかった。

・市民から集めた支援物資を被災地へ送るとともに、本市への避難者へ配布した。

・避難所運営支援活動。市社協と地区社協との連携による避難所運営支援(食材の提供など)を行った。

・市内避難者向けに支援物資（生活用品）を募集し配分した。避難者向けの寄り合い処の運営を共催で行っている（平成 24 年度）。ふれあい交流事業に避難者を招待した。（平成 24 年度：みかん狩りを企画したが当日雨天のため中止となったため、申込み者宅に個別訪問を行った。）
・避難者に対して見守り隊交流会を実施
・被災地から一時的に避難してきた避難世帯への生活資金の貸付を行った。
・年末たすけあい配分の対象として支給
・避難してきた方からボランティア相談があったため対応した。また、資金貸付の相談についても相談があり、対応した。

（6）その他【回答数 13】

■詳細

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・ホームページ上での震災関連情報の掲載
・福祉フェスティバルや福祉まつりなどのイベント会場や商店街のイベント会場等で、被災地の物品を販売（販売はボランティアグループが担う）。被災者支援活動報告及びパネル展等 7 クール開催。福祉学習他で報告 13 回。
・福祉まつりにおいて、被災地の物品販売及び募金の呼びかけ。被災地において、ソリストたちによる心の支援コンサート。被災地主催の楽校の音楽の授業を担当。
・「相馬市災害ボランティア写真展」、「災害ボランティア活動発表」、「災害ボランティア活動 DVD の上映」の開催
・ホームページや社協だよりを活用して、被災地の情報や災害ボランティアについて情報提供を行った。
・ホームページによる「災害救援ボランティアセンター」設置の情報発信。社協職員及びボランティア団体による募金活動の実施
・福祉まつり事業や高齢者活動団体にて、被災地（岩手・宮城・福島・青森）の物産等を購入し、東北の応援くじを販売。市ともしび運動推進懇話会事業として、福島県須賀川市の障がい者施設製品を購入し、「障がい者キャンペーン」の啓発物品として配布
・被災地の物品を販売し、売り上げを寄附する活動を展開中。ボランティアと協働し、東日本大震災に関するパネル展示を開催し、復興支援を呼びかけた。
・災害ボランティアセンターを設置し、支援物資の受入れのためのボランティアを募集し、派遣を行った。ホームページの特設コーナーを開設。釜石物産の販売。講演会の実施
・義援金募集ととりまとめ、アクセサリー募集。被災地の物品仕入販売。

3．当該地域で東日本大震災を機に立ちあがった取り組み

○この項目では、東日本大震災をきっかけに始まった取り組みについて自由記述にて把握した。

項目	回答数
回答あり	11（44%）
無回答	14（56%）

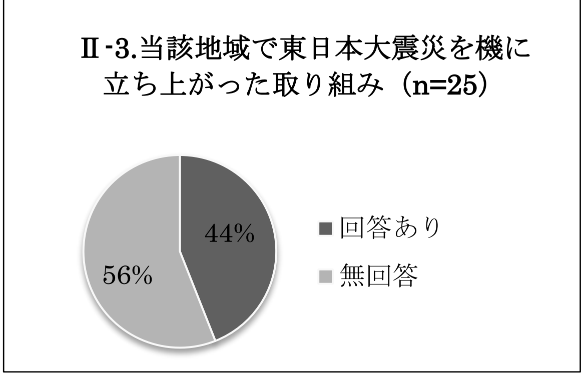

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害時の対応マニュアルの改訂。募金活動など。
・県立高校でのボランティア部の発足。各種団体によるボランティアバス支援の募金活動。
・災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施して、従来組織されていたボランティアグループの強化・増員ができた。
・災害時における行政、市社協、青年会議所の三者協定の実働化。災害ボランティアセンター設置訓練マニュアルの整備。マニュアルに基づく訓練の実施。市内 NPO との協力体制
・「こころを届けるプロジェクト」。相馬市へのボランティア派遣がきっかけとなり、その参加者等有志により組織化され、被災地（相馬市）にミカンや毛糸を送るなどの活動をしている。
・ボランティアバス参加者を中心に災害ボランティアグループ（TAJ）の組織化。市・社協・TAJ との災害ボランティアの協働会議の定期的な実施。
・災害ボランティア台帳の作成
・被災地支援を行う市民による「災害対策市民会議」が発足された。障害者自立支援協議会において、災害時支援部会を設置した。聴覚障害者団体と手話サークルにより災害支援をテーマとした連絡会が発足された。
・災害ボランティア活動基礎講座。被災現場の復興に向けたボランティア活動の支援のための講座
・災害ボランティアセンター設置に向けての災害ボランティアネットワーク・行政・社協の 3 者による災害ボランティア連携会議
・災害ボランティアネットワークの組織化（設立準備会の開催）

４．通常業務と被災者支援の活動を並行して行ったことでの課題

○この項目では、東日本大震災で通常業務と被災者支援業務を並行して行った際に課題となった状況を、自由記述にて把握した。

項目	回答数
回答あり	13（52%）
無回答	12（48%）

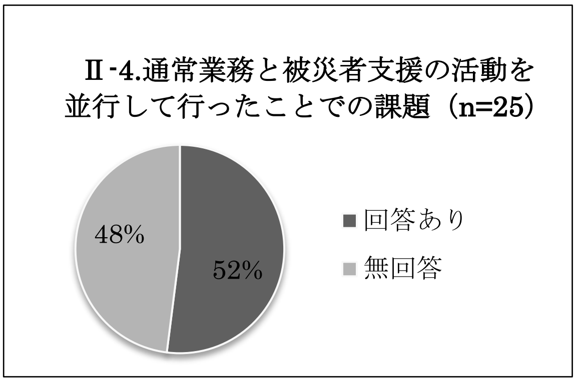

■詳細

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・通常業務の遅れや、計画の変更が生じた。被災者支援については、ボランティア活動振興センターで行うのではなく、専属の部署を新たに設置し対応することが望まれる。
・通常業務の遅延、計画事業の内容変更
・業務量の増加
・全社協ボランティア活動保険の取り扱い
・上記負担の比重についてどのように考えるべきか（通常業務の負担にならない程度にと言われるが、今までなかった活動を行っている分負担は増えている。）
・職員不足

・被災地支援活動に多くの時間を割いたことにより、通常業務をこなすのが大変であった。
・通常業務のみに従事している職員と被災者支援と通常業務を並行している職員との間に意識の差があった。（社協、行政ともに）
・支援活動に関する協議や打合せの時間を要した。局内で支援の役割分担を行ったが、一部の職員に負担が偏ってしまう傾向にあった。
・ボラセンの一時移動
・職員体制に限度がある。
・被災者はほとんどいながったので実感がない。

５．今後の活動予定

○この項目では、東日本大震災において今後の活動予定を把握した。
○活動予定については「①管内市町村への避難者への支援活動に取り組む」「②ボランティアバスの運行」「③救援物資や募金を集め、被災地に提供する」「④被災地の物品を販売し、売り上げを寄附する活動」の４項目から選択する形式で回答を得た。

■詳細

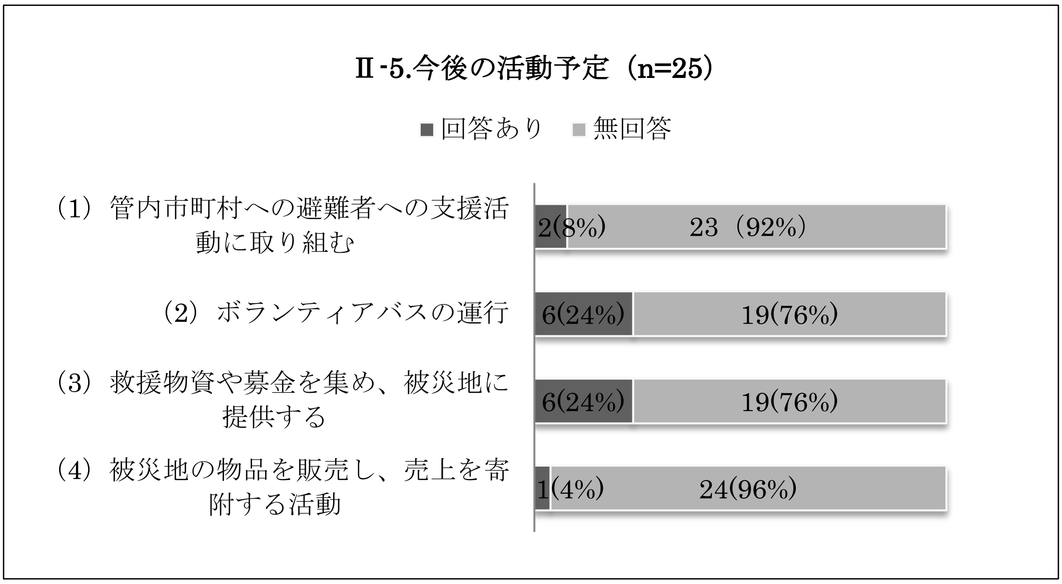

①管内市町村への避難者への支援活動に取り組む（回答数２）
②ボランティアバスの運行（回答数６）
③救援物資や募金を集め、被災地に提供する。（回答数６）
④被災地の物品を販売し、売上を寄附する活動（回答数１）

（以上）

社会福祉施設編

1．質問項目

Ⅰ．事業所における災害への整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ59

１．行政の地域防災計画による貴施設の位置づけについて・・・・・・・・・・・ｐ59

２．震災発生直後の職員行動から、利用者に対するサービス提供の再開まで整理した災害対応マニュアルについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ60

３．災害対応マニュアルに基づいた（もしくは災害対応マニュアル作成に向けて）訓練や職員研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ60

４．自施設のみでサービス提供が難しくなった場合、施設において、外部の人が支援に入ってくるとなった時、想定される活動内容と、受入れるにあたっての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ61

５．他法人や他施設、関連団体（県内外含む）と職員派遣や物資提供、緊急時利用者受入等の相互支援の協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ65

６．その他、事業所内で進めていく災害に備えた取り組みで課題・・・・・・・ｐ66

Ⅱ．平常時からの地域との関係に関連すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ70

１．社会福祉施設における災害時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ70

２．地域の住民組織や福祉関係団体等と、災害時に備えた取り組み・・・・・・ｐ71

３．その他、災害に備えた地域との関わりについての課題・・・・・・・・・・・ｐ74

Ⅲ．東日本大震災の発生時の行動内容、支援活動に関すること・・・・・・・・・・・ｐ76

１．特徴的な行動、工夫したところ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ76

①利用者支援に関すること、②地域支援に関すること、

③事業所運営に関すること

２．東日本大震災に関する支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ85

３．今後、被災地に向けた支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ89

Ⅳ．計画停電への対応に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ90

１．計画停電における特徴的な行動

①利用者支援に関すること、②地域支援に関すること

③事業所運営に関すること

2．回答数　　173 施設

調査対象は、特別養護老人ホーム、障害施設入所支援、生活介護・療養介護事業所、更生保護施設、母子生活支援施設、児童養護施設・乳児院、介護老人保健施設、保育所となっている。

Ⅰ．事業所における災害への整備状況

１．行政の地域防災計画による貴施設の位置づけについて

○この項目では、地域防災計画での社会福祉施設の具体的な位置づけを把握した。

○「位置づけられている」が 58%であった。「位置づけられている」場合、自治体からの協定内容に基づいた提供内容について自由記述にて把握した。自治体からの提供内容として、「備品及び資金の提供」が挙げられた。

○「位置づけられていない」が 38%であった。「位置づけられていない」場合、行政との関わりでの課題について自由記述にて把握した。課題として、「人的資源の応援体制が確立できていない」等が挙がった。

項目	回答数
①位置づけられている	100（58%）
②位置づけられていない	66（38%）
③無回答	7（4%）

Ⅰ-１.行政の地域防災計画による貴施設の位置づけについて（n=173）

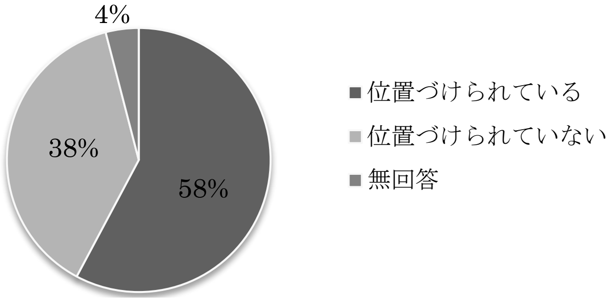

■自治体からの提供内容

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・特別避難場所応急備蓄物資整備（備品及び資金の提供）／災害時における在宅要支援者のための特別避難場所の協力に関する協定（場所提供）

・災害時要援護者の特別避難場所の位置づけ。15 名の受入となる、15 名分の備品あり

・地域防災拠点事業として 60 万円（食糧以外）の交付があり、トイレ袋や掛物、医薬品などを購入した

・福祉避難所として位置づけられ、一次避難所から避難してきた人の非常食、飲料水、介護者等が提供されることになっている。

■位置づけられていない場合、行政との関わりで課題となっている点

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・福祉避難所（各地区の市民センター・公民館）での生活が困難な避難者を対象に受け入れる。高齢者福祉施設に位置づけられている。自治体から、当施設への人材、備品、資金等の提供は特にない。

・特養など重装備施設は、先の大震災を鑑みると福祉避難所としての機能が期待されると思われるが、人的資源を含め、物資等の応援体制が確立できないこと。

・大規模な災害の場合、生活人数が多いので、体育館等への避難はできない。その場合、支援物資等を回していただけるか。

・保育所は防災計画上、「弱者の施設」という位置づけとなっていない。現実問題として、乳幼児と女性職員中心の施設であり、災害時自力で乗り切ることは非常に困難である。ライフラインが止まってしまった場合は完全に孤立する。

２．震災発生直後の職員行動から、利用者に対するサービス提供の再開まで整理した災害対応マニュアルについて

○この項目では、震災発生直後の職員行動から、利用者に対するサービス提供の再開まで整理した災害対応マニュアルの整備について現状を把握した。

○「整備している」が 50%、「整備していない」が 48%だった。

項目	回答数
①整備している	86（50%）
②整備していない	83（48%）
③無回答	4（2%）

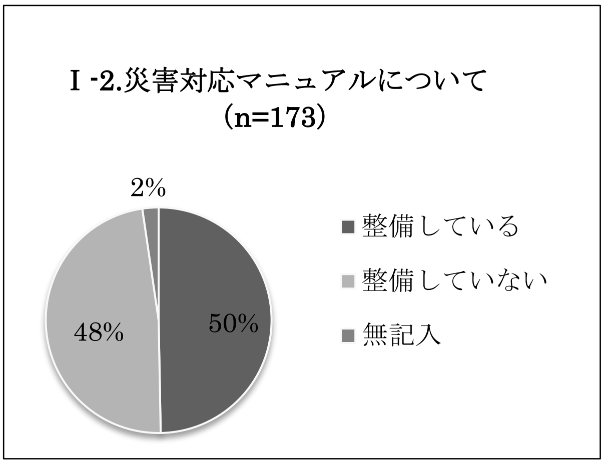

３．災害対応マニュアルに基づいた（もしくは災害対応マニュアル作成に向けて）訓練や職員研修について

○この項目では、災害対応マニュアルに基づいた訓練や職員研修の実施状況について把握した。また、その課題について自由記述で把握した。

○「実施している」が 75%、「実施していない」が 43%だった。

○「実施している」場合の課題では、「行政と連携した避難訓練は行えていない」「事業所別のマニュアルの整備」等が挙げられた。

○「実施していない」場合の課題では、「職員不足により研修が行えていない」「地域との訓練ができていない」「避難訓練はあるが、サービス提供の再開のマニュアルが整備できていない」等が挙げられた。

項目	回答数
①実施している	129（75%）
②実施していない	40（23%）
③無回答	4（2%）

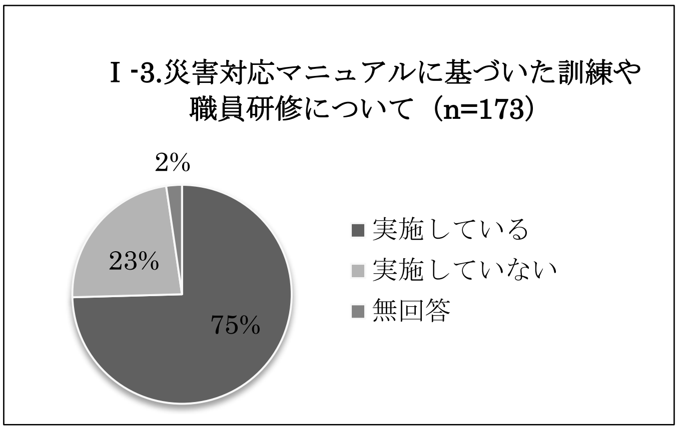

■「実施している」場合の課題

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・基本的な防災訓練は実施に努めているが、シミュレーション的な規模を広げた訓練ができていない。

・平成 24 年 11 月に事業所別ではなく法人として作成したところである。全体での訓練、研修までには至ってないが、今後マニュアル運用に向け、法人内各事業所間で調整していく予定である。

・特別避難場所の設置などの研修には参加しているが、行政と連携した避難訓練は行えてはいない。

■「実施していない」場合の課題

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・勤務体制が様々で統一した訓練や研修が困難である。施設が点在している。
・職員（介護･看護）不足により訓練及び研修を行う時間を設けられない。
・施設内での訓練をしているが、地域との訓練はできない。
・訓練は避難訓練のみ実施。サービス提供の再開のマニュアルも必要と思われるが、整備できない。
・利用者全員が重度重複障害の車いす利用の方で、近隣への避難や屋上への避難について現在検討を進めている。

4．東日本大震災では、自施設のみでサービス提供が難しくなった場合、外部支援者を受入れ、サービス提供を行っていた事例があった。施設において、外部の人が支援に入ってくるとなった時、想定される活動内容と、受入れるにあたっての課題として、どのようなものがあるか。

○この項目では、外部支援者を受け入れる場合、想定される活動内容と、受入れるにあたっての課題について自由記述で把握した。

（1）活動内容

○「回答あり」の自由記述から「①直接介助」「②介助補助」「③事務所管理・修繕」「④物資運搬・配布管理」「⑤地域からの避難者の対応」「⑥その他」にテーマ設定し、それぞれに分類した。

○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」と「項目数」の合計は一致しない。

○「想定される活動内容」としては、「①直接介助」「②介助補助」「③事務所管理・修繕」が項目に多かった。

項目	回答数
回答あり	29（17%）
無回答	144（83%）

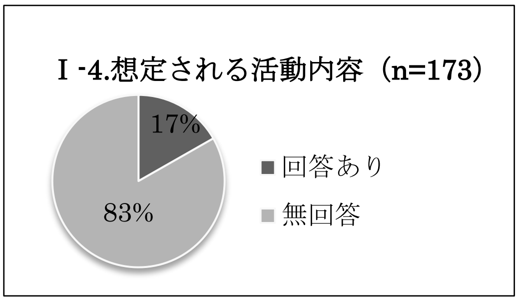

◆想定される活動内容

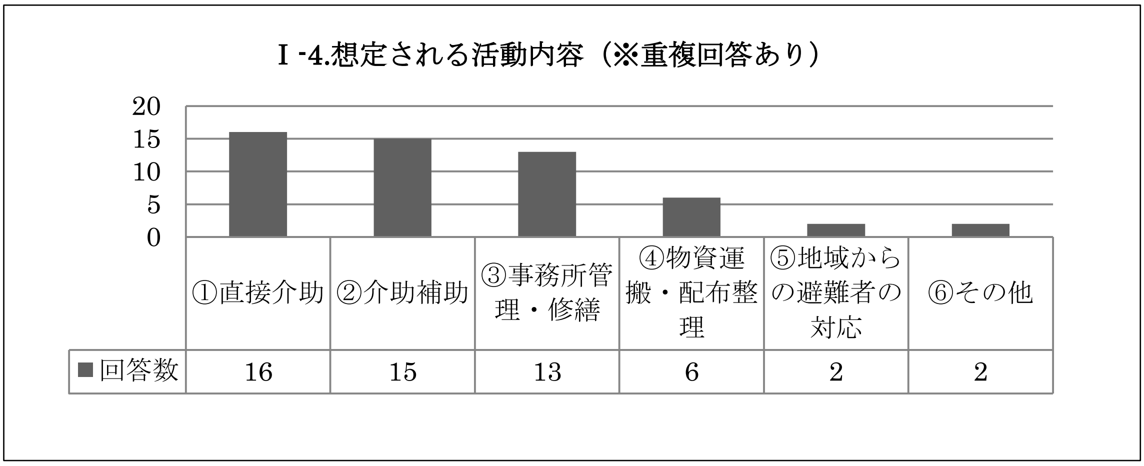

①直接介助

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・生活支援全般（介護サービス）、食事介助、排泄介助、移動介助等、体操・レクリエーション・血圧測定・入浴・食事

・施設入所事業ということで常時支援が必要・知的障害者の見守り・ADL 全般の支援

・利用者の衣食住に関する介助、生活支援（排泄支援等の身体介助）、自閉症を中心とした事業所で下請け作業を中心に活動しており下請け作業の仕入れが困難になることが予想されるため学習支援や余暇支援で使用している教材などを使用し、提供する予定である、

・入所利用者の生活ケア（夜勤含め 24 時間体制）・食事の提供、介護者が不足している場合は日常的な介護全般（食事や排泄）、

・児童養護施設での子どもの世話・生活全般のケア、入所児童の生活支援（だっこ、授乳、オムツ交換・食事介助・着替介助、沐浴介助、遊び相手、寝かしつけなど

②介助補助

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・介護支援補助、調理要員、清拭たたみ、入浴後のドライヤーがけ等の手伝い

・食事介助、排泄介助等の直接的介護の補助、

・入居者とのコミュニケーション（話相手）、車いす誘導介助、配膳、利用者の精神面の支援（話し相手）

・自主製品作業、各種活動プログラム（カラオケ、エアロビ等）、見守り支援（傾聴支援）

・保育園の職員が被災した場合は施設内の子どもたちの養育補助（児童）、職員の援助業務の補助（相談・児童の遊び相手等）

③事務所管理・修繕

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・施設清掃、環鏡整備やごみの運搬など、館内外の監視、環境整備（トイレ設置・危険物除去など）

・建物被害（落ちた天井・割れたガラス・がれきの撤去など）の整理・整備・修復、施設管理（修繕・備品整理・不足品手配）

・緊急物資の整理整頓、散乱物の撤去及び整理

・環境整備（水の調達、ゴミや汚物の処理等）

・施設の特性上裏方の仕事（炊き出し、建物の修繕）

④物資運搬・配布整理

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・物資運搬・搬送、物品運搬、物資の搬入、とりあえず保護者が迎えに来られない園児が避難所に移動できるまでの間の水・食糧（食事）

・照明・冷暖房の確保

⑤地域からの避難者の対応

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

避難者の対応、来館者への対応

⑥その他

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

在宅高齢者の安否確認、ライフライン確保のためのさまざまな活動

（２）外部支援者の受入れにあたって課題となることについて【回答数 35】

○「回答あり」の自由記述から「①マニュアルの作成」「②障害等利用者特性への理解」「③コーディネートできる人材確保、職員管理」「④食事・宿泊場所の確保」「⑤利用者個人情報の配慮」「⑥その他」にテーマ設定し、テーマごとに仕分けた。

○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」と「項目数」の合計は一致しない。

○「受入れの課題」として、「③コーディネートできる人材確保、職員管理」「②障害等利用者特性への理解」「④食事・宿泊場所の確保」が項目に多かった。

項目	回答数
回答あり	35（20%）
無回答	138（80%）

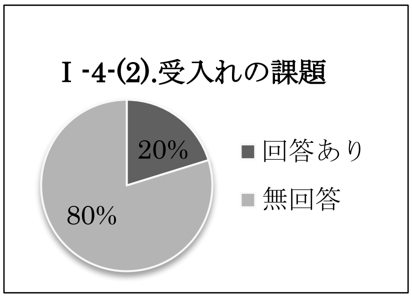

◆受入れの課題

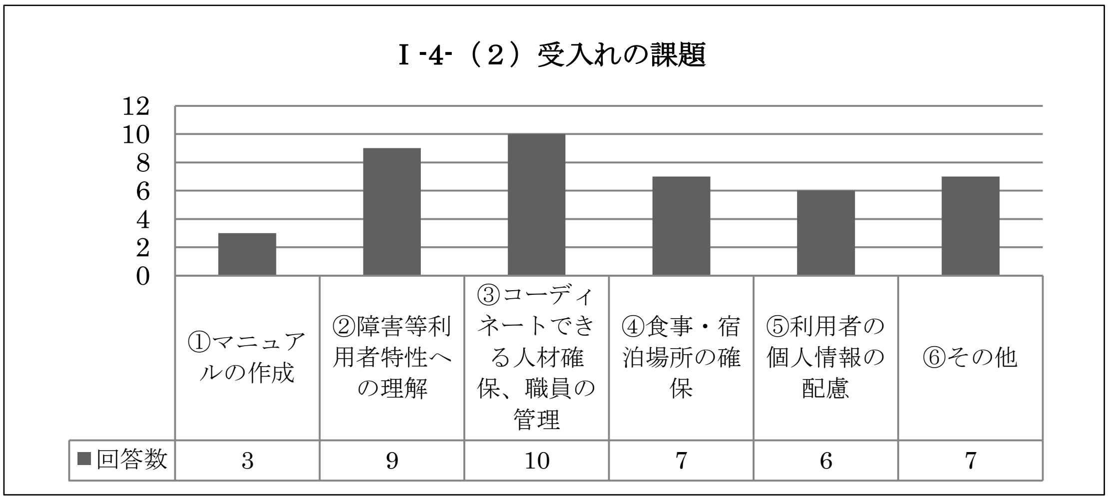

①マニュアルの作成

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・マニュアルの作成

・受入マニュアルを整備していないため、その都度の判断となる

・施設内で職員と利用者ができる範囲（マニュアルに沿って）を考えている。二次避難場所として、協定を結んでいるが地域の人数が限られている。多くの方が来られた場合には、福祉施設としては受入せざるを得ないが、これらの用意はできていないことが課題である。また、応急備蓄（食料・水）の補充に、毎年度多額の費用がかかることも課題である。

②障害等利用者特性への理解

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

利用者の個別ケアの内容等をどう伝えるか。／利用者とのコミュニケーション（情報共有）重度の知的障害（自閉症）が多く、パニックを起こす恐れが非常に強い／障害特性の異なる利用者対応を説明できるか／医療的ケアが必要な利用者に対する専門的な支援、てんかん薬、安定剤などの手配／重度心身障害者に対する介助全般。「食事（ミキサー食対応のとろみのつけ方）、排泄、トランスファー」／三障害の方を受け入れているためそれぞれに対応方法が異なる、建物のキャパシティーの課題、利用者の方との

関係性の問題（コミュニケーション等）／児童養護施設では、支援者によって子どもの対応が違うと、子どもが混乱する可能性が高い。支援者の側からしたら、業務がシステム化されていない上に範囲も広いので何をしたらよいか、混乱する可能性もある。また子どもによって対応が違う場合があるので、そういった個別のケアに対するシステムが確立していない。

③コーディネートできる人材確保、職員の管理

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

外部支援者の受入に関わる業務／支援者の適正な配置をどうするか。／外部資源（人）の受入窓口（担当）の設置が可能であるか／災害時に円滑に物事を進めていくためのリーダーシップや外部支援者への支援範囲の明確化／外部支援者の適性･能力が不明のため、どの程度サービス提供を依頼してよいのか。また、外部支援者がサービス提供中、事故が発生した場合の責任の所在が不明（保険適用の可否）。／実際には、職員も被災しており、受け入れまでは人員減での運営が余儀なくされるため、調整にあたる人員の確保が課題／障害特性に合わせた対応ができる人材を確保できるかどうか／外部支援者をコーディネートできる、自施設の職員のコーディネート能力／誰がいつまで居ることができるのか、どの部分を手伝って頂くのか。外部から支援に来られる方の全般的な把握

④食事・宿泊場所の確保

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

宿泊希望者への場所等の提供･安全管理／外部支援者等を受け入れた場合の備品等の不足／休憩してもらうスペース、食糧の供給／外部支援者への居住空間及び食事の提供／個別対応の必要な方への情報伝達。職員自身が被災した場合、24 時間体制がいつまで続けられるか。（夜間はやはり職員になるため）／外部支援者の宿泊施設などの拠点構築／通いが困難な方への食住の確保。身の安全の保障問題(ボランティア保険の適用など)

⑤利用者の個人情報の配慮

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

乳幼児という施設の特性上、外部支援者を突然受け入れるのは難しい／外部の支援が入る場合は、専門職とは限らないため、施設内の子どもたちの安全の確保と個人情報の保護がどれ位、保持できるか課題である。／子どもの安全確保／母子生活支援施設は現在DV被害者が多く入所している為、加害者の追跡や個人情報流出の可能性も高く受入れについては、課題となっている。

⑥その他

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

災害発生に伴うライフラインの復旧状況により、電気･ガス･水道などの使用ができるかが課題（高齢）／介護認定を受けていない被災者利用者は介護保険が適用されないため、食事代のみ実費で他サービスは無料としていたが、経営面で見ると難しいものがある。行政側で何らかの対応をしていただきたかった。／特別避難場所の意味を理解していることが必要、ある程度の介護、ケア経験者が望ましい／外部支援者は固定されていると慣れてくるから良いが、入れ替わる状況では、かえって職員の手が支援者の方にかかってくること／親と子のつどいの広場事業を実施しているため、反対に地域の子どもを持つ家庭からの避難の要請が考えられる／支援の受入というより、施設利用者の特性から支援の提供をしたい。

５．他法人や他施設、関連団体（県内外含む）と職員派遣や物資提供、緊急時利用者受入等の相互支援の協定の締結

○この項目では、他法人や他施設、関連団体との職員派遣や物資提供、緊急時利用者受入れ等の相互支援に関して協定の締結の現状を把握した。

○「締結している」場合は、その具体的な内容を自由記述で回答を得た。

○「締結している」が 18%、「締結していない」が 73%だった。

項目	回答数
①締結している	31（18%）
②締結していない	126（73%）
③無回答	16（9%）

Ⅰ-5.相互支援の協定の締結（n=173）

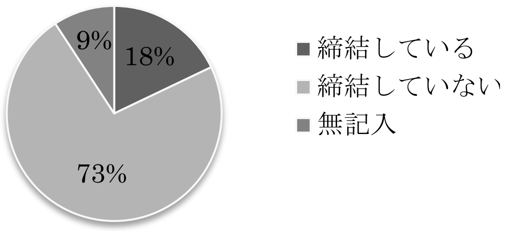

■具体的な内容

○「締結している」の自由記述から「①町内会・自治会・消防団等地域との協定」「②他施設（単独）」「③市内福祉施設との協定」「④県内での広域協定」「⑤病院」「⑥行政」にテーマ設定し、それぞれに分類した。

○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「締結している」の回答数とテーマ毎の合計数は一致しない。

○回答のあった協定先として「行政」「②他施設（単独）」「④県内での広域協定」の項目が多かった。

具体的な締結先（※重複回答あり）

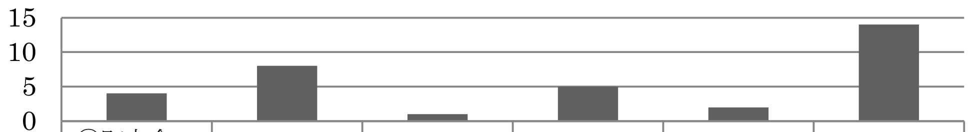

	①町内会・自治会・消防団等地域との協定	②他施設（単独）	③市内福祉施設との協定	④県内での広域協定	⑤病院	⑥行政
■回答数	4	8	1	5	2	14

①町内会・自治会・消防団等地域との協定

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

地元自治会との間で、地域防災相互援助に関する覚書を取り交わしており、災害発生時の活動、協力内容、人的、物的資源の提供等について内容を定めている。／施設所在地の町内会と防災に関する相互援助の覚書を締結

②他施設（単独）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

防災協定を締結している（他法人1ヶ所、当グループ法人1ヶ所）／他県の施設（特養、養護併設）と当施設間で災害時相互応援協定を締結。／法人内で他施設と相互支援の連携／遠方施設との物資の支援体制を相互で実施する旨の覚書を締結／協定ではないが法人規程により、災害等が発生した場合、同

法人内の他県より受入態勢が確立／締結していないが、職員派遣、物資提供、利用者受入の話をしている。

③市内福祉施設との協定

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
区内老人福祉施設間で災害時に助け合うための協議会を発足

④県内での広域協定

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
職員の派遣や物資の提供等の支援体制／神奈川県知的障害者福祉協会の県西地区会災害対策計画での協力／全国母子生活支援施設協議会において災害の把握、全国施設への物資提供、職員派遣、緊急時利用者受入れの呼びかけ等を行っている。

⑤病院

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
病院／市民病院と協力病院として協議中

⑦行政

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・市「災害時における要援護高齢者の緊急受入に関する協定
・区「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」
・障害者の緊急受入についての協定を市と締結
・施設間の受け入れや、在宅障害者の受け入れ協定
・身体障害者受入にかかる協定を締結している。法人内で、「非常時参集システム」を構築。正規職員は居住地に近い法人内の入所施設（高齢者・障害）に参集。
・「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」を区と締結。場所の提供と食料・水・オムツ等の提供を行う。
・近隣の施設で、防災ネットワークを組織。障害や高齢のグループが多く災害時の物的対策が乏しい。自治体からの積極的な働きかけが必要と感じる。
・近隣の更生施設に建物損壊など避難すべき事態が生じた場合は、当該入居者を受け入れる旨、市と取り交わしている「運営に関する基本協定書」内に明記されている。

６．その他、事業所内で進めていく災害に備えた取り組みで課題となっていることについてご自由にお書きください。

○この項目では、その他に、災害に備えた取り組みを進めていく上での課題を自由記述で把握した。
○「回答あり」の記述から「①ＢＣＰ等マニュアル」「②緊急時連絡手段、参集方法」「③要援護者の避難想定」「④受入れ体制、協力体制」「⑤備蓄品の確保」「⑥行政との連携」「⑦利用者の変化」「⑧その他」にテーマ設定し、それぞれに分類した。
○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」と「項目数」の合計は一致しない。
○課題として、「⑤備蓄品の確保」「②緊急時連絡手段、参集方法」「④受入れ体制、協力体制」に項目が多いことが把握された。

項目	回答数
回答あり	141（82%）
無回答	32（18%）

■概要

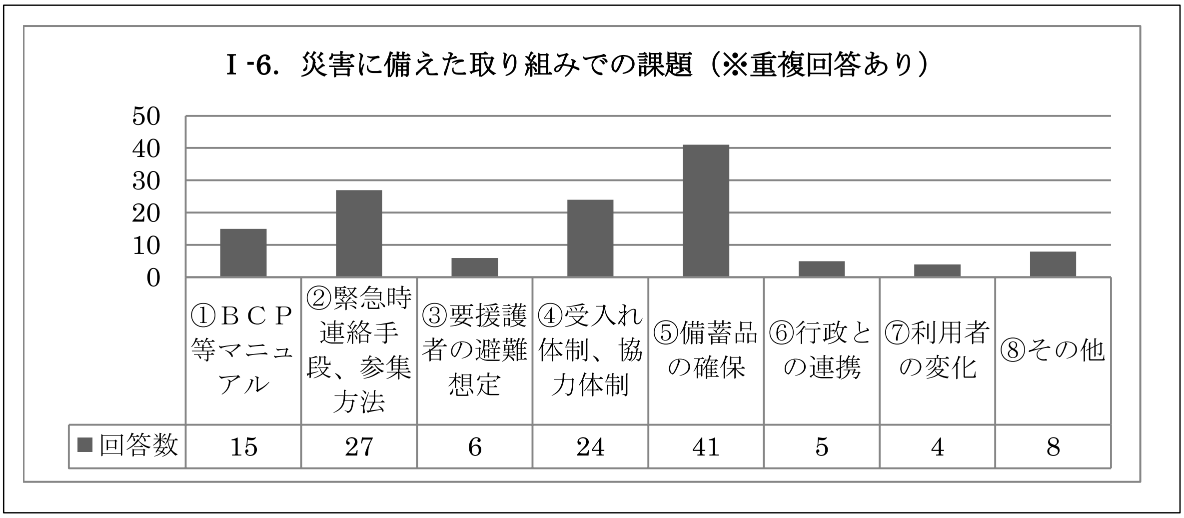

①BCP 等マニュアル

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
災害時のBCP（事業継続計画）作成／事業継続計画（BCP）の策定をするため、防災委員会を設立し、その作成に取り組んでいる／ライフラインが想定範囲以上途絶えた時のご利用者への支援方法。／法人全体で共通の行動マニュアルを作成する必要がある／災害の種類、規模による対応マニュアルの整備・事業団全体の危機管理対策の見直し。／事業所再開に向けた計画がない。（大まかなポイントを職員全体で確認する必要がある）／利用者家族の連絡方法・施設が休日だった場合の職員はどう行動するべきか／マニュアルのポイントは、その時施設にいる職員がどのように、何に対処するのかにつきるはずで、順位を付け、例えば外出している利用者の安否確認等はほぼできず後の後であることは、前年度に経験している。これらから、確実性のある内容に取組んでいる。／大きな地震に備え、防災備品、備蓄品の整備をする。より実践的な想定で訓練を行い、職員の連携意識を高める。災害時に住民が協力して対応できるよう日頃のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを大切にする。保育園との複合施設のため、職員同士の連携が必要である。保育園と個人情報以外での入所世帯状況（人数等）を情報交換する

②緊急時連絡手段、参集方法

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
迅速な職員安否確認が課題／災害時の出勤可能職員について、即応職員、要請職員、待機職員等区別により、召集順位を事前に取り決め確認しておくなど、（独身、近隣順等）検討したことがあるが課題／必ずしも管理者が事業所に来られるとも限らない（遠方で被災した・被災で死傷したなど）時の運営体制に不安／夜間であれば、職員の多くが施設まで来ることが困難となり、対応が難しい。／車 10 台がそれぞれ送迎中であったり利用者を連れての外出中であったりする場合の連絡の取り合い（無線機あるが、スムーズに状況報告や指示出し可能か）／早朝、夜間の場合の利用者の安否確認をどうとっていくのか／来所していない人の安否確認が課題／保護者と連絡が取れなかった場合の園児の保護がどこまでできるかについて想定

③要援護者の避難想定

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 地域の福祉避難所的な機能となることを想定しているが、具体的にどのくらいの要援護者が避難してくるのかわからないため、備蓄食糧などの量が適切なのか否かの判断がつかない。／福祉避難所としての設備は十分か、医療対応が必要な方への受入体制は十分か、地域の要援護者の現状を把握していない。／利用者対応と外部からの要援護者を同時に対応できるか。非常食の保管場所と実際の提供の仕方・衛生面／どの位の避難者が、避難してくるのか、入所している方との避難生活に不安がある。／帰宅困難者のための災害物品等・災害時の燃料確保等

④受入れ体制、協力体制

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 外部協力を必要とされる施設ですので、外部支援者、近隣住民との協力体制をとれるように行事を通して理解・協力をもとめていくことに取り組みたい／近隣施設との相互支援、災害発生時（特に夜間、早朝）の職員参集（人員確保）、当施設は近隣地区に、団地があり広域避難場所・施設があるが、災害発生時に多くの避難者が来た場合受入制限をどうするか。／職員、その家族自身が被災し、自施設の勤務ができなくなった場合のマンパワー確保／利用者の高齢化、重度化で車イス利用者が増え、マンツー対応が必要。人的確保が可能か／山間部のため、橋が寸断されるような大地震がおきると孤立し、救援物資は陸路では困難となる。当然職員も出勤できるかどうかという状況なので、地域住民の協力を得てやっていく必要が生じる／介護度の高い利用者が多く生活しており、マンパワーの確保が難しい／夜間、休日等の勤務外職員（在宅中職員）の招集手段。施設外からの避難者と施設内利用者の共存による混乱／外部ボランティアを受け入れる場合、誰がコーディネートするのか／首の据わらない新生児から 3 歳前後の子どもたち 20 人程を安全かつすみやかに避難させたり、待機させるための十分な数の職員確保が課題になると考える。／乳幼児定員 40 名の施設が被災した時、危機から子どもを守るためには、1 対 1 又は、1 対2（24時間保障）の人材が必要と考える。／DV等の被害者支援も行っており、公にできない施設であるため、外部からの支援者及び被災者の受入れを制限せざるを得ない。但し、県との協定で県や横浜市の要請があれば、被災者の受入れは可能な範囲で行う。／法人他施設との職員相互派遣、物資支援などの対応がどこまで可能か

⑤備蓄品の確保

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 食糧、飲料水の備蓄の充実、非常用電源の確保／経費の確保が問題／防災機器の食料品の備蓄（人数×3日分）はしているが、復旧に長時間を要した場合はどうなるか／冬季の暖房設備、薬の確保（最低 2 週間）／近隣の避難者に対する備蓄ほどの程度、考慮すればいいのか／施設規模が小さいため、備品等の備蓄にも限界がある／備蓄品の範囲、数量／震災後より備蓄品の確保に取り組んでいるが、十分に確保ができない状況。メンテナンスが必要なものの定期的な確認ができない状況／利用者の服薬が滞りなく提供できるか。（2 週間分の処方のため）／小麦の蓄えがあり、いざというときは、こうした食糧を役立てることができるか、発電機までは、備えることができても、ガソリン等の燃料を保管といったところまではなかなか具体化できない／てんかん薬など利用者が個々に着服している薬を何日分備蓄していくか。（現状は日頃の管理の問題もあり、1 日分しか備蓄できていない）／帰宅困難者のための災害物品等・災害時の燃料確保等（灯油等）／発電機能の不足／0～2 歳の乳幼児の養育している施設なので、地域の避難場所へ避難するのが良いのか、建物が無事であれば施設内に滞った方が良いのか迷うところである等

⑥行政との連携

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 市、区との連絡体制が確保できるか／海岸に近くに設置しているため、特に津波対策について市と協議して取り組む必要がある／区役所・町内会との防災会議に参加はしているが協定書を交わしていないた

め、早期に明確にしてほしい／保育所で大災害時、ライフラインが止まった状態で、迎えに来られない園児・対応する職員の安全確保はせいぜい24時間だと思う。翌日には避難所への移動が必要となるが、そのような訓練もまったくなされていないし、市や地域の防災計画から、保育所が落ちているような状態だと本当に孤立してしまう。

⑦利用者の変化

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

事業所内で災害が起きた場合の利用者の精神的状態、服薬部分等／長期滞在避難場所に避難したと想定し、行動面（その場で落ち着いていられない、大きな声が出る）で課題がある方が長期滞在できるかが課題／被災後の利用者様の心のケアについて・地域及び福祉関係団体等との連携協力体制の構築・消耗品の確保／被災後の利用者様の心のケアについて・地域及び福祉関係団体等との連携協力体制の構築・消耗品の確保

⑧その他

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・デイサービス自体が災害により、運営できなくなった場合は、ケアマネと連携して他の受入を探さなければならない。また、デイサービスの運営が可能だった場合、利用者の安否確認や避難所に滞在している利用者へ、デイ利用者の希望をどのように行っていくのか。送迎はどうするのか　等
・寝たきりの人を搬送する場合の手段、方法
・立地面で（海側近く、山側に隣接）しており、津波発生時に避難経路が国道1本しかないので、陸の孤島になる恐れがあり、その対応が難しい
・一時避難地（地震災害指定）が近隣の小学校に指定されているが高齢の障がいのある方の移動に困難が生じている。（歩行不安定・体力面等）また大規模地震災害時の津波を想定すると近隣の小学校が海抜+20mとなっており、安全性で避難が妥当か不安を感じている。
・拠点施設ではあるが、入所者で手いっぱいな中、どこまで地域の方を支援できるか。
・利用者状況が重度重複障害の方が中心で、全員車椅子使用。指定避難場所は近隣にあるが、そこまでの移動手段と、海側へ向かって下っての移動は躊躇せざるを得ない。避難場所の課題がある。
・本施設は、自閉症対応施設なので、近隣だけでなく、市内の自閉症児者の受け入れ窓口となる必要性と可能性がある。そこへの対応がまだ十分詰められていない。
・嚥下、咀嚼困難者への食事提供。
・状況によっては広域避難場所への移動も考え、0～5 歳の子ども全員の安全を確保しながら避難ができるか訓練を行っている。
・歩行不安定な入所者が多く階段昇降が難しいため、夜間災害時の避難誘導の対応が課題。

Ⅱ．平常時からの地域との関係に関連すること

１．社会福祉施設には、災害時にどのような役割があると考えていますか。

○この項目では、社会福祉施設が災害時にどのような役割があると考えているのか、自由記述で把握した。

○回答は 92％となり、災害時の役割について、「対応できる限り必要なサービスの提供（専門的なサービスの提供）」「地域の一時避難場所」「一般避難所では生活が難しい方のための福祉避難所」「災害時の緊急物資の保管・提供場所」として考えている施設が多いことが把握された。

項目	回答数
回答あり	159（92%）
無回答	14（8%）

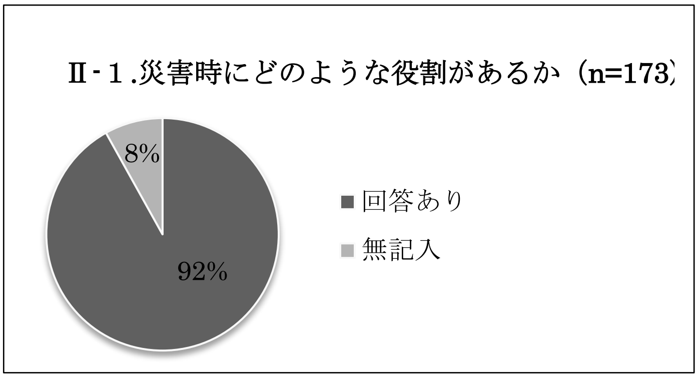

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・重装備な整備状況となっている特養ホームにおいては、地域の要援護者等（帰宅難民を含め）を受け入れるなど、福祉避難所的な機能をはたさなければならないと考えている。また、在宅高齢者の安否の確認をするなどはもちろん、その情報集約拠点（自治体のサテライト）としても機能するべきだと思われる。

・地域での安心拠点としての位置づけをし、地域被災者への救援、市からの支援要請への協力、地域に居住する在宅弱者への支援実施、在宅要支援者の緊急保護の実施

・施設本体を地域住民に提供（人数制限）・施設の備品等の提供・余裕があれば近隣の被災地に職員派遣

・地域の障害者の避難場所として宿泊できるスペース、居場所、生活支援（食事、入浴）など長期的に支援する役割

・一般の避難場所での生活が困難な障害者、高齢者の受け入れ。要援護者への相談・情報提供。

・一次的には、近隣住民への避難場所としての役割。施設利用者やその家族、職員の避難場所としての役割。地域の社会資源として、可能な限り地域復興への協力。災害後の地域づくりや街づくりへの積極的な協力と提言

・社会福祉施設に支援物資が集まり易いという事から、近隣避難者へ物資提供ができる場所と考えている。

・自閉症・発達障害者の専門施設として、各避難所に集まるこれらの方への専門知識を持ったケアを役割としたい。

・災害時に近隣住民への空室を活用した当座の住まいの提供。災害時で住居を失った保護観察対象者への当座の住まいの提供

・母子生活支援施設としては、地域の母子世帯に対して、毛布、食事の用意等、サービス提供を考えていますが、入所者の個人情報流出に十分配慮したものではなければならないと考える。

○一方で、自由記述から、何かしらの役割を担いたいと考えていても、次のとおり「職員体制の不十分さ」や、「自施設の対応で手一杯となる状況が考えられる」など課題も把握された。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・提供しているサービス内容にとっては提供困難であると思う。就労支援の施設の場合、製品や材料、機械があることもあり、すべての施設が災害時に避難舎への対応ができるわけではない。
・避難者に必要なサービスを提供する役割があると考えているが、入所施設として入所児童に対する支援対応で手一杯になっている
・自家発電を備えているため、停電時には夜間だけでも地域の方に建物を開放する事も必要かと思う。防犯や乳幼児特有の個人情報保護の観点から外部の方に施設内に入っていただく難しさも感じる。
・児童養護施設においては利用者の命を守る事・建物の耐震性が高いため、地震時の避難者の受入れは可能性としてあるが、どの程度のサービスを提供できるか未検討
・施設の種類にもよるが、児童福祉や老人介護施設などに「避難者」を受け入れるのは難しい。むしろ「必要なサービスを優先して受ける施設」と位置づけたい。
・普段から町内会等との関連を持って、施設を知ってもらうことが必要である。ただし、災害非難場所としての表示もなく、地域住民がそれを知っている(備蓄品があること他)かは、疑問である。

２．地域の住民組織や福祉関係団体等との災害時に備えた取り組み

○この項目では、災害に備えて平常時から関係団体とどのような取り組みを進めているのか、自由記述で現状を把握した。
○「回答あり」が 72%だった。
○「回答あり」の自由記述から「①行政との協定について協議中」「②行政との協定を締結している」「③自治会等地域との関係づくり」「④自治会等地域との協定」「⑤福祉施設同士の情報交換、連絡」「⑥福祉施設同士の協定（地域内・県域・県外含む）」「その他」にテーマ設定し、それぞれに分類した。
○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」と「項目数」の合計は一致しない。
○記述では「③自治会等地域とおの関係づくり」「⑤福祉施設同士の情報交換、連絡」の項目が多かった。

項目	回答数
回答あり	125（72%）
無回答	48（28%）

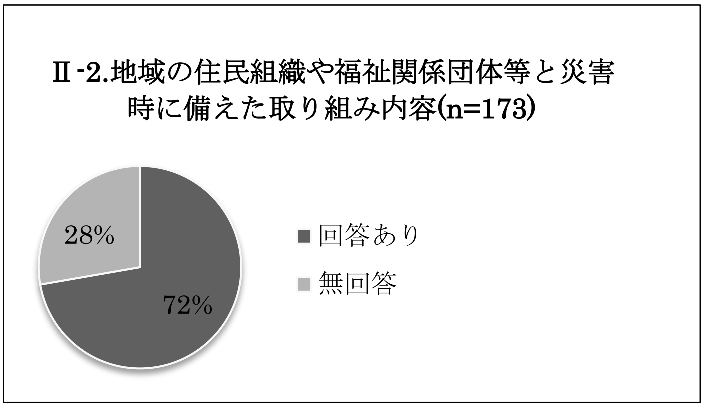

Ⅱ-2.地域の住民組織や福祉関係団体等と災害時に備えた取り組み内容
（※重複回答あり）

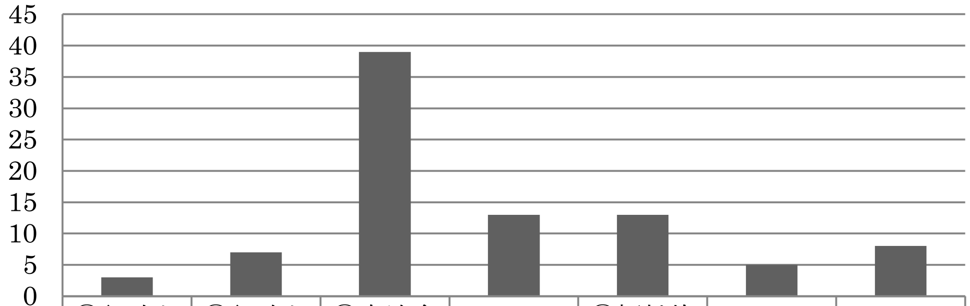

	①行政と協定について協議中	②行政との協定を締結している	③自治会等地域との関係づくり	④自治会等地域との協定	⑤福祉施設同士の情報交換、連絡	⑥福祉施設同士の協定	⑦その他
■回答数	3	7	39	13	13	5	8

①行政と協定について協議中

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
在宅高齢者の緊急受入先となる役割が想定され、行政と検討している。／市との間で、「災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書」締結に向け協議中である。協定書作成のため、市高齢福祉課と市高齢者福祉施設の防災担当者、施設長が集まり、定期的に話し合いの機会を設けている。／区地域防災連絡会議が構成され、今後活動していく予定

②行政との協定を締結している。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自治会、行政、消防との防災に関する協定書は締結。当施設に地域包括支援センターがあるので、災害発生時地域包括支援センターとしての優先事項行動を行政と検討／所在区と「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」を締結／市役所の災害部会で情報交換を定期的に行っている。市役所と災害協定を結び、福祉的避難所として障害者の方を受け入れる体制をとっている／区と在宅要援護者のための特別避難場所に関する協定を結んでいる／市と緊急時における身体障害者受け入れにかかる協定を締結している／地域の特定避難場所となっている。近隣の更生施設利用者の一時受け入れを行う

③自治会等地域との関係づくり（会議の参加等）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自治会の災害時要援護者支援の検討会に参加している／事業所内にある喫茶室、会議室を町会に貸出、地域とのつながりを作っている／施設を地域の人に知っていただくこと。朝市と称して地域の人を呼んでいる／納涼祭（施設側）に地域の人やボランティア、子ども会を招待し、交流を深める。地域や学校の行事に参加する／自治会会員に加入。ボランティア受け入れを積極的に行うようにしている／地元消防団に分担金を納めていて、有事の際の消防応援等の協力の要請をしている／施設の一室を地元の地区社会福祉協議会「地区ボランティアセンター」に貸し出し、平時から地域とのつながり、結び付きを構築している。当施設で実施する消防総合訓練に際し、地元自治会にも参加を呼びかけ、住民参加による各種訓練を実施するなど災害時に備えた取り組みを行っている／平時から貸室やサロンの開催。高齢者世帯や独居者の食事会開催。介護者の集いや子育て支援開催。庭で火をおこす企画も含め、避難所としての認識を深める。地域高齢者の集まる時は町内会長も参加して地域把握を深めている。地震発生時は地域の援護を要する方、その安否確認をとっている。／事業所がある地域での「地域防災拠点運営委員会」主催の合同避難訓練等に参加／自治会、近隣の避難場所となる、公民館、小学校、特別支援学校

と災害時の協力、連携について会合を開き検討している／近隣住民の方の防災拠点として避難スペースを提供できるよう検討している／近隣地区に防災拠点を整備し、合わせて同スペースに地域交流室を設ける計画を策定している。この地域交流室では、災害時に地域力が発揮できるよう、日頃から地域住民が知り合い、つながりが維持できるよう集える場を想定している。／近隣の子ども会に施設を開放するほか、当園の通学区域の学校や PTA、ボランティアと児童育成に向けた連携を図っている／当施設は山間に立地するため、外部からの救援活動が円滑に行われないとの予想を仮定しており、日頃より、自治会が構成する自主防災組織への訓練に積極的に参加している

④自治会等地域との協定

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
地域の自治会においては、地域の避難場所として、使用していただくなど、相互の応援体制の覚書を締結している。／「防災に関する覚書」を締結。災害発生時に、相互に協力し合うことを確認する。また、町内会で行う防災訓練および施設で行う防災訓練にお互いに参加して、避難誘導の方法を確認している／相互援助に関する覚書を締結しており、住民の避難場所として提供を約するとともに、消火設備・緊急資材を活用して町内会被災者を支援する。地域包括支援センターおよび居宅介護支援センターの職員は担当するサービス提供者の安否確認を実施するとともに、行政と連携した支援活動を実施することについて、独自の防災マニュアルに記載して徹底している／連合自治会と「災害時相互応援協定」を締結／施設のある町内会と消防応援に関する覚書を交わし、相互協力する事となっている／2自治会と「防災相互援助に関する覚書」を締結

⑤福祉施設同士の情報交換、連絡

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
区災害時の助け合いを考える会に参加／市施設間ネットワーク活動にて意見交換。市内の障害者だけでなく、地域の避難場所となることを想定し、食糧等備蓄を増やしていく／他法人や事業所との情報交換、マニュアルの検討等を行う場を設けている／災害時を想定したプロジェクトに参加し、防災マニュアル作成の手引きづくりなどを行っている／区社協主催の災害時要援護者支援を検討する会に参加／区内ブロック毎で、福祉施設での災害の助け合いを考える会をつくり、検討している／市自立支援協議会専門会議（防災部門）に参加している。災害発生後 48 時間位以内の支援について検討している。市が主宰する地区の津波避難訓練に、利用者家族、職員が参加し、高台への避難路を歩いて避難するなどの訓練を行っている／区社会福祉施設等防災連絡協議会に参加し、災害時の協力体制の構築を検討している／自立支援協議会災害部会で相談をしながら、災害のネットワークを構築／地区内の社会福祉施設（老人、児童など種別や業態を問わない）と定期的に会合を持ち、災害時の連携について意見交換をしている／地域の防災対策におけるネットワークづくりに参画

⑥福祉施設同士の協定（地域内、県域、県外含む）

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自主的に遠方施設との物資の支援体制を相互で実施する旨の覚書を締結している／県外施設（長野県）と災害時相互応援協定を締結／全市内の施設と協力して災害時福祉避難所として高齢者の受入方法等の協定書を締結する準備をしている。／近隣の保育園と協定を結んでいる／企業の寮にも協定を結ぶ検討をしている。

⑦その他

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
小学校と協調して避難訓練を実施している／災害時要援護者としてご家族の同意を得た上で行政に登録している。週1回、民生委員児童委員（障がい部会）の方の受入を行い、利用者の方と民生委員の方をつなぐ活動を行っている／病院に併設している施設であり、災害拠点病院としての役割を担っている／災害ボランティアネットワークへの継続加入／小学校児童の登下校時の緊急受入が想定されているので、学区の小学校と連絡をとっている

３．その他、災害に備えた地域との関わりについて、課題となっていることをご自由にお書きください。

○この項目では、災害に備えた地域との関わりでの課題について、自由記述にて把握した。

○「回答あり」は59%だった。

○「回答あり」の自由記述から「①地域との相互支援」「②要援護者の避難支援」「③近隣からの避難数」「④備品・備蓄」「⑤福祉避難所」「⑥地域での施設の理解」「⑦職員体制」にテーマ設定し、それぞれに分類した。

○一つの自由記述から複数のテーマが見られたため、「回答あり」と「項目数」の合計は一致しない。

○記述では「①地域との相互支援」「⑥地域での施設の理解」が項目に多かった。

項目	回答数
回答あり	103（59%）
無回答	70（41%）

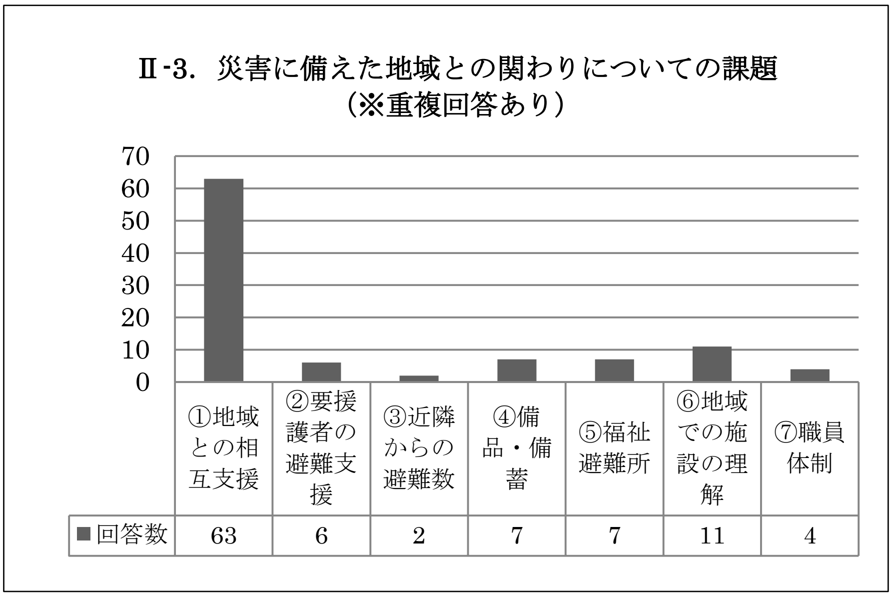

①地域との相互支援

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

住民の高齢化に伴う支援協力／自治会や民生委員児童委員との関わりが少ないため、今後、防災関係の会議等への参加が必要となってくると思われる。災害発生時は地域住民の方も被災していると思われる。その際どれだけの人が関わっていただけるか不安／地域の連合自治会と応援協定は締結しているが、施設の火災ならともかくも、地震災害時には周辺地域もり災するため応援協定が機能するか課題／地域の自治会などと話し合いの機会を持てない／配要援護者の日頃からの把握／福祉関係施設との日頃からの交流／地域の住民が災害時に押し寄せた場合、施設で用意できる防災備蓄や人（職員）には限度がある。自治体や自治会からも、必要な物資、人についての提案がほしい。福祉施設の職員は民間であり自治体職員との違いもあるので混同しないような検討が必要／隣あっている公立保育園や公民館との連携、情報交換が必要／地域全体の高齢化に伴い、自主避難が難しい世帯も多い／消防団などに参加することも大切と考えるが、職員は交代勤務で、地域に住んでいない職員が多いため参加は難しい現状がある／民生委員と連携できていない／地域自治会との災害時の共同訓練実施もしくは地域の訓練への参加／児童養護施設では子どもたちの生活の場であるが、地域の方々は一般の避難所と同等に捉えられてしまっている部分があるので、この認識のずれをどのように解消していけばよいか／入所児の個人情報の保持をする事が課題と思われる。／町に民間（法人）の施設が、1 ヶ所しかなく、地域との関わりがあまりない。／保育所等は弱者の施設として、地域の防災計画の中で「優先的に支援が受けられる施設」と位置づけて、具体的な受けられる支援の内容の確認や想定した訓練を行って欲しい

②要援護者の避難支援

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

個人情報等で地域にどのくらい要支援・要介護者が居住されているかの把握が難しい。また、独居など身寄りが無い場合は災害にあった場合、身元や所在の確認が難しい／地域での要援護者の把握をしていない事が課題／知的・精神・身体の障害種別に応じた支援／地域の要援護者の情報がなく、実態がつかめていない。要援護者の受け入れについて、行政や避難所相互の連絡協力体制が整備されていない

③近隣からの避難数

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

災害時では市から受入要請がある要援護高齢者以外にも、近隣地域住民が、直接、当施設に避難してくると思われる。その場合の受入体制、当施設への人材、食料品等の備品の供給体制が不透明である

④備品・備蓄

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

備蓄食糧などの量が適切なのか否かの判断がつかない／小さな施設であり、備蓄品の限界があり／近隣住民の受入にあたり、水、食糧の備蓄の数の課題／井戸の確保／地域から避難者や負傷者を受け入れるにあたり、食糧や医薬品の備蓄について検討が必要／災害が起きた時は、情報伝達が非常に困難になると思われる

⑤福祉避難所

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

避難所からの重度者の受入がスムーズにできるかどうか。避難所の指定になっておらず、だが、断れない状況をどうするか／積極的に特別避難場所である広報をしていないので、実際に誰が避難してくるかが不明。区においてもどの部署がどう関わるかなどの、役割分担についての明確化がなされておらず、混乱が予想される／職員としては、福祉施設は二次避難所として考えているが、地域住民にとっては公共の施設として考えている方が多い。そのため、広く避難者を受け入れるものと捉えている方が多いと感じている。二次避難所は勤める職員がいて初めて機能するものだと思う。災害直後に来られることも多いと考えている。受入準備が整わない状態では、混乱に更なる拍車がかかると思われる。／障害者の避難できる場所ということを周知する必要がある。

⑥地域での施設の理解

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

日常生活の中で、一企業とのみかたが強く、災害受入窓口であることさえ、知らない住民が多い。施設の開放を強くアピールする必要があると思う。理解される施設、協力を受け入れ協力する施設／施設そのものを受け入れてもらえていない／利用者のことを理解していただけるか不安／知的障害者入所施設と言う観点から、余暇的な関わりは行えているが、災害に備えた地域とすると関わりが持ち辛く、地域にご迷惑をかけぬよう自助に偏った備えが主となっている。／利用者の中には、ＤＶ被害者等が生活しているため、地元自治会との合同訓練ができない／施設利用世帯は入退所があり、地域に定着しづらい。職員自ら地域の生活に関わりを持つことで手本となることが大切／入所者への配慮

⑦職員体制

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

夜間は夜勤１名、当直１名の対応になるため、災害時は対応が難しい／課内、職種間で情報共有できている内容について、当該部署、全体での内容把握が不十分な点がある／施設運営に携わる人員のみで余分な人員はいない／災害時にリーダーになれる人を作っておくことが重要である。

Ⅲ．東日本大震災の発生時の行動内容、支援活動に関すること

１．特徴的な行動、工夫しているところ

○この項目では、東日本大震災における具体的な行動内容の現状を把握した。

○行動内容について「①利用者支援に関すること」「②地域支援に関すること」「③事業所運営に関すること」の３項目に分け、それぞれにおける具体的な行動内容および東日本大震災を受けて工夫した行動内容を自由記述にて回答を得た。

①利用者支援に関すること

○「①利用者支援に関すること」の行動内容について、「ア. 利用者の安全確認、避難誘導」「イ. 利用者の応急手当」「ウ．利用者家族への連絡」「エ．帰宅可能等対応の確認、送迎方法の判断」「オ．食事（食糧、飲料）の確保」「カ．宿泊用備品の確保」「キ．生活用水の確保」「ク．医薬品、衛生用品等の確保」「ケ．その他」の９項目を設定し、それぞれの具体的な内容、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○記述の多かった項目は「ア．利用者の安全確認、避難誘導」「ウ．利用者家族への連絡」「エ．帰宅可能等対応の確認、送迎方法の判断」だった。

○その後の工夫点で記述の多かった項目は「ア．利用者の安全確認、避難誘導」「オ．食事の確保」「ウ．利用者家族への連絡」となった。

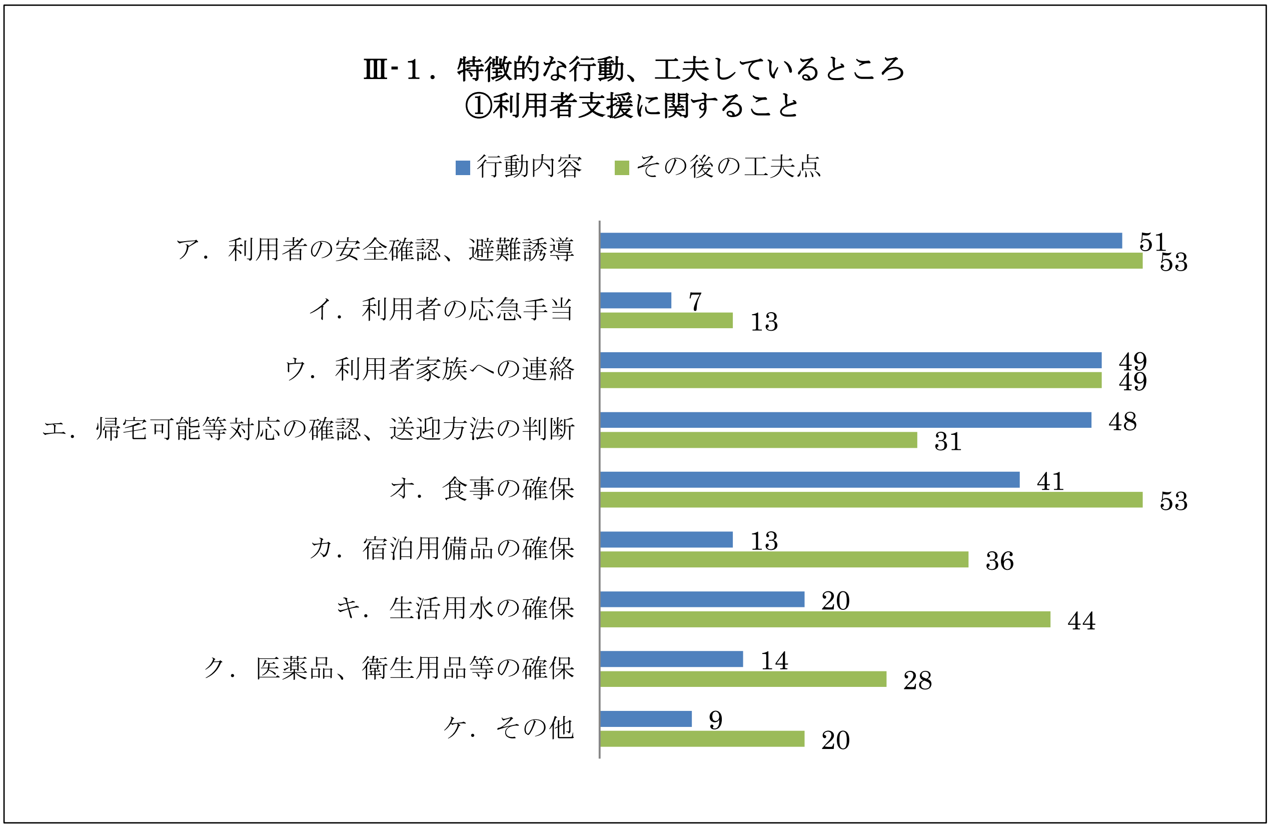

ア．利用者の安全確認、避難誘導

＜行動内容＞【回答数 51】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
利用者の安否確認。訪問介護利用者の安否確認／各フロア防災管理者が安否確認。ガラスから離れた場所への避難／各セクション責任者による利用者安否確認を行い、管理者へ報告／入浴を実施していた利用者について、すぐに中止し、一度風呂場のあるフロアへ集め、その後、各フロアへ階段を使用

し誘導／通所介護･独居の利用者に関しては、居宅ケアマネと協力し合い、連絡･直接訪問するなどして安否確認を行った／寝たきりの人はベッドで安全確保。起きている人は集合して安全確保／状況を総務部署にてまとめ、行政へ報告／災害マニュアルに沿って避難誘導／館内放送→身の安全確保→屋外へ避難→点呼。1時間程度屋外待機／施設外就労先に電話がつながらうず、迎えにまわった／利用者が自宅に戻られたかの安否確認／外出していた利用者の状況確認（携帯電話使用）／興奮する利用者が多数いて、不調利用者を職員がマンツーマンで対応した／屋上（12m）に利用者を避難誘導／利用者数名がパニックとなった（急な走りだし、泣き叫ぶ）／小･中学校への児童の迎え。高校生の安否確認、最寄駅等への迎え／学校までのコースを職員が確認／高校生で学校から帰れなくなった児童がいたが、車で迎えに行った／落下物や移動物からの園児の保護と落ち着いた行動を呼びかけた。その後園庭避難／利用者全員が仕事で外出していた。交通手段の乱れで帰れないものは、電話連絡で安否確認できた／普段、防災非難訓練を実施しているので、利用者は自ら、外部への非難行動を取った。外出者の安否確認は当日の夜まで連絡が付かず、帰館できなかった。／保育園、学校と連携し、児童の送迎を行った。就労･外出している母に連絡をとり安否確認をした。

＜その後の工夫点＞【回答数 53】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

避難場所の変更／非常用物品の配置等の見直し、再整備。避難訓練の実施／家族の携帯電話番号の取得を進めている。防災マニュアルを見直し具体的な行動を明確化／安否確認のマニュアル化／避難方法の検討と実践／避難ルートの再周知。避難場所の設定。単身生活者の安否／利用者、職員を分散させず、ユニットごとに集合させた／避難訓練で津波を想定した内容で実施／所在不明者の安否確認マニュアルの検討、捜索。エリアと人員配置の再編／利用者の災害への理解を深めた／安否確認、避難訓練の際の方法を職員間で意識合わせ／地震の規模（震度５以上）による、防災体制の発令を決めた。／災害誘導マニュアルの整備による対策本部の設置。緊急参集方法、役割分担の明確化により対応／遠方の学校に通う児童の徒歩を想定した経路図を配布。地震を想定した避難訓練と増やす／災害伝言ダイヤルの使用方法を利用者に周知し、操作方法のチラシを掲示／学校、保育園、それぞれと子どもたちのひきとりのルールを確認、伝言ダイヤルを周知

イ．利用者の応急手当

＜行動内容＞【回答数 7】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

処置道具セットの活用が可能。最低限の治療を行う。

＜その後の工夫点＞【回答数 13】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

事業所の経営母体である法人経営の病院と連携／応急手当に関するマニュアル化／各フロア、各事業所へ応急手当の袋を用意／医務課看護師を災害医療研修へ派遣／ケガ対応マニュアルを再確認した／救助法の勉強

ウ．利用者家族への連絡

＜行動内容＞【回答数 49】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

時間はかかったが家族全員へ無事の連絡／停電のため、電話連絡は取れなかった。連絡がとれないまま、直接、ご自宅へ送迎を行った。／発生から落ち着いてから相談員から家族へ連絡／電話回線が混み合っていたため不可。／電話が使用できなかったため、翌日使用可能になった時点で、代理人へ現在の状況を伝えた。通所者の保護者にかけるもつながらい／行政が巡回し、親元へ戻した。／電話がこちらからはつながらず、電話がかかってきた家庭へ状況説明

＜その後の工夫点＞【回答数 49】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
緊急連絡先の点検確認／安否確認方法と引き取り方法等の検討（通所、短期）／ホームページを利用しての被害状況の発信のマニュアル化／伝言ダイヤル活用を図る／事業所内にある公衆電話の活用／停電時用の電話機を購入／施設からも連絡取るが、家庭からも施設に連絡を取るよう伝えた／利用者家族、職員のメールアドレスを集約し、確認した／緊急時の連絡リストを作成し、メールでの一斉送信の準備を行った／家族連絡先の再確認／安否確認メールの配信導入／児相との連絡会で対応の仕方について協議し、ガイドラインを活用することを決めた／利用者の保護者への緊急連絡リスト作成

エ．帰宅可能等対応の確認、送迎方法の判断

＜行動内容＞【回答数 48】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
家族が帰宅困難となった1名と、連絡が取れなかった1名には特養にて1泊してもらった／「提供時間後も待機していただき家族連絡確認後、一斉送迎」道路の損傷がなくほぼ通常通りの送迎できた。／独居の方の安否確認のため訪問した／丁度帰り送迎時間だったため、いつも通りの行程で帰り送迎を出発。途中停電で、信号機が機能せず混乱したが、通常より1時間遅れ程度で全員帰宅／当日午後 8 時まで利用者1家族が当施設に避難された。／家族と連絡取れるまで施設で対応。1名はショート利用となり宿泊した／全ての家族へ連絡。迎えにきてもらう方、施設に残る方、お送りする方と家族の希望に合わせた。／連絡のとれた家庭から順次送り、又は家族の迎えで対応／公共交通機関の停止及び家庭との連絡がとれなかったため、自宅まで送迎すると判断／職員が自家用車も使用し、全員自宅まで送りとどけた／職員が利用者を個別に利用者宅まで送る。／帰宅困難者は施設に宿泊し、翌日帰宅／電車不通のため、親がお迎えの出来ない子を翌朝まで預かり、帰宅無理な職員は施設に留めた。／アルコールプログラムで、東京へ行った利用者が帰ってこれず、1名は飲酒をしてしまった。そのまま1名帰らず退所となった。

＜その後の工夫点＞【回答数 31】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
災害の内容によっては施設に滞在してもらい安全が確認できたら帰宅させる／送迎中の災害発生に対するマニュアル化／基本的に連絡がとれない場合は家族が迎えに来るまで施設で待機とした／送迎可能な範囲でグループ分けの表と地図標記している／通所事業利用者は帰宅させないこととした／送迎を無理に行わず、施設内に宿泊することも検討する。安全を第一に考え、家庭との連絡が取れない場合は待機か自宅まで送迎をする／公共交通機関が運行していない場合は施設待機。利用者家族へ帰宅対応の把握を実施／送迎時の大震災を想定したマニュアルを作成し、利用者及び家族へ周知した／緊急時の引き取りできる方を申告していただき名簿を作成した

オ．食事（食糧、飲料）の確保

＜行動内容＞【回答数 41】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
食糧の確保が困難であったため、軽食等で対応した。／ガス復旧遅延のため、アルファ米の提供／EVが走行停止になり（非常階段を使用しての）配膳に時間を要した。（衛生面により調理後 2 時間以内に召し上がっていただくのが基本）／発電機の動力ではミキサーが動かなかったのでペーストの非常食を使用。調理洗浄用の水不足。／電気・ガス・水道が止まったため、通常の食事を中止して、非常食で対応した。／当日夕食のみ一部非常食を使用したが、LPG ガス使用可で調整可。節水のため使い捨て食器使用／近隣のコンビニエンスストアで購入／委託事業者との打合せで確保の確認。／停電のため、温かい物を提供することが出来なかった／備蓄の乾パンと水を使用し、その他コンビニに買出しに行った。／業者に配送してもらっていた粉ミルクの入手が困難になり、職員が通勤途中や外出先で購入した

＜その後の工夫点＞【回答数 53】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
熱源確保の検討／非常食の提供方法の確認と実際の訓練／取引業者への災害時の栄養ゼリーの依頼／ペーストの非常食増量。非常発電工事の実施・ポリタンクの購入／貯水槽・高架水槽の状態、電気・ガスの状態により対応を変える／委託業者と非常時の契約を結んでいる／保存食の栄養バランスに偏りがあったのでフルーツ缶を取り入れた／品目によっては確保が難しい食材があり、献立を工夫した／嚥下食などの特別食の充実／災害時の給食献立作成／各居室前に飲料水とカンパン、防災頭巾を施設の備蓄品とは別に確保した。

カ．宿泊用備品の確保

＜行動内容＞【回答数 13】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
帰宅困難となったスタッフ1名の宿泊場所及び食糧を確保した。／利用者の帰宅困難者は 2 名であった。その分の毛布はあった。／難燃毛布、難燃カーペットを常備。／市から帰宅困難者への対応要請があったが、実情は希望なし。／寝袋、毛布、保湿アルミシート。建物や利用者居室が倒壊した時のために集会用テント、ドームテントを用意している

＜その後の工夫点＞【回答数 36】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
タオル類の増量／寝袋、毛布、アルミケット／防寒対策として毛布の寄付を募った。寝袋 200 個購入予定／福祉的避難場所として毛布・簡易ベッド・枕を 50 組購入／毛布に対応できる保温アルミシート購入／サバイバルシート、シュラフを備蓄した／宿泊室（帰宅困難者のため）を整備し、布団など3組以上新調した

キ．生活用水の確保

＜行動内容＞【回答数 20】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
水道水が使用できるか。貯水タンクの確認を行う／施設地下に貯水槽がある。／受水槽の水を使用／簡易専用水道設備の防水槽を清掃。断水時の対応を応急的対応策とした／雨水の利用ができる貯水槽の活用や浴室内のお湯を排泄後の水などとして利用／水タンク約5トンの飲水可の水ストック／行政は水も用意できないとのことで、飲料水の確保のため、県外の施設を介して調達した。／共同浴槽5ユニットのバスに水を張って断水に備えた。

＜その後の工夫点＞【回答数 44】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
受水槽水（500 ㎥）利用手順検討した。加えて非常用水の確保／生活用水用の井戸あり／大型バケツ等に水を入れ各トイレに配備／3日分確保／大型タンク購入／停電すると水も出ないため、風呂の湯を捨てないよう工夫／浄水器、水中ブロアを購入し、河川や受水槽からくみあげる／賞味期限切れの水を毎年とっておき、洗いもの、トイレに使用するよう周知／トイレ等はポンプにて川の水を利用することを検討する。湯船に水をはっておく／井戸水のくみ上げポンプの発電を検討／敷地内の井戸を使用できるように整備／プールに生活用水として水をためておく／貯水槽のポンプを停止し、生活用水を確保するマニュアルを整備中／今後、防災計画の見直しの中で、ロープ、バケツを用意し、川の水を汲み取ることを検討中／共有部分のトイレにポリバケツ（120L）を常備

ク．医薬品、衛生用品等の確保

＜行動内容＞【回答数 14】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
医務室、防災倉庫にある医薬品、衛生用品のチェックを行う。／薬局などから集め法人で一括管理／衛生用品の入荷が難しかった／オムツの工場が被災し代替え品を使用／震災前から災害時用預かり

薬･災害時医薬品を常時保管している／通常より、利用者の常用薬を、3 日分預かっている。／基本的な医薬品は常備。／震災後、食材･オムツ･事務用品等納期遅れや納期未定が発生し、職員が個別に購入したり、業者を変更したりして対応した。

＜その後の工夫点＞【回答数 28】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
震災直後に必要な初動対応用品は若干確保。分配配置（包帯、バンドエイド、タオル、ガーゼ等）。／看護課を中心として医療品関係の見直し／入所･通所共に常時約の保管方法検討。通所は家族に協力依頼／通所利用者の定時薬も計画的管理のもと3日分預かり対応する／持ち出し用の救急箱の充実と利用者から3日分の薬をお預かりした／通所の方の処方箋と予備の薬を持ってきてもらった／てんかん薬などを服薬している利用者には3日分の薬の予備を持ち歩くよう伝えた／津波に対応するため保管場所を3階に移動した／近隣の調剤薬局と緊急時の協力体制の締結をした。

ケ．その他

＜行動内容＞【回答数 9】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
業務の継続に関する判断／状況が落ち着くまで事業所を閉めることを知らせた／日帰り外出組が帰所困難。ホテルの好意で一泊した／公共交通機関がマヒしたため、法人内通所施設に送迎車の応援を出したが、道路が大渋滞のため移動するのに、通常 30 分が6時間かかった／震災直後から数日間、散歩等外出を中止した／職員は早く帰宅した／発電機、投光器等を用意している。

＜その後の工夫点＞【回答数 20】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
備蓄品について再度検討し、懐中電灯･ライトなど新らに追加した。水の確保の必要性を感じ、井戸の設置を検討している。／当日ご利用でない独居のご利用者様の安否確認／防災備品セットの分配配置と取扱説明書の定期実施／通信設備 5 回線配備（固定電話、携帯電話、PHS電話、衛星電話、業務用デジタル無線）／近隣地区に法人の防災拠点及び災害時要員用の宿舎の整備を検討した。小型発電機や炊き出し用品等の整備を行った／炊き出しが屋外でできるように鍋などを用意／より高台の施設へ津波時の避難場所利用の依頼／心理相談室より｢こころの健康診断自己評価票｣を作成した。夜間施錠の変更を実施した。尿を固める薬剤を準備することを検討した。

②地域支援に関すること

○「②地域支援に関すること」の行動内容について、「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」「イ．近隣住民の施設利用、備蓄品の提供」「ウ．その他」の３項目を設定し、それぞれの具体的な内容、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○行動内容で記述の多かった項目は「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」だった。

○その後の工夫点は「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」「イ．近隣住民の施設利用、備蓄品の提供」が同数だった。

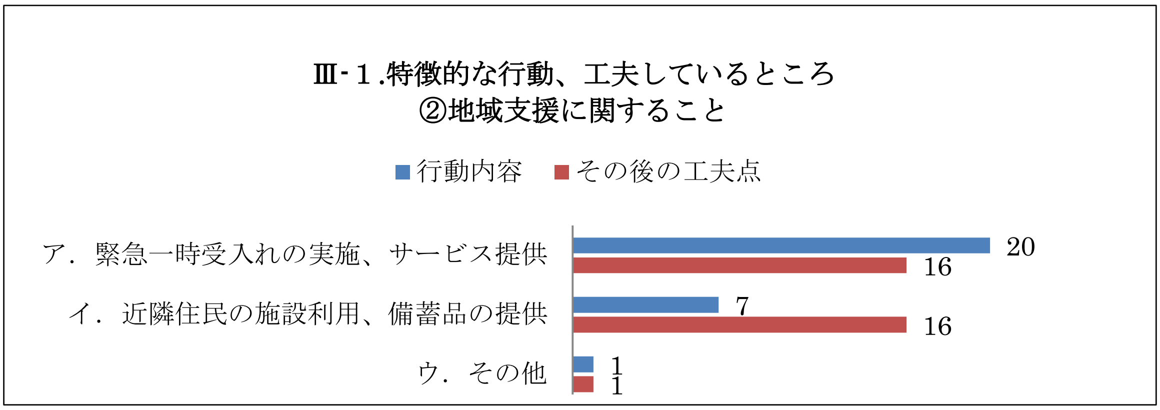

ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供

＜行動内容＞【回答数 20】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
デイサービス利用者で帰宅困難者のショートステイ利用／1名ショートステイで受け入れ／被災者のデイサービス利用受入を実施／当日家族の帰宅が遅くなる利用者を家族が帰宅するまで受け入れた／福島より1名受入／県、市町村からの受入依頼があったが、対応ができなかった。／帰宅困難者2名受入／福島県いわき市から短期入所をうけいれた（1名 52 日間）／隣の保育園児など 100 人が一時避難した／福島の施設からの受け入れ要請に対して、可の回答を返す。実際には来なかった。後日福島より避難してきた障害者のための入浴サービス利用についての問い合わせがあった。／自宅マンションなどのエレベーターが使用できなかったため緊急的に短期入所として受け入れた

＜その後の工夫点＞【回答数 16】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
措置施設で常時満室なので部屋の提供は困難（集会室等の空きスペースなら可）／市と一次受入れを契約／人数制限で受け入れ可能／空いている部屋をできるだけ提供／受入マニュアルの検討中／震災後に緊急一時受入の施設として市へ申し出た。市側から緊急時受入に向けた会議が行われた／行政で要請があれば用意する方向へ／地域交流室、学童室、保育室の使用は可。

イ．近隣住民の施設利用、備蓄品の提供

＜行動内容＞【回答数 7】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
31 人分の食糧、オムツ、水、毛布、ベビーフード、生理用品などの備蓄あり／空いている部屋を開放／近隣住民1人受入。備蓄品の提供はしていない／近くの高齢者数人が避難した／市が管理する備蓄倉庫があり、3.11 の時は市の職員がかけつけて毛布やカンパン、水など配給していた。上記市民の方が 100 名ほど避難され、対応が手薄とのことで一部協力しました／準備してあるがニーズはなかった／元利用者が帰宅難民となり受入れを行い、飲み物、食べ物を提供した

＜その後の工夫点＞【回答数 16】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
依頼があれば受け入れる。／施設エントランス等での一時避難場所として利用可／29 人分の宿泊場所確保／地域住民 30 名分の食糧購入予定／受入マニュアルの検討中／利用者数以上の災害時食糧を確保し、地域に提供できる体制を作る／在宅退所者を始めとする地域住民 10 名分の飲食品を備蓄している

ウ．その他

＜行動内容＞【回答数１】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
母子施設と連携して、園児の兄姉で学童にいる子との状況確認

＜その後の工夫点＞【回答数１】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
地域の防災訓練に職員が参加させていただいた

③事業所運営に関すること

○「事業所運営に関すること」の行動内容について、「ア．職員の安否確認、業務指示」「イ．職員勤務体制の調整」「ウ．事業所の被害状況把握と修理」「エ．灯油、ガソリンの確保」「オ．運営資金の確保」「カ．その他」の６項目を設定し、それぞれの具体的な内容、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○行動内容で記述の多かった項目は「エ．灯油、ガソリンの確保」「イ．職員勤務体制の調整」「ア．職員の安否確認、業務指示」だった。

○その後の工夫点で記述の多かった項目は「ア．職員の安否確認、業務指示」「エ．灯油、ガソリンの確保」「イ．職員勤務体制の調整」だった。

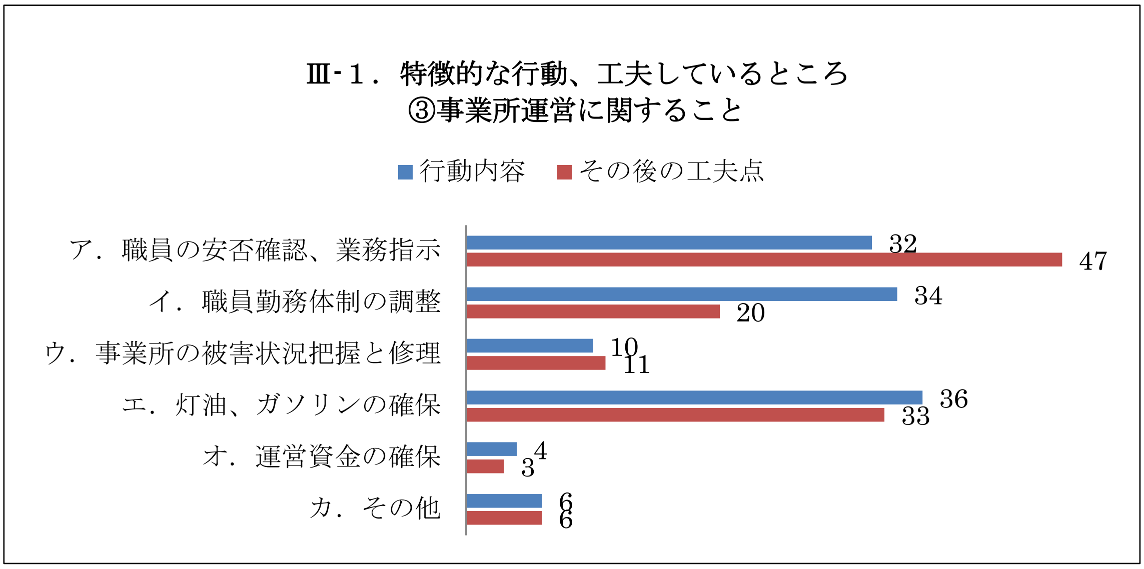

ア．職員の安否確認、業務指示

＜行動内容＞【回答数 32】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
公休職員へ安否確認の連絡を行う／各課課長が各職員へ随時連絡を取り確認した／電話にて安否確認。震度 5 以上で職員はホーム集合／メールによる緊急連絡網が出来ていたため、8 割のスタッフには連絡がついた／職員の安否確認を行った。利用者を引き渡し後、随時職員帰宅。泊まった職員は3人／当日勤務者は緊急対応解除まで施設内で待機。在宅職員の応援はなし／停電していた為、夜勤者を 3 名から 4 名に 1 名増やし、定期巡回回数を増やした。／利用者全員の安否確認が取れるまで職場待機。帰宅困難な職員は施設に泊まりこみ。／エレベーターが停止し、夕食の搬送ができないため、職員の退勤を停止し、搬送後帰宅の許可をだした。／停電のため、電話機が不通となるが、警備会社の通信機が使用できた。

＜その後の工夫点＞【回答数 47】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
職員の携帯電話番号、メールアドレスを連絡体制に組み込む。／招集レベル等を再確認し、BCP をすぐに作成／災害時優先電話の設置／施設より徒歩 30 分圏内に居住する職員は出勤要請／震度 5 強以上でかつ電話連絡がつかない場合、本人、家族の安全を前提として出勤／法人で無線機を購入。法人内施設との連絡が可能となり、業務指示、勤務体制、事業所の被災状況把握の連絡体制を整えた。／警備会社からの安否確認システム導入への検討／電話が使用できなくなることを想定し、法人内全施設に無線機を設置した。法人内の各施設や通所利用者の送迎車両との連絡が可能となり安否確認、業務指示、職員勤務体制、事業所の避難状況把握の連絡体制を整えた／緊急一斉メールシステムの立ち上げ／災害時もつながる連絡システムを法人として導入検討中。

イ．職員勤務体制の調整

<行動内容>【回答数 34】

<調査回答　自由記述からの抜粋> 電車通勤の職員が出社困難である場合に備え、車、バイク通勤している職員を自宅待機と依頼する。／施設管理者が勤務体制調整。震度 5 以上で職員は緊急招集／ガソリン不足だったため助け合って通勤した／EV 走行不能なため、配膳時間に合わせ、事務職員が入退勤していた。／ローテーション勤務時間の見直し（介護のみ）／メールシステムでのやりとりにて出勤者の確保など実施／施設近辺スタッフにおいては緊急時の出勤を声掛けている／電車運休のため出勤可能な職員で対応／夜勤者の到着が遅れた為、日勤者や休日の近隣職員の延長勤務を調整した。また、夜勤者を通常より 1 名増やした／施設や同一法人の職員で、その施設の近くに居住している職員がいれば直ぐに集合することを、法人内(他施設含む)で周知することのほうが現実的である。／臨時応変。宿直者を残す。近隣の職員への声掛け

<その後の工夫点>【回答数 20】

<調査回答　自由記述からの抜粋> 職員の住まいごとにグループ分けを行い、近くのものはすぐにかけつける。／公共交通機関不能時の職員送迎車の対応。／災害発生時に出勤できなくなった場合は代替え職員の手配を行う／災害発生時の参集方法のマニュアル化／マニュアルを整備し、緊急時の出勤態勢を決めた。／近隣に居住する職員が参集することとした／幼児対象部署については今までは一人体制の多かった宿直職員の数を、ほぼ二人体制の宿直体制に移行した

ウ．事業所の被害状況把握と修理

<行動内容>【回答数 10】

<調査回答　自由記述からの抜粋> メンテナンス会社が建物の確認を行った。／翌日に藤沢市の担当者が建物の状況確認を行った為、デイサービスは休業となった

<その後の工夫点>【回答数 11】

<調査回答　自由記述からの抜粋> 被害状況把握のマニュアル化／耐震診断検討中

エ．灯油、ガソリンの確保

<行動内容>【回答数 36】

<調査回答　自由記述からの抜粋> デイサービスの送迎車、居宅介護支援事業に必要なガソリンの確保を行った。／ガソリンについては、地元のスタンドから優先的に供給／使用車両エリア分散や台数制限によりしのいだ／地域医師会を通じ、送迎車両に優先的に給油してもらった／発電機用のガソリンは公用車から抜いて使用／契約しているガソリンスタンドに携行缶を持ちこみ、確保した／灯油にてボイラーを動かしている為、入浴回数を週 3 回から週 2 回に減らして対応／施設再開後 3 日間送迎車の運行中止／法人契約給油所にガソリンの入荷情報を入れてもらえるよう依頼

<その後の工夫点>【回答数 33】

<調査回答　自由記述からの抜粋> 取引を地元業者に切り替え／灯油については業者を災害時に優先的に納入できるよう覚書を締結／近隣のスタンドと話し合い、融通をきかせてもらった／各車両、燃料が半量以下になったら早目の給油を行い備える／公用車のガソリンは早目の給油を心がけ、メーター半分で給油するようにしている。自家

発電装置の燃料（ディーゼル）確保。／震災時の行動に基づき、平時から法人車のガソリンは満タンの状態を心掛けている／給油所の複数化を図った。／非常電源を確保するために、軽油を常備するようになった。

オ．運営資金の確保

＜行動内容＞【回答数 4】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 預貯金の確実な引き出し確保を検討（非常用貯金口座等、都市銀行等）／約3か月分の運転資金を確保／至急取引金融機関に行き、経理規程の上限を超える現金を確保

＜その後の工夫点＞【回答数 3】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 万が一の場合は積立金を取崩して対応／長期になれば通所施設は打撃を受ける。／災害対応のための予算計上を検討

カ．その他

＜行動内容＞【回答数 6】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 法人全体で、災害対策本部のあり方、指示と報告の系統、個々の動きのマニュアルを見なおした。／実習生について、学校との連絡の上、当日は宿泊にて受け入れた。／日常生活に必要とされる一口コンロや懐中電灯、乾電池などが手に入らず、必要物品を他県の施設の協力を得て調達した／予定献立の弾力化

＜その後の工夫点＞【回答数 6】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 大型発電機の設置／食事提供内容を変更して対応。震災を体験しての振り返り資料を作成した。／証明用のランタン型ライトを増やした。公用車にガソリンを半分以上給油するようにルールを作った。／地域によって品不足の物があり、調達するためのネットワークが必要である／緊急電話が取り付けられ、市役所、小学校等といつでも連絡が取れるようになった（ただし登録されている所のみ）

２．東日本大震災に関する支援活動

○この項目では、東日本大震災において取り組んだ支援活動の現状を把握した。

○支援活動について、「①被災地への職員派遣」「②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した」「③避難者に対する支援」「④被災地の物品販売と売上の寄付」「⑤その他」の５項目から選択する形式で回答を得た。なお、「①被災地への職員派遣」「③避難者に対する支援」「⑤その他」については、その具体的内容を自由記述とした。

○項目では、「②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した」「①被災地への職員派遣」が多かった。

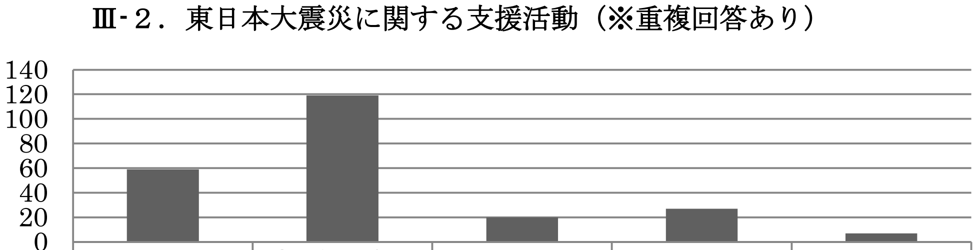

	①被災地への職員派遣	②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した	③避難者に対する支援	④被災地の物品販売と売上の寄附	⑤その他
■回答数	59	119	20	27	7

①被災地への職員派遣【回答数 59】

派遣先	人数	概要	期間
石巻市 体育センター	8名	・他法人の訪問入浴サービス・チームより、応援依頼が法人へ直接入り、それに応える形で急きょ、支援活動を開始した。活動内容は、訪問入浴車を用いた入浴支援	概ね3週間
宮城県多賀城市	1	・予備自衛官災害招集に応じ、支援活動に参加	平成 23 年 4 月～約1ヶ月間
宮城県気仙沼 特養・春圃苑	1	・宮城県からの派遣要請（神奈川県経由）・施設入所者に対する身体・生活介護	平成 23 年 6 月 25 日～7 月 1 日
特養・春圃苑 山田町役場　釜石保健所	1人 1人	・県保健福祉局より依頼。要介護高齢者への介護等支援 ・日本栄養士会より依頼。栄養調査物資の仕訳管理指導。支援物資に対応した献立作成等	・平成 23 年5月 31 日～6 月 6 日 ・平成 23 年 8 月 29 日～8 月 31 日
宮城県気仙沼市	1	・県からの派遣依頼に対して応募。現地では避難所で高齢者介護を行う。	平成 23 年 6 月 25 日～7 月 1 日
宮城県 避難所、特養	実３／延べ 12	・民医連の要請による高齢者のケア	平成 23 年 3 月、4 月
気仙沼	6名	・1派遣6泊7日 総合体育会への避難者の介護支援 神奈川県からの要請	平成 23 年 5 月から 7 月の間
・気仙沼 ・陸前高田市	1人 1人	・神奈川県からの要請福祉施設、避難場所での要援護者の生活支援 ・同上	・7 日間 ・7 日間
宮城県ひたかみ園	1人	・県知的障害施設団体連合会から依頼。介助、清掃	8 日間
宮城県ひたかみ園	3 人	・県知的障害施設団体連合会からの依頼による避難所支援	1週間
宮城県	2 名	・JDF による派遣依頼	14 日間
南三陸町	2 人	・市社協の企画。整備、仮設住宅を方々の支援	平成 23 年、平成 24 年8月に2日間

派遣先	人数	概要	期間
石巻市	1名延べ3名	・介護支援、仮設住宅への引っ越し支援	平成 23 年 5 月 31 日～6 月 6 日 6 月 5 日～6 月 11 日 7 月 1 日～7 月 3 日
福島	1名(2 名)	・きょうされんの関係での活動	1 週間×2 回
千葉県鴨川市(福島より避難)	1 名	・日中活動支援	1 週間
岩手県社協	3 名延人数 24 名	・身障協の活動。物資の運搬、入浴支援	8 日間×3 クール
石巻祥心会	2		1週間
宮城県石巻市	実人数2名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	1週間
宮城県石巻市 ひたかみ園	1 名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	平成 23 年 5 月 21 日から 27 日
宮城県	1 名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	延べ 46 日
宮城県石巻市 福祉避難所ひたかみ園	3 人(延べ 29 人)	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	4 月 10～17、5 月 3～5、16～22、6 月 15～21、8 月 5～7、12 月 23
宮城県石巻祥心会 知的障害者入所更生施設	1 名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	5/21～27
石巻	1 名人	・プレハブ作成	5 日
・宮城 ・岩手	・1 人 ・1 人	・特養の支援 ・栄養指導	5 日 5 日
宮城県石巻	2 名	・県知的障害者施設協会の派遣依頼	延 1 か月
岩手県陸前高田市	1・延 7	・東京・神奈川身体障害者福祉協会合同支援チームからの派遣依頼	平成 23 年 8 月 14 日～21 日
宮城県石巻市	2 名×5 日	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼 福祉避難所でのケア	5 日間
宮城県石巻市 石巻祥心会	3 名	・県知的障害福祉協会から派遣依頼 福祉避難所の生活支援	5 月 6 から 12 日 6 月 5 日～11 日 6 月 10 日～16 日
宮城県石巻市 石巻祥心会ひたかみ園	1名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	平成 23 年 6 月 15～22 日
南相馬	2人	・きょうされんを通じ訪問調査	平成 23 年 6 月 16 日から 24 日 8 月 28 日～9 月 4 日
宮城県石巻市 ひたかみ園	2名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	7 日間×2 名
宮城県石巻市 ひたかみ園	1名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	1週間
宮城県 日本財団ホーム 小国の郷	1名	・引っ越しボランティア	平成 23 年 7 月 1 日から 3 日
宮城県石巻市 ひたかみ園	4 名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	1 週間
宮城県石巻市 ひたかみ園	4 名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	1 週間

派遣先	人数	概要	期間
宮城県石巻市 ひたかみ園	4名	・要請　宮城県知的障害者福祉協会 ・派遣　神奈川県知的障害施設団体連合会 ・活動　被災施設支援	H23.6.20～ H23.6.28 H23.6.30～ H23.7.3
岩手県陸前高田市	2名延べ16人	・県身体障害施設協会の活動。 ・被災地の支援物資の整理、運搬、入浴施設での入浴介助	①H23. 6. 5～6. 12 ②H23. 8. 28～9. 4
①宮城県調査 ②石巻祥心会 ③仙台つどいの家	①2名・8日 ②1名・23日 ③1名・5日	①現地情報収集 ②現地ボランティアコーディネーター、被災地支援ボランティア ③被災地支援ボランティア	①4月1日～4日 ②4月10日～6月26日(内23日) ③5月23日～27日
石巻祥心会	1名　5名（法人内の事業所職員）	・施設への派遣 ・神奈川県知的障害施設団体連合会を通じ、派遣要請があった。派遣先施設に避難していた障害者への日常生活支援	1週間
青森県	1名	・神奈川県	2週間
石巻祥心会	2名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼	1週間×2回
宮城県 山元町所属施設	1名	・救援物資の運搬と現地状況の把握	2日
岩手県陸前高田市	1名	・関東甲信越地区身体障害者施設協議会プロジェクトによる入浴介助支援	1週間
岩手県陸前高田市	1名	・身体障害施設協会を介し派遣。主に地域の障害者等の入浴介助・送迎等を行う。	1週間
①盛岡市 ②石巻市	①1 ②3	①盛岡市・陸前高田市 物資配送・入浴介助 ②石巻市で瓦礫の撤去・避難所設営	①平成23年8月28日～9月4日 ②平成23年4月15日～4月18日
宮城県山元町 所属施設	2名	・救援物資の運搬と現地状況の把握	2日
宮城県石巻市	実人数　5名 延人数　30名	・県知的障害施設団体連合会の派遣依頼 ・福祉避難所での被災者支援	1週間
宮城県石巻市	4名	・神奈川県知的障害施設団体連合会の派遣依頼 ・福祉避難所での被災者支援	1週間
岩手県社協障がい者就労支援振興センター	1人	・東京・神奈川身障協合同支援チームによる派遣 ・支援物資の整理及び運搬	平成23年5月23日～30日
岩手県社協 宮城県市内	3人 1人	・関ブロ身障施設協議会からの依頼を受け、救援物資の運搬及び入浴支援を実施した。 ・神奈川県からの依頼を受け、被災地におけるニーズ調査及び相談支援を実施した。	平成23年5月9日～5月15日、9月11日～9月18日、平成24年3月25日～3月31日 平成23年5月9日～5月15日、5月29日～6月4日
宮城県石巻市 ひたかみ園	2名	・県知的障害施設団体連合会の派遣要請	5月11日～5月17日、5月21日～5月27日
南相馬市	職員2名 児童8名	・横須賀法人会のお誘いで小学校の移転作業手伝い	平成24年3月26日～3月27日
岩手県	1名	・行政・運転業務	1週間
宮城県3箇所	1名	・ベビーマッサージによる親子支援	7月4日～7月5日、9月7日

派遣先	人数	概要	期間
宮古市 宮城県山元町	1名 １名	・全社協の依頼によるボランティアセンターの手伝い ・更宿連の依頼によるボランティアセンターの手伝い	7 日 10 日
宮城県 山元町	3名・3名	・山元町社協への応援 ・被災者支援・相談・ボランティアのコーディネイト	4 週間×2名 2日間×1名
陸前高田 宮城県山元町	１名 ３名	・全国社会福祉協議会被災地調査 ・全国社会福祉協議会内更生福祉施設連絡協議会で決定 ・ボランティアコーディネーターとして支援	平成 23 年 4 月 平成 23 年 8 月 2 日～12 日 11 月 10 日～19 日 平成 24 年 1 月 12 日～22 日
岩手県大船渡市	1名	・市社協を通じて岩手県災害ボランティアセンターから水道側溝の泥掻き等を行う。	7 月 28 日～30 日

②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した【回答数 119】

③避難者に対する支援【回答数 20 】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

被災された方の短期入所の受入／利用者にも募金を呼び掛けて協力いただいた／独居家庭訪問、福祉避難所でのケア、相談活動／法人で各施設ごと募金を集め、被災地へ提供／被災地へ法人職員2名が支援にあたった。法人職員、利用者、家族から募金を集め、被災地へ提供した／社員寮を提供／いわき市の知的障害者を特別養護老人ホームで 15 名受入たが、日中活動の場もないことから自法人の他施設（自立訓練事業所）の利用を希望される。7 名の方を一時的に支援した。／避難所に避難されている方の生活支援として、食事、排泄、入浴、移動、買い物などの支援を行う。／新品の子ども用衣類を段ボール 10 箱以上送付／湘南ベルマーレを通して宮城県気仙沼市に飲料水や食料品を届けた／協力要請があった救援物資の提供、職員が募金を募り同団体を通じ提供。／ボランティア希望職員の派遣／宮城県内にある法人への資金、物品の寄附／入所児童を含め、施設全体で募金活動を行い、宮城県内の児童養護施設に送金した。／乳幼児衣類・タオル・文房具を被災地の施設へ送った／保育 3 団体呼びかけの被災地への募金活動に保護者と共に協力。紙おむつ等を市危機管理室の呼びかけで寄付／日本更生保護協会を通じて募金／被災地の救護施設への見舞金の援助。施設職員任意の募金寄付。利用はなかったが、被災地の救護施設利用者の受入体制を行った。

④被災地の物品販売と売上の寄附【回答数 27】

⑤その他【回答数 7】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

日用品、衣料の提供／岩手の施設の商品を販売し、売上を寄付／施設利用者の自治会から義援金の送付。夏祭での売上の一部を被災地支援募金にあてる／災害を受けた地域の同業施設の被災状況を把握し、得た情報を基に必要な物資を他地域の同業施設の協力を得て、被災地施設へ提供した。／施設として利用者計 12 名、職員計 4 名が山元町に出向き、ガレキ撤去等を行った。／被災地支援団体を大震災に関する研修に呼び、物品販売に協力した。

3．今後、被災地に向けた支援活動

・この項目では、東日本大震災において今後の活動予定を把握した。

・支援活動について、「①被災地への職員派遣」「②救援物資、募金を集め、被災地へ提供した」「③避難者に対する支援」「④被災地の物品販売と売上の寄付」の４項目から選択する形式で回答を得た。

・項目では、「②救援物資、募金を集め被災地へ提供する」「④被災地の物品販売と売上の寄附」が多かった。

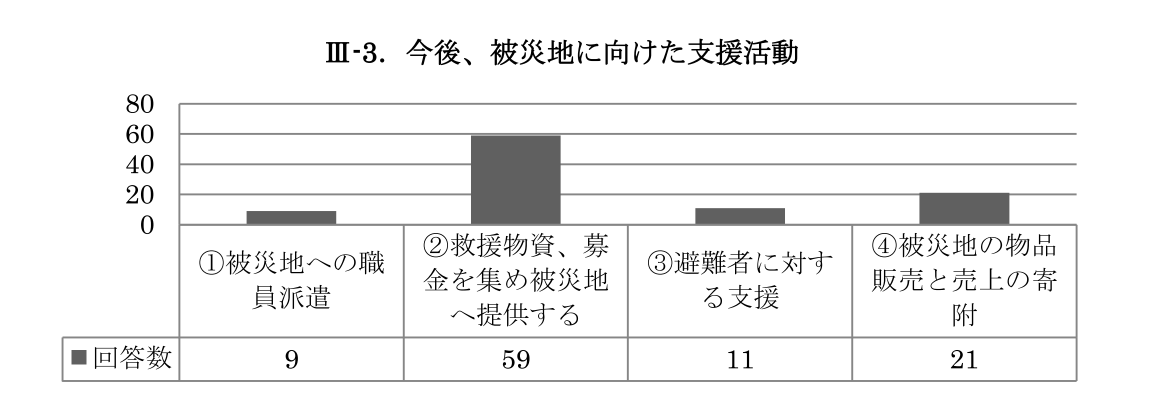

①被災地への職員派遣【回答数９】

②救援物資、募金を集め、被災地へ提供する。【回答数 59】

③避難者に対する支援【回答数 11】

④被災地の物品販売と売上の寄附【回答数 21】

Ⅳ．計画停電への対応に関すること

１．計画停電に対する特徴的な活動

○この項目では、東日本大震災における計画停電への対応の現状を把握した。

○特徴的な活動について「①利用者支援に関すること」「②地域支援に関すること」「③事業所運営に関すること」の３項目に分け、それぞれにおける具体的な行動内容および、その後工夫した行動内容を自由記述にて回答を得た。

①利用者支援に関すること

○「①利用者支援に関すること」の行動内容について、「ア．食事の確保」「イ．医薬品、衛生用品等の確保」「ウ．暖房機器運転等の暖の確保」「エ．宿泊用備品の確保」に分類し、それぞれの具体的な行動および、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○行動内容で記述の多かった項目は「ア．食事の確保」「ウ．暖房器具運転等の暖の確保」だった。

○その後の工夫点で記述の多かった項目は「ア．食事の確保」「エ．宿泊用備品の確保」だった。

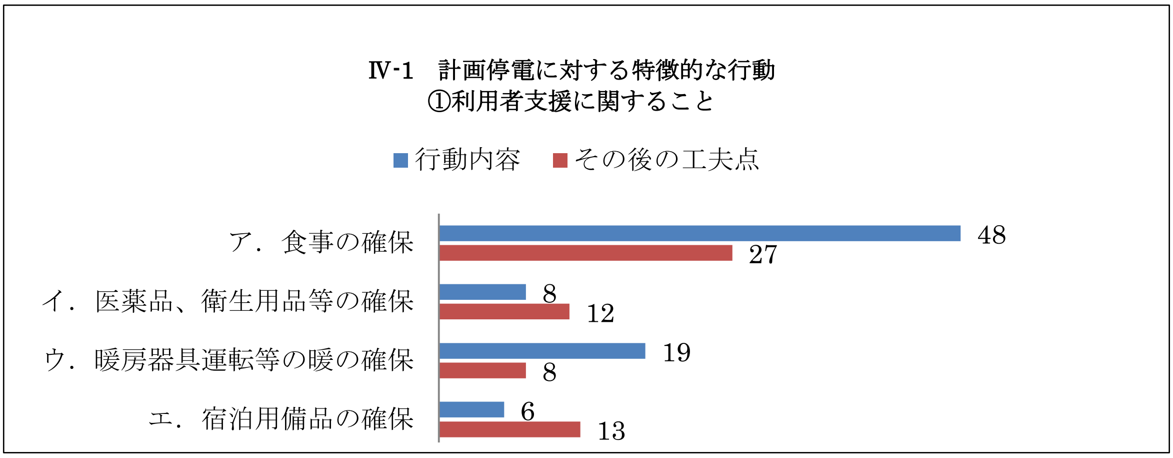

ア．食事の確保

＜行動内容＞【回答数 48】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

計画停電の前後に調理の時間をずらした。／ガスが使用できなかったため、できる物で食事提供／停電時の食事提供のマニュアルを作り対応を準備／約 400 食のﾚﾄﾙﾄご飯を用意。飲料水の確保。／計画停電時間を避けて調理配膳を行った（食器は使い捨て容器を使用。）／乳製品納品ｽﾄｯﾌﾟ、ｴﾚﾍﾞ-ﾀｰの停止、冷凍冷蔵庫停止／LPG ガスで調理可。水節約のため使い捨て食器の使用／停電時間に合わせて調理、準備した／外注弁当を利用／米が炊けない為、パン等用意／災害に影響のなかった地域からの食事輸送／食事時間の変更、居室へ食事の配膳（通常は食堂）／通常の食事を出せたが食器に関しては、ディスポーザブルを使用。／納入業者の協力の下、仕入れを実現した。食事提供は、計画停電の時間により調整した

＜その後の工夫点＞【回答数 27】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

屋外で利用できるガス器具などの購入／救助に行った消防隊員より「白いご飯」は喉を通らなかった話を聞き、ふりかけや混ぜご飯も入れた。／委託事業者と非常時の契約を結んでいる／食事搬送のための職員を確保しシフト表を作成／献立等、食材調達状況により柔軟に対応や、発注量の微増、井戸の整備、保存食糧の随時購入

イ．医薬品、衛生用品等の確保

＜行動内容＞【回答数 8】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
提携業者より確保が可能であった。／法人内のものを一括管理／吸引機を充電して備えた／紙おむつ品薄時は、納品回数を多くしてもらう等業者と交渉、備蓄を多目にした。トイレットペーパー等は入荷不可、別業者発注とした

＜その後の工夫点＞【回答数 12】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
手動吸引器の購入。救急セットの追加購入／常に使用する薬は一カ所に集中管理する／吸引機の充電の確認／近隣の薬局と緊急時の契約締結による利用者服用役の確保。傷口を洗うミネラルウォーターの確保

ウ．暖房機器運転等の暖の確保

＜行動内容＞【回答数 19】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自家発電用軽油を購入／発電機3機をフル稼働。祭用の提灯を廊下や食堂にセットして使用／電気不要対流式灯油ストーブ所持／スプリンクラー用発電機から非常電源確保。発電機を設置／暖房が使用できないため、寒さを衣服で調整した／石油ストーブを複数台借りた／自家発電により利用者の稼働施設は確保できた／深夜電力を使用し、床暖房の設備のため停電しても暖を確保／エアコンでの暖房で、2回ほど、停電があったが、着込んで耐え忍ぶしかなかった。／暖房機器も電気を使用している為、停電時は衣類調整や早めに就寝して頂くなどをして対応した。／床暖房の余熱で対応

＜その後の工夫点＞【回答数 8】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自家発電を平時も使用／携帯カイロ、アルミシートを購入電気を使用しない暖房機器検討／発電機につないだ大型石油ストーブの用意

エ．宿泊用備品の確保

＜行動内容＞【回答数 6】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
毛布 220 枚。アルミ下敷マット、寝袋用意

＜その後の工夫点＞【回答数 13】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
衛生的なパッキングされた寝具を購入／利用者一人ひとりの毛布を真空パックにして保管／宿泊できる部屋を修繕し、布団を新調した／キャンプ用品を災害時にも使用できるよう工夫

②地域支援に関すること

○「②地域支援に関すること」の行動内容について、「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」「イ．近隣住民の施設利用、備蓄品の提供」「ウ．その他」に分類し、それぞれの具体的な行動および、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○行動内容で記述の多かった項目は「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」だった。

○その後の工夫点においても、「ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供」だった。

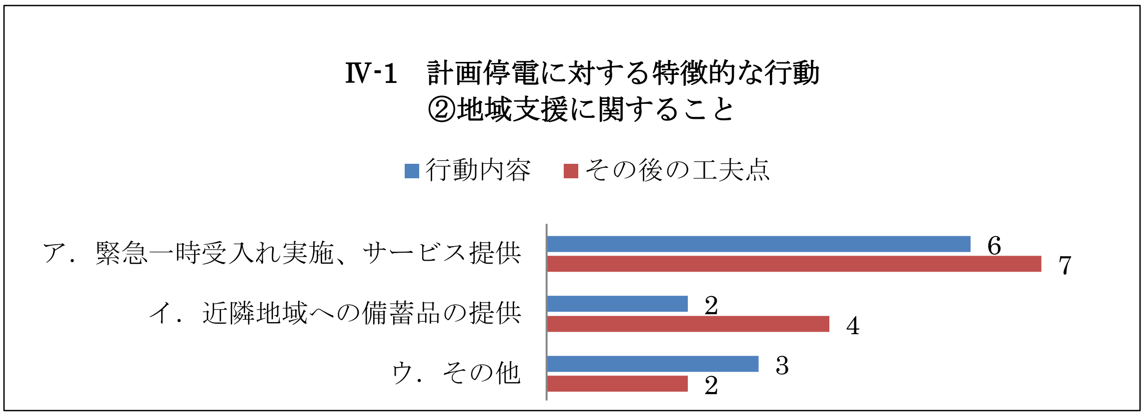

ア．緊急一時受入れの実施、サービス提供

＜行動内容＞【回答数 6】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
サービス提供時間の制限をした事業があった／被災者受け入れのため短期入所の受入を中止した／人工呼吸器使用の方を期間延長して受け入れた

＜その後の工夫点＞【回答数 7】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
希望のある方には対応する。／受け入れる用意がある／地域に限らず、市内自閉症の受け入れを想定している、／高齢者、病人、女性等限定での受入れとなる。3世帯位の受入れ可能

イ．近隣地域への備蓄品の提供

＜行動内容＞【回答数 2】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
近隣の方が困っていることがないか聞きにきてくれた

＜その後の工夫点＞【回答数 4】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
被災地域へパソコン、非常食を提供した／地域住民用の備蓄品を購入予定

ウ．その他

＜行動内容＞【回答数 3】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
停電に伴う夕食時間の調整、入浴制限／停電で3日間業務停止／機械浴のため入浴日、時間を変更して対応

＜その後の工夫点＞【回答数 2】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
地域の方が避難してきた時は受入を確認する／公立園も含め近隣園との事前の連携協議が必要

③事業所運営に関すること

○「③事業所運営に関すること」の行動内容について、「ア．ランタン等、自家発電等明かりの確保」「イ．灯油、ガソリンの確保」「ウ．職員勤務体制の調整」「エ．その他」に分類し、それぞれの具体的な行動および、その後の工夫点について、自由記述にて回答を得た。

○行動内容で記述の多かった項目は「ア．ランタン等、自家発電等明かりの確保」「ウ．職員勤務体制の調整」「イ．灯油、ガソリンの確保」だった。

○その後の工夫点で多かった項目は「ア．ランタン等、自家発電等明かりの確保」「イ．灯油、ガソリンの確保」「ウ．職員勤務体制の調整」だった。

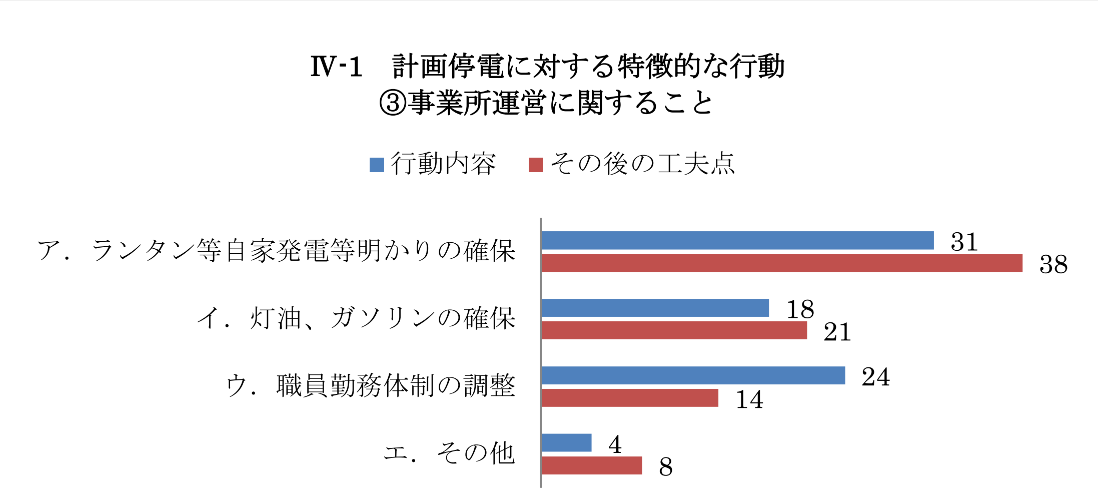

ア．ランタン等、自家発電等明かりの確保

＜行動内容＞【回答数 31】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
自家発電による照明を使用／電池消費の少ない、LED ライト、ランタンの購入／発電機をいつでも運転できるよう設置した／電池式センサーライト設置／主に懐中電灯と投光器で対応。大型発電機のレンタル。各居室へフットライト設置。自家発電機の準備。廊下に配線を施し裸電球の設置／太陽光の簡易電気を使用／ランタン 70 台、発電機 3 台、投光機 10 台等確保／自家発電機を使用し、調理場の電源を確保した。ランタンを各所に設置(20 個)。／市から非常用電池をリースで配置される

＜その後の工夫点＞【回答数 38】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
ランタン等備品を増やした。／自家用発電と直結した照明器具と施設内各所に取り付け、緊急時に備えた。今後太陽光などを検討、ソーラー充電式ラジオランタンを設置。懐中電灯、額型懐中電灯を補充。自家発電器と投光器一式を同一場所で保管し必要時に直ぐに対応できるよう手順化。／大型発電機の購入設置とそれに伴う屋内配線の整備／市から補助金が助成され、発電機を購入

イ．灯油、ガソリンの確保

＜行動内容＞【回答数 18】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
提携業者より供給あり、特に問題とならなかった。／他県まで購入にいった。／近隣で営業しているスタンドの情報を得て給油した。／計画停電にあわせ入浴時間等調整／ガソリン確保できず、デイサービス休業／非常電源のための軽油を購入

＜その後の工夫点＞【回答数 21】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

非常用自家発電に使用する軽油の予備分を確保／地元業者取引に切り替えた／業者と灯油については優先的に納入できる覚書を締結／80L 程に備蓄量を増やす／早めの給油／小規模危険物倉庫を整備し、ガソリンを備蓄する準備を行っている

ウ．職員勤務体制の調整

＜行動内容＞【回答数 24】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 入浴、食事に影響がでるため、停電時間にあわせ、その日のスケジュールを変更して対応／法人内事業所、管理者の緊急連絡網の作成と周知／残れる職員は夕飯下膳まで手伝う。／計画停電時間帯の勤務者を増やし、対応に当たる。役職者は原則勤務。／計画停電に備えて上席者は時間外に集合したり、残った。／食事時間変更や作業変更／ガソリン確保のため早朝出勤する職員を組んだ／食事搬送のための人員確保／停電予定時間内に職員を増員した／節電対策として退勤時間を早めた。／住みこみ職員以外の職員の確保が困難である／帰宅困難職員は泊まり込み／計画停電に伴う出勤が困難な職員に対して勤務交替を行った。／近隣から出勤する職員の協力

＜その後の工夫点＞【回答数 14】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 緊急時の対応をマニュアル化／計画停電に備え、勤務調整を行った。／特養へデイ職員の応援体制を確認した。／計画停電の時間帯によっては、介護パート勤務を短くしたり、休ませる等対応／公共交通機関不能時の職員送迎車対応。／メールおよびツイッターでの連絡体制の構築／状況次第では OB 職員要請加／緊急動員の周知徹底／車イス利用者がエレベーターで移動できなくなるので早帰りにした／緊急招集体制の見直し

エ．その他

＜行動内容＞【回答数 4】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 設備への計画停電開始時、終了時の対応手順化／計画停電期間中に、ノロウイルス、インフルエンザが蔓延して、悲惨な状況だった。職員が本当に良くやっていた

＜その後の工夫点＞【回答数 8】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞ 停電時にも井戸水が使えるよう、自家発電機から電気が供給できるよう接続した。／サテライト地域との通信を確保するため、プロバイダーの追加／計画停電の時間帯によってプログラム変更がある場合は事前に利用者、家族へお伝えした。／スプリンクラー、発電機、PC サバー、エレベーター等、停電時の対応をマニュアル化／法人内保育所職員との連携方法を検討中

（以上）

第２種正会員連絡会構成団体編

第２種正会員連絡会について
　社会福祉を直接的に推進する全県的な団体であって、当事者（親の会含む）の組織、ボランティア組織、職能別従事者組織、その他社会福祉関係団体等をもって組織。
◇構成団体数　41 団体

１．質問項目

Ⅰ．災害への整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ96
　１．対応指針や行動マニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ96
　２．会員向け研修・訓練、啓発事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ96
　３．地域防災計画での位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ97
　４．関係者との災害時相互支援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ98
　５．医療的ケア等特徴的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ98
　６．自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み・・ｐ99
　７．その他、災害に備えた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ101
　８．災害に関する取り組みを進める上での課題・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ101

Ⅱ．東日本大震災関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ103
　１．東日本大震災で行った行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ103
　２．取り組んだ支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ105
　３．支援活動上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ106
　４．今後の活動予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ107

２．回答数　12 団体

Ⅰ．災害への整備状況

1．対応指針や行動マニュアルの整備

○この項目では、団体における災害時の対応指針や行動マニュアルの整備状況について把握した。
○「整備している」が 42%であった。

項目	回答数
①整備している	5（42%）
②整備していない	4（33%）
③無回答	3（25%）

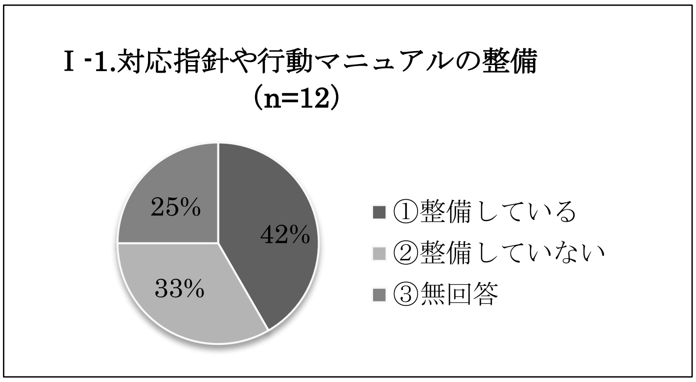

2．会員向け研修・訓練、啓発事業

○調査対象の団体が、県域の会員組織であったことから会員向け研修会や訓練の実施事業、会員に向けて災害に備えた啓発事業についての現状を自由記述にて把握した。
○「回答あり」が 8（67%）であり、回答のあった団体の会員の中には少数であるが、地域自治会の防災訓練へ参加や「地域災害弱者防災支援連絡会議」に取り組んでいるところが見られた。

項目	回答数
回答あり	8（67%）
無回答	4（33%）

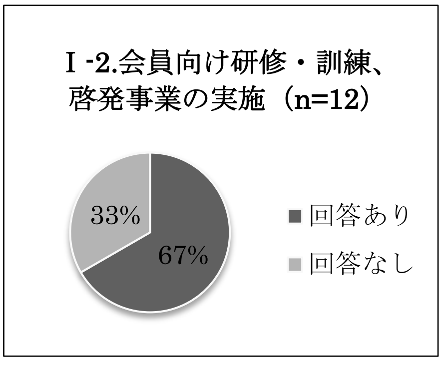

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・当会内には災害対策委員会を設け、県内ブロックから集められた委員を中心に、県内自治体の災害対策事例を検討し、時には研修会を行っており、啓蒙活動に力を入れている。
・会員に災害時のアンケート 2 回とり、自助、共助、公助について検討した。一度目は意識調査、二度目は一度目を踏まえた具体的な対応がどこまで出来るか調査。
・防災士研修センターにて防災士の講座受講した
・月に 1 回、地域災害弱者防災支援連絡会議（福祉避難所を考える会）を地域の方たちと行っている。
・市民ボランティア団体による防災に関する研修及び定期的な避難訓練
・月に一度火災訓練の場合は屋外に避難、地震訓練の場合はテーブルの下に隠れる等の訓練を実施している。市で行われるいっせい防災行動訓練（シェイクアウト）に参加
・東日本大震災の現地支援者による講演会への参加（職員研修会）。地域自治会の防災訓練への参加
・市内障害福祉団体と連携を取り、研修会を開催。市総合防災訓練や地区防災訓練に要援護者として参加。会員勉強会：市内相談支援所となっている職員のボランティア派遣時の障害者の被災地の状況、（会

員･市民向け）講演会：関係機関組織のシンポジューム、NPO法人災害ボランティアの体験談、要援護者当事者の話
・「防災に関する」勉強会を開催。行政、「防災についての提案」「緊急医療情報キットの要望」などを提出。東日本大震災の自閉症児の避難の新聞記事＆日本自閉症協会の防災ハンドブックのダウンロード先を載せたパネルを作成。市内、シンポジウムなどで、啓発のために利用。
・市内の障害者団体の連合会（連協）にて、市行政と防災勉強会を開催し、防災パンフレットを出版（約 3 万部）関係先に配布した。
・福祉避難所の訓練に参加している。
・東北大震災を受けて、県･市町児童福祉主管課長と当会委員との連絡協議会において、「大震災の教訓を学んで実践する！－地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために－」と題して、県温泉地学研究所職員の講義と市町村の実態を踏まえた意見交換会を実施した。講座で、「保育園の危機管理－子どもを守る防災と防犯対策」をテーマに、講演会を開催した。
・平成 8 年 4 月に当会防災対策計画を作成。平成 14 年 4 月に同計画の改定を行っているが、その後の見直しと周知がなされていない。その内容の改定と県下会員事業所への基礎調査実施予定を検討している。
・当会研究発表(特別大会)。各市区町村連絡会での研修会の実施など。

３．地域防災計画での位置づけ（市町村単位も含む）

○この項目では、地域防災計画の位置づけについて現状を把握した。調査対象が県域団体であるため、市町村地域防災計画に位置付けられる可能性は低いことから、構成団体が位置づけられている場合も含めて回答を得た。
○「位置づけられていない」が 6（50%）であった。位置づけられている場合は、回答団体に所属する構成員が「災害時の緊急受入施設」となっていた。なお、「位置づけられていない」の回答では、「小学校区避難所運営会議において事業所の名前が位置づいている程度」「福祉避難所となるよう要望している」などの項目が見られた。

項目	回答数
①位置づけられている	2（17%）
②位置づけられていない	6（50%）
③無回答	4（33%）

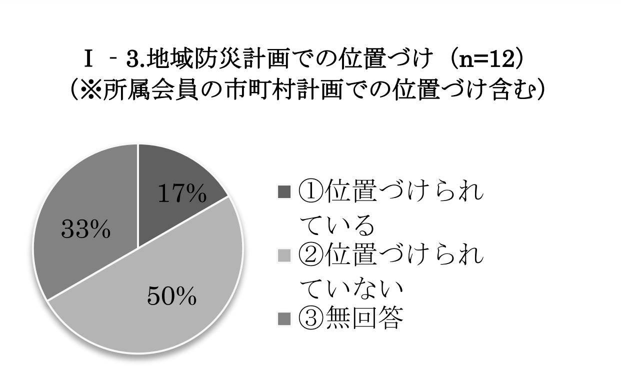

■位置づけられている場合の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・当会は県内の自治体別又は個別透析施設毎に存在する下部組織を束ねる中間組織であるため、明確でないが、下部組織は各々の地域ごとに役割が位置づいている。
・災害時障害者の緊急受入協定施設

４．関係者との災害時相互支援協定（市町村単位を含む）

○この項目では、関係者との災害時相互支援協定の現状について把握した。調査対象が県域団体であるため、構成団体にて災害時相互支援協定がある場合も含めて回答を得た。

項目	回答数
①相互支援協定がある	2（17%）
②相互支援協定がない	7（58%）
③無回答	3（25%）

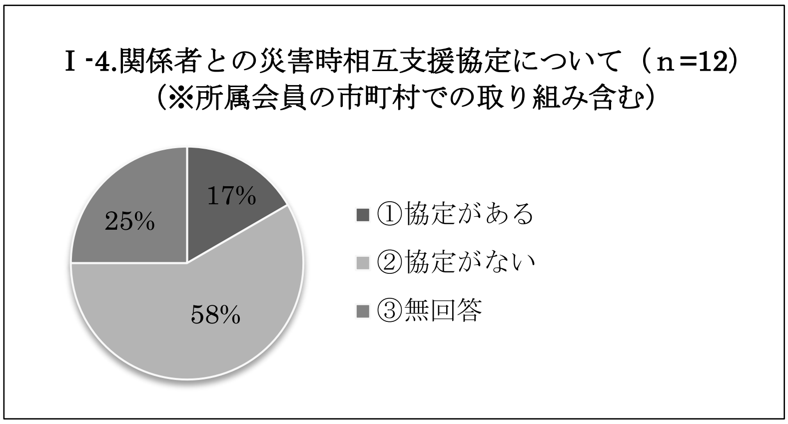

■概要

＜調査回答　自由記述から抜粋＞
・当会は作っていないが、下部組織には作っている団体はある。
・全国組織、関連団体等との連携。

５．医療的ケア等特徴的な課題

○この項目では、医療的ケア等災害時において特徴となる生活課題について現状を自由記述にて把握した。

○回答からは主に「人工透析」「精神疾患や内部疾患のための服薬」「自閉症等の環境的配慮」「避難誘導」「避難生活」に関連する内容が挙げられた。

項目	回答数
回答あり	6（50%）
無回答	6（50%）

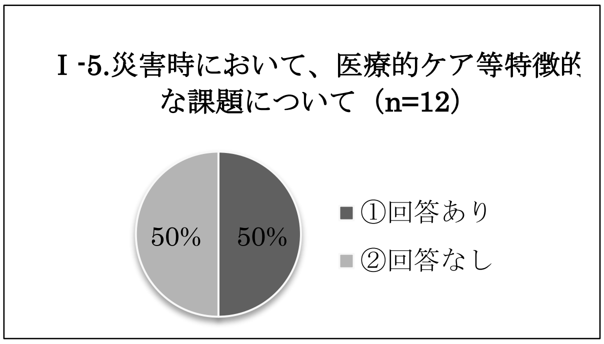

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・当会の会員は週3日の人工透析を受けて命を保っている。従って、災害時といえども透析を中断することなく、継続できる環境を保つことが最大の課題。そのためには、日頃お世話になっている透析施設の災害対策にとどまらず、自治体単位の透析施設救済計画及び県外の透析施設への患者の移送等、課題は多岐かつ大規模に渡っている。
・精神障がい者は抗精神薬を服薬しているので、入手が必要となる。避難所での集団の中に長時間居る事は出来ない人が多いので別の部屋を必要とする。
・精神薬の服薬をしている方の薬の確保
・てんかん発作を持つ方への対応の必要性。自閉症者の避難所でのコミュニケーションの問題

・肢体不自由の方、車いすで利用されている方が数名いるため、移動時や日常生活上における介助や医療的ケアが必要。精神疾患や内部疾患等により常時服薬を必要とする方がおり、施設内にストックはあるが、無くなった場合の薬の確保が困難
・事前にフェイスシート等を作成し、医療等把握に努めているが、実際、災害時において、連絡等(移動等)の対策に課題があると思っている。
・障害特性から、避難誘導、避難生活が難しい。個人によっては不可能。
・抗てんかん薬、抗精神薬の備蓄や長期にわたる避難の生活場などを含め、個人に任されている。
・災害時のショックと避難生活からどれだけのストレスが掛かるか計り知れない。精神症状発覚と円滑な社会生活への危惧。要援護者の立場だが、指定されている福祉避難所にでさえ、備品・設備の整備が整っていない。
・自閉症とてんかんを併発している方もいて、薬の確保が課題である。自閉症、ADHDなどの発達障害の人の服用している薬は、発達障害専用に処方されるものではないので、緊急時に適切に処方されるかが心配。自閉症特有のこだわりがあるので、同じ薬効の薬でも、形状、パッケージなどが違うと飲みたがらない場合が考えられる。本人が、自分の体の不調をうまく訴えられないので、親など、体調が分かる人と離れ離れになってしまった場合困ると思う。コミュニケーションに問題があるので、意思の疎通が難しい人がいる。感覚過敏、独特な物事の捉え方があるので、体育館などの集団での避難生活は難しい。安定して過ごすために、個別の空間が必要。状況を理解するのに、視覚的支援が必要。避難所に福祉的配慮がないので、避難所に入れない。また自宅で待機している場合の物資供給は確保できるのか等、万が一のことを考えると不安です。
・災害弱者である子ども達の身の安全を確保し、保護者の元に無事に帰すことが最大の課題である。また子ども達のメンタルヘルスにも配慮する必要がある。災害の影響によっては、保育園での食材の確保等も課題となる。
・自閉症や発達障害がある方の中で、多くの人々と一緒に避難生活が難しい方がいる。環境設定への配慮が必要。(障害の理解が支援者に難しい)。医療的ケアが必要な方の電源確保や医薬品・経管栄養剤の確保が今回の東日本大震災でも課題だったようです。また、常備薬の確保が困難だったと伺う。

６．自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた取り組み

○この項目では、自治会等地域の団体や福祉関係者との平常時から災害に備えた意識的な取り組みの現状について把握した。調査対象が県域団体であるため、構成団体にて取り組んでいる場合も含めて回答を得た。

○「進めている」「重複回答」を合わせると 58%だった。自治会の防災訓練参加や行政の災害時要援護者支援計画策定の協力をしている事例が見られた。

○「課題がある」では、「要支援者については、『手上げ方式』に、なかなか手を挙げる人が少ない」「要援護者支援への協力を望みたいが、自ら名乗り出ることができない」「地域での障害理解が進まない」などが把握された。

項目	回答数
①進めている	3（25%）
②課題がある	3（25%）
③重複回答	4（33%）
④無回答	2（17%）

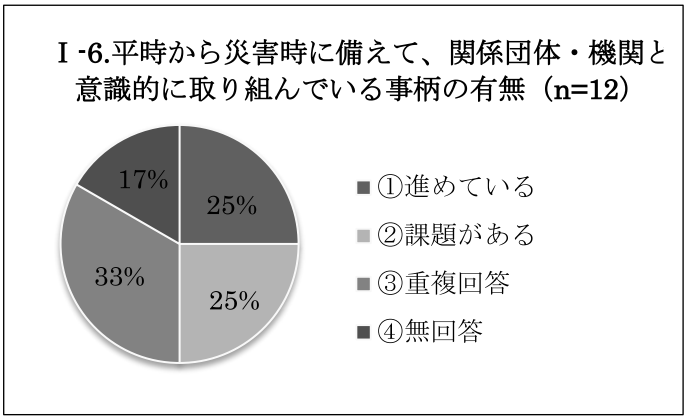

■進めている場合の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・行政、自治会、自主防災組織、消防署（毎年定期的に自治体及び関連団体と意見交換を実施している下部組織が多い。一部の下部組織では防災訓練を自治体と共同で実施している。）
・行政（県高齢施設課）、社会福祉施設（県と一緒に作成した「災害時の対応についての報告書」を見直している）
・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地区社協（地域福祉推進委員会）。事業所名が会員名簿の位置づいている程度で、実際の災害時の対応が個別的にきめられている状況にはなく極めて心細い。しかし、まずは上記のような地域の組織に事業所の存在を位置づけ地域の方々に知っていただくことが重要と考え、あらゆる場面で「地域に出ていく」ことが大切
・行政（障害福祉課）・社会福祉施設（災害時要援護者支援への協力）
・自治会、組レベルとの連携。大きな福祉施設連携
・市立生きがいセンターで行われている防災訓練へ参加。市市民部安全防災課及び災害ボランティアネットワーク主催の座間市いっせい防災行動訓練に参加の予定
・自治会が行う防災訓練へ参加
・市総合防災訓練に要援護者として参加。市要援護者災害に関する行動マニュアル作成協力。市災害対策課と保健福祉課が作成した災害時要援護者理解・支援DVD作成協力。自治会・町内会や地区防災訓練に参加。
・災害時要救助者に登録（個人）。行政へ、自閉症の避難所での支援の仕方を申し入れた。要望書提出。行政へ「緊急医療防災キット」の配布対象拡大の要望書提出。
・福祉避難所、災害時要援護者プランに関する話し合い
・要援護者の支援システムの検討
・避難訓練に参加・防災マニュアルの見直し
・防災ハンドブックを自治会や民生委員に配布

■課題の概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・自治体との意見交換会を県内全ての自治体で実施したい。災害時の透析施設の保持、又は患者を正常な施設への移送等の行動の具体的ブレークダウンが求められる。
・情報を収集する方法を模索
・要援護者支援への協力を望みたいが、自ら精神障がいと名乗り出ることができない。又、守秘義務を守ってもらえない可能性が大きいとの考えから、あらかじめ、支援要請しておく事は難しい。避難所での支援を求める。
・BCP 計画を作成し、その上で取り組みを進める。
・近隣住民との連携。福祉施設および関係団体との連携
・地域防災訓練は休日、土日に行われる事が多いので参加等課題がある。
・要支援者については、希望者は「手上げ方式」によって要支援者となるが、なかなか手を挙げる人が少ない。（特に精神障害の方）。支援者は、要支援者一命につき、2 名募集する予定であるが、なかなか集まらない。
・地域での障害理解が進まない
・地域への障がい情報開示を望まない方への支援
・地域の各機関との連携が大切であるが、積極的に実施している保育所がある一方、実施していない保育所があるなど、保育所によって温度差が出ている。

7．その他、貴会にて災害に備えた取り組みがあればご記入ください。

○この項目では、その他で災害に備えた取り組みの現状を自由記述にて把握した。

○回答があったのは 58%で、防災用品の備蓄、災害時要援護者の災害リーフレットの作成・周知等が挙げられた。

項目	回答数
回答あり	7（58%）
無回答	5（42%）

I -7.その他、災害に備えた取り組み（n=12）

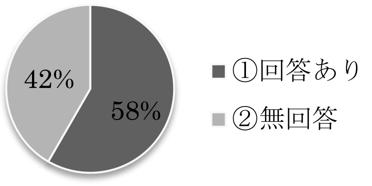

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・県内自治体別に下部組織での災害対策の歩調を合わせること
・各自薬を1週間分は常に備えておけるように容量を用意する予定。又、災害時連絡網を作る予定
・5 分以内に逃げる場所として、近くの有料老人ホームと話し合い、逃げられるようになっている。
・災害時の施設内生活（数日間は寝泊まりすることを前提に）へ向けてのハード・ソフト面の準備
・防災用品の備え。食糧等の備蓄。避難訓練
・防災・避難訓練の備蓄（非常食、飲料水等）。消火器、火災報知機の設置
・日本自閉症協会作成の本人家族用・支援者用のハンドブックを配布。定例会などで自主勉強会として災害に対しての準備、意識の底上げや情報交換をしている。
・会報で、「災害時に私たちができること」という題で記事を掲載。市に特化した使える情報を特集した。
・要援護者登録の推進。防災備品、備蓄品のリスト作りと、備蓄の推進
・会員の安否確認を、福祉避難所の掲示板ですることにしている。
・定例会などでの情報交換。地域での避難場所や支援者・対応など提示しあう。防災研修会などに参加
・災害弱者に対する防災リーフレットの作成、配布
・具体的には進んでいないが、職員の人材育成等の課題に対する話題は出る。
・かながわケアマネ隊を結成。延べ人数で100名以上のケアマネージャーが被災地に支援活動で訪問

8．災害に関する取り組みを進める上での課題

○この項目では、平常時から災害に関する取り組みを進める上での課題を自由記述にて把握した。

○課題について、「障害の理解啓発」「避難所における環境の配慮」「地域との具体的な連携作り」等があげられた。

項目	回答数
回答あり	6（50%）
無回答	6（50%）

I -8.災害を進める上での課題について（n=12）

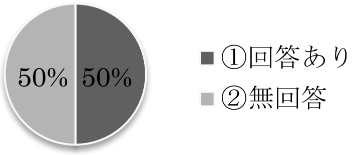

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・避難所で大勢の中に精神障がい者が長時間いる事は難しい事もあり、避難先での支援を別室の設置をしてもらいたいが、行政からはその対応は確約できないと言われる。
・逃げる練習を行い、全員が無事に逃げることができるようにする。
・地域との連携をどう作り上げていくか。市で取り組んでいる災害時個別支援計画の対象として、利用者の住んでいる地区ではなく、通ってくる本事業所として申請、登録ができるように働きかける。
・作業場が2階にあるため、災害時にエレベーター等が使用できない場合、車イスや歩行困難者を階段で降ろす場合に人手が足りない。
・平常時には避難訓練等を行っている。当概地域の情報を把握するために施設に防災無線等を備えつけたいと感じている。
・帰宅困難になった場合の家族との連絡方法。障害者の避難場所の確保
・定期的な防災訓練を定着させる
・障害の理解啓発が難しい。根強い活動を余儀なくされている。
・障害の状況に差が大きすぎる。軽度の子から、重度の子までいるので、求めてる支援が違いすぎる。外部へ、支援依頼するときに要望が絞れない。子どもから目が離せないので、子供が学校や、作業所に行っている間しか活動が出来ない。感覚過敏、こだわりなど、難しい問題を抱えているのだか、一見、見た目が普通に見えてしまうので障害者として支援が受けづらい。
・本人が訓練に参加しづらい。（自閉症者を想定した内容になっていないため。）
・行政では、障がい者への対応までは、まったく考えていないのが課題だと思っている
・障害特性などの理解不足。支援者の確保。移動手段の確保。福祉避難所で生活できない場合、個別避難先への物資支給システムの確立。
・災害用仮設トイレ（身障者対応）の設置場所の確認、周知、普及啓発
・情報の集約と発信。職員の参集等、災害時の体制作り。県内の加盟事業所の防災対策の実態が、直近データとしてない。

Ⅱ．東日本大震災関連

１．東日本大震災で行った行動

（１）具体的な行動

○この項目では、東日本大震災の具体的な行動について、それぞれの時期を「発災当日」「2 日～3 日」「4 日～7 日」「7 日以降」と区分し、行動内容を示し選択肢より回答を得た。

○得られた回答については、各団体の動きを理解するため、一覧でまとめた。

■概要

	発災当日	2 日～3 日目	4 日～7 日	7 日以降
A				・支援活動のための活動資金を確保した
B	・業務継続判断	・業務継続判断		・会員の被災状況を把握した
C	・業務継続の判断 ・社会福祉施設との連絡調整をした	・全国組織へ被害状況を連絡した	・会員の被災状況を把握した ・行政への連絡調整（県消費生活課）	・支援活動のための活動資金を確保した
D	・業務継続の判断	・業務継続の判断	・会員の被災状況を把握した	
E	・業務継続の判断 ・社会福祉施設との連絡調整をした	・全国組織へ被害状況を連絡した	・会員の被災状況を把握した ・行政への連絡調整（県消費生活課） ・業務継続の判断	・支援活動のための備蓄品を確保した
F			・会員の被災状況を把握した	・全国組織へ被害状況を連絡した ・支援活動のための活動資金を確保した
G（構成団体）	・会員の被災状況を把握した	・会員の被災状況を把握した ・行政への連絡調整		・支援活動のための備蓄品を確保した
G（構成団体）	・業務継続の判断 ・会員の被災状況を把握した	・業務継続の判断 ・行政への連絡調整（障害福祉課）	・業務継続の判断	・支援活動のための活動資金を確保した ・ボランティア団体等との連絡調整をした
G（構成団体）	・業務継続の判断 ・会員の被災状況を把握した			・支援活動のための活動資金を確保した
G（構成団体）	・会員の被災状況を把握した ・行政への連絡調整（障害福祉課）			
G（構成団体）	・会員の被災状況を把握した	・業務継続の判断 ・支援活動のための備蓄品を確保した ・ボランティア団体等との連絡調整をした	・行政への連絡調整	
G（構成団体）	・会員の被災状況を把握した ・業務継続の判断			・支援活動のための活動資金を確保した

	発災当日	2日～3日目	4日～7日	7日以降
G（構成団体）	・会員の被災状況を把握した ・行政への連絡調整（障がい福祉課） ・業務継続の判断			・支援活動のための活動資金を確保した
H（構成団体）	・業務継続判断	・業務継続判断	・業務継続判断	・業務継続判断
I			・全国組織へ被害状況を連絡した	・支援活動のための活動資金を確保した
J	・業務継続判断		・会員の被災状況を把握した ・全国組織へ被害状況を連絡した ・行政への連絡調整	・支援活動に取り組むため災害対策本部等を設置した ・支援活動のための活動資金を確保した ・社会福祉施設との連絡調整をした
K	・業務継続判断		・全国組織へ被害状況を連絡した ・行政への連絡調整（県庁） ・支援活動のため災害対策本部等を設置した ・支援活動のための活動資金を確保した ・ボランティア団体等との連絡調整をした ・社会福祉施設等との連絡調整をした	・会員の被害状況を把握した ・当該地域で開設された避難所の運営協力をした ・支援活動のための備蓄品を確保した

※業務継続判断：通常業務を中止・延期し、災害対応にあたるか否か等

（２）行動で特徴的なもの【回答数６】

○（１）の行動の中で、特徴的な行動について自由記述で現状を把握した。

■概要

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・県からの要請により避難所に派遣された介護職員のバックアップ（例、宿泊に必要な寝袋等準備）
・利用者の方の安否確認を当日地震直後に行った（訪問、デイ、居宅）、本部事業所の建物損壊により、各拠点と本部の連絡が不能となった。発災翌日に必要備品を持ち出し、仮事務所へ移動して営業を継続
・当事業所が会長を務める地区作業所連絡会において個々の会員の被害状況や活動状況を取りまとめ情報提供した
・備蓄品が2日分しか確保していなかったので、4日分に増やし、ガスストーブ等、暖をとる物を購入した。
・事業所内での募金活動、他団体と共同して街頭募金活動（いずれも社協を通じて寄付）。
・市内の福祉事業所が被災障害者の方々を数十名受け入れたため、連絡網で寄付など募り届けた。当会で運営している福祉ショップは、停電のため営業休止とした。
・県が計画停電とガソリン不足により、震災発生後2週間から3週間は、自施設の対応に追われたところがある。被災地への支援活動は、団体としての動きの前に、個別の事業所単位や個人単位での繋がりを通して時用法を得て行動していた方が多い。
・数名が交代しながら現地に入り、避難所や在宅での要介護高齢者等の全体把握や、それに付随する活動を行う事とし、切れ目なく数珠つなぎの支援を行う。

（3）行動において課題と感じた点、課題を踏まえた改善点を図ったこと【回答数 4】

○（1）の行動で課題となったこと、また課題を踏まえて改善に取り組んだ行動について自由記述で把握した。

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・本部と拠点の連絡手段確保のため、無線機を導入。当面の電源確保のために発電機を本部、各拠点に設置した。
・家族との連絡を取るのに、細かい所まで決めたり、着替えや服薬等いろいろと話し合ったが、家族も含めて、日頃から災害時についてもっと話し合った方が良いと思う。地域の方々とも話し合いを持ちたい。
・事業所において、ポイント送迎を行っており、車の燃料の確保に課題があった。燃料（ガソリン）施設内に携帯缶で備蓄して良いものか判断しかねている。
・他の事業所や関係機関との日常的な連絡・調整の必要を感じた。
・通所施設において、送迎の自粛。計画停電により、高層マンションの利用者の通所時間や利用に影響した。車椅子の方のエレベーター利用に制限があった。医療的ケアが必要な方の電源確保について配慮が必要だった。
・現地も手探り状態であり、「必要な支援は何か」と言った事自体の要望がなかなか決定する事が出来なかった。あくまで現地主体での提案を行い活動を実行するといった形をとっていたので時間的にどうしても遅れが出てしまう。

2．取り組んだ支援活動

○この項目では、東日本大震災において取り組んだ支援活動の現状を把握した。

○支援活動について「①会員への災害関連情報の提供」「②被災地への会員等の派遣」「③救援物資・募金を被災地へ提供」「④被災者への相談支援」「⑤その他」の５項目から選択する形式で回答を得た。

○「①会員への災害関連情報の提供」「②被災地への会員等の派遣」「⑤その他」については、その概要を自由記述とした。

Ⅱ-2.取り組んだ支援活動（n=12）

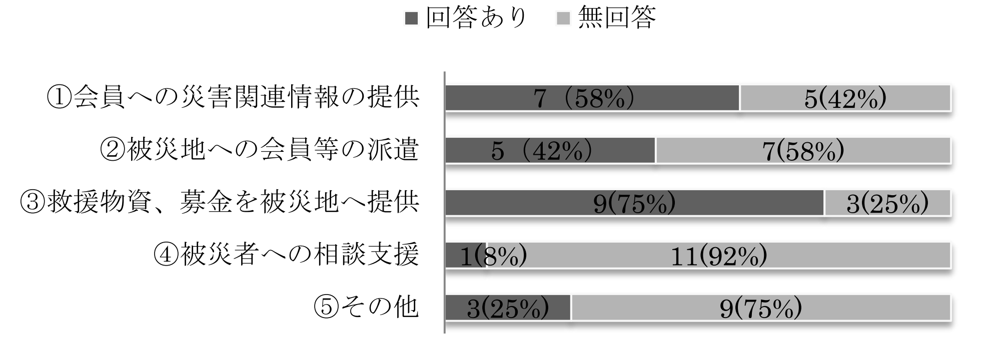

（1）会員への災害関連情報の提供【回答数 7】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・災害についてのマニュアルや情報を書面にして配布した。
・利用施設の状況、他団体等の様子など
・開所、閉所時間の変更や、計画停電の地域等を文書にて提供
・全国組織などからの現地情報など。主にメールで提供

・全国組織の要請に基づき、会員に会議や機関誌等を通じて、被災地支援募金活動の依頼を行い、その結果については、定時総会において報告した。（募金額　6,575,346 円）
・県内の施設長会や研修会を通し、被災地でのボランティア活動の報告を行う。
・グループメール、研修会、ホームページでの告示

（2）被災地への会員等の派遣【回答数 5（42%）】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・石巻、1 人、ボランティアグループ全体で 10 名、3 日、ケーナのコンサートを仮設住宅を回って行った。
・仙台市、石巻市、1名、市職員、施設職員らとともに被災地を視察し、福祉施設などの状況をまとめて報告書を作成した。
・石巻祥心会(宮城県)、仙台つどいの家(宮城県)、延べ 881 名
現地ニーズを把握するため、4 月 1 日～4 日にかけて宮城県へ現地調査に入る。被災施設や県庁・福祉協会の事務局等を訪問し、人的派遣を決定。福祉避難所になっていた通所施設・入所施設へ現地スタッフのサポートとしてワンクール 5 名～8 名の陣を組んで、ボランティアとして支援に入る。当会内部に災害対策チームを編成し、県内の会員事業所の協力を得て、人材を確保する。事前のオリエンテーションや費用の面での後方支援を行いながら、現地ニーズ終息(仮設住宅へ移るまで)まで、支援を継続。平成 23 年 4 月 10 日～8 月 20 日(129 日間)
・宮城県、石巻市、32人／宮城県、女川町、177人／石巻市内避難所での健康調査、家屋の泥かきの支援、平成 23 年 4 月 15 日～平成 23 年 4 月 27 日／女川町仮設住宅での健康調査等、ハエたたき1985本、ウチワ9260本を仮設住宅住民へ提供。平成 23 年 4 月 28 日～11 月 17 日

（3）救援物資、募金を被災地へ提供【回答数 9】
（4）被災者への相談支援【回答数１】
（5）その他【回答数 3】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・全国組織、新聞社等を通じて、義援金支援「県連合会」
・復興支援物品購入への協力要請が来た時には、会員へ流し、とりまとめて購入した。
・被災県の障害者施設で作っている製品の販売

３．支援活動上の課題

○この項目では、２．支援活動に取り組む上での課題を自由記述にて把握した。
○「回答あり」は 33%であり、「移動手段の確保」「通信手段の確保」「ボランティア活動におけるボランティアコーディネーターの必要性」について挙げられた。

項目	回答数
回答あり	4（33%）
無回答	8（67%）

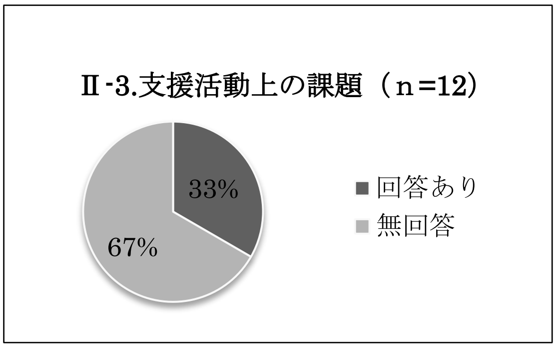

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・支援活動の派遣は現在の体制では困難
・メーリングリストという、方法が使えたが、福島や、宮城のように、通信ラインが途切れてしまった場合、支援活動ができないことが考えられる。
・移動手段。宿泊場所。被災者とのコミュニケーション(時間と共に状況が変化するため、ボランティアで入った者が、背景の状況理解が出来ない)。ボランティアコーディネーターの必要性。
・活動期間が長くなると支援に入る人も負担が増えてしまう。また、現地までの移動の交通費なども負担となってしまう。

４．今後、東日本大震災に関連して取り組んでいくもの

○この項目では、東日本大震災において今後、取り組んでいく活動の現状を把握した。
○活動について「①会員等の派遣」「②避難者への支援活動」「③調査・研究事業」「④行動マニュアル・方針作成」「⑤その他」の５項目から選択する形式で回答を得た。
○「①会員等の派遣」「②避難者への支援活動」「③調査・研究事業」「⑤その他」については、その概要を自由記述とした。

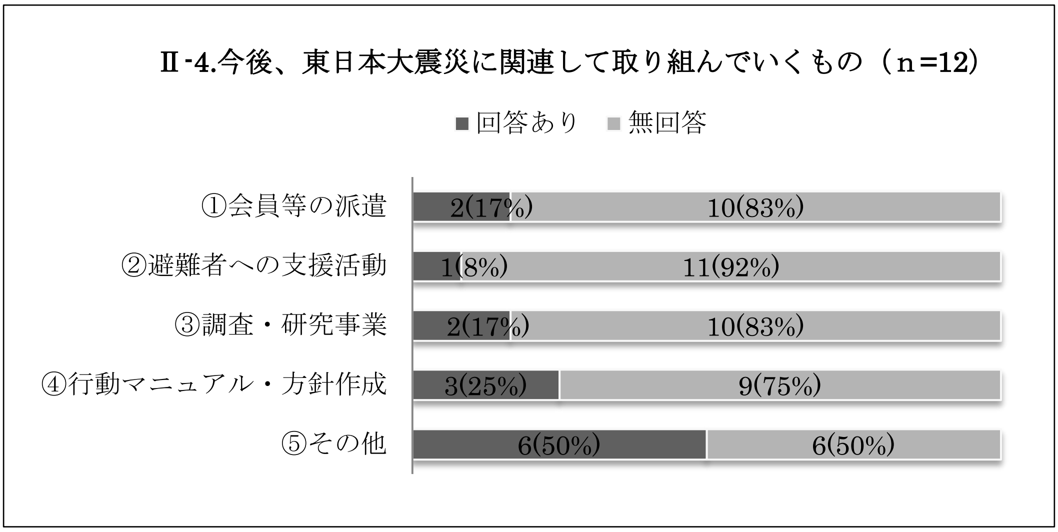

（1）会員等の派遣【回答数２】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・ボランティアグループ(カウンセリングの仲間)とともに、被災地の心のケア
・宮城県女川町、女川町にヘルパーを300人育成プロジェクトと称し、訪問介護員2級育成過程研修会を実施(講師派遣等での人的支援)

（2）避難者への支援活動【回答数１】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・被災地の品を販売。被災地へ支援している団体への協力

（3）調査・研究事業【回答数２】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞
・福祉避難所の研修
・震災の際の当該地域での対応等を検証し、震災等発生時に対応していける様にしたい。又、他団体等との情報交換を行っていきたい。

（4）行動マニュアル・方針作成【回答数 3】

（5）その他【回答数 6】

＜調査回答　自由記述からの抜粋＞

・義援金募集を開始。ホームページ専用ページ開設。第1回手交を行う事を会員へ連絡。ホームページ掲載。福島県老施協、宮城県老施協、岩手県社協高齢者福祉協議会へ渡す。義援金及び車両、車イスを寄贈。／職員派遣、要援護者の受入関係の活動：県高齢施設課より要援護者の受入及び介護職員等の派遣依頼が届く、25 日　会員施設へ要援護者の受入数調整依頼を行う。県経由で職員養成派遣が届く。県で職員を調整。当会では、派遣職員が現地で使用する寝袋、マット、グランドシート等を5組用意。派遣職員および期間と理事に連絡。ホームページに掲載
・継続的な募金活動、事業継続計画の作成
・平成 24 年 4 月より地域活動支援センターの県のメニュー補助（地域拠点事業の地域ネットワーク事業）を使い、「地域災害弱者支援連絡会議」（福祉避難所を考える会）を立ち上げた。メンバーは、施設長、拠点センター長、民生委員、青年会議所、看護師、精神保健福祉士、町内会長、有料老人ホーム、地域活動支援センター所長、身障親の会会長、職員
・震災に際して発生した事例を元に当施設や利用者に対する災害時支援の在り方について検討する。
・少数派である者の要望は、大勢からみると後回しや、ないがしろにされやすいです。ただ、一緒に避難する場合、発達障害の子どもたちが理解しやすい環境は、他のお年寄りや子どもたちにもわかりやすいユニバーサルデザインだということをもっと理解して欲しいものです。
・本県は、県西部地震や東海地震等の影響を受けると想定される地域であり、東日本大震災の教訓を元に、避難や防災の在り方を考えながら取り組んでいる。
・東日本大震災への人的派遣に関する報告集の作成。

（以上）

発　行　平成 26 年７月
発行者　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡 4-2
TEL 045-311-1423　FAX 045-312-6302　E-mail　kikaku@knsyk.jp
URL http://knsyk.jp/